

第7章 廃棄物分野

7.1. 廃棄物分野の概要

7.1.1. 廃棄物処理及び算定カテゴリーの概要

廃棄物分野では、廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガスを処理方式に応じ、固形廃棄物の処分（5.A.）、固形廃棄物の生物処理（5.B.）、廃棄物の焼却と野焼き（5.C.）、排水の処理と放出（5.D.）及びその他（5.E.）の区分で排出量の算定を行う¹。我が国における廃棄物・排水処理方式及び区分別の温室効果ガス算定カテゴリーを図 7-1 及び図 7-2 に記す。

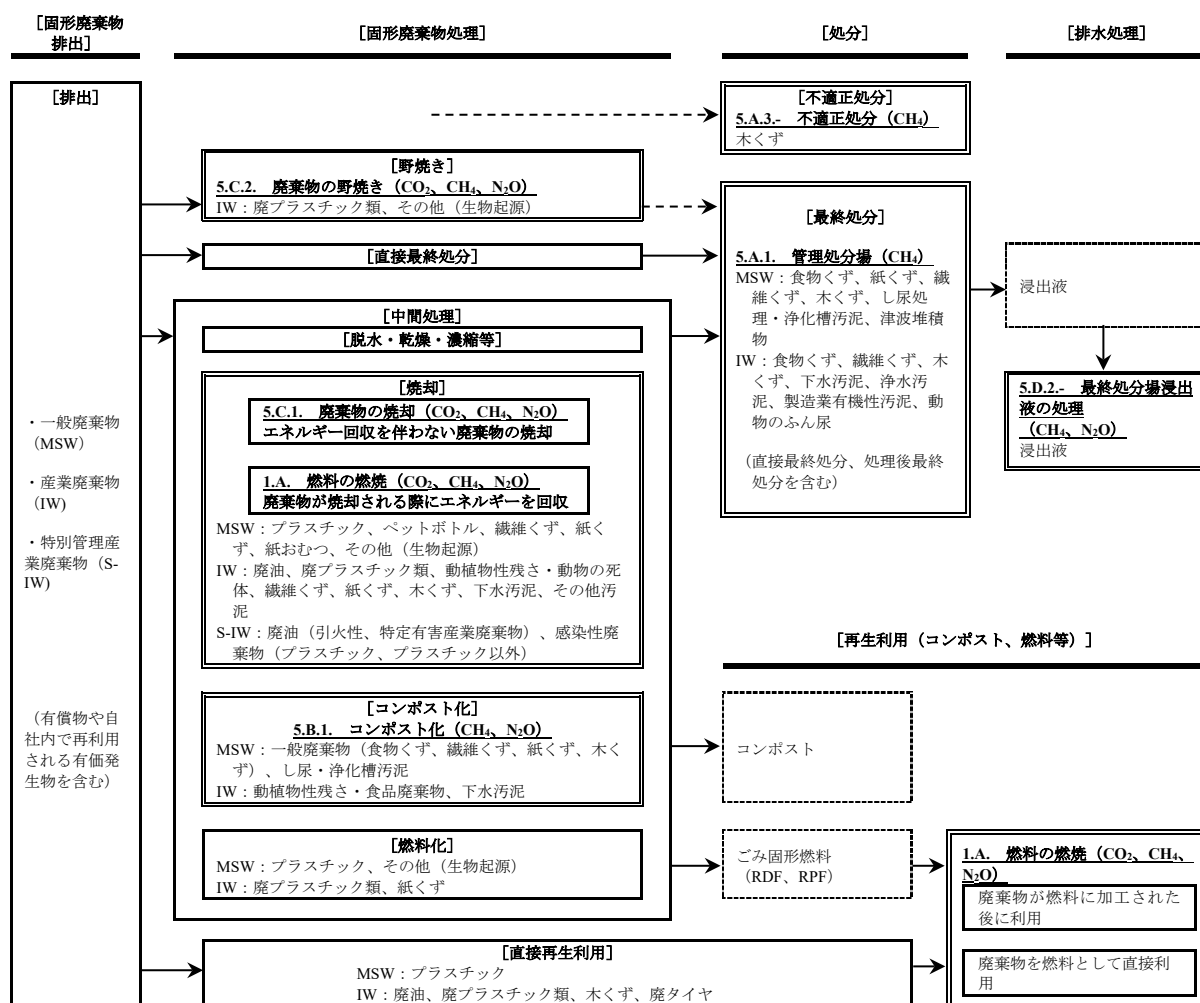


図 7-1 温室効果ガス排出量の算定対象となる固形廃棄物、その処理方式及び算定カテゴリーのフロー

¹ 廃棄物分野のいくつかの排出源では、過去の年度の統計データや関連データ等を入手できない場合、推計により値の補完を行っているが、本章では、これらの推計方法の内容については割愛している。推計方法の詳細については環境省のホームページ「温室効果ガス排出量算定方法検討会」(<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/committee/>)を参照のこと。

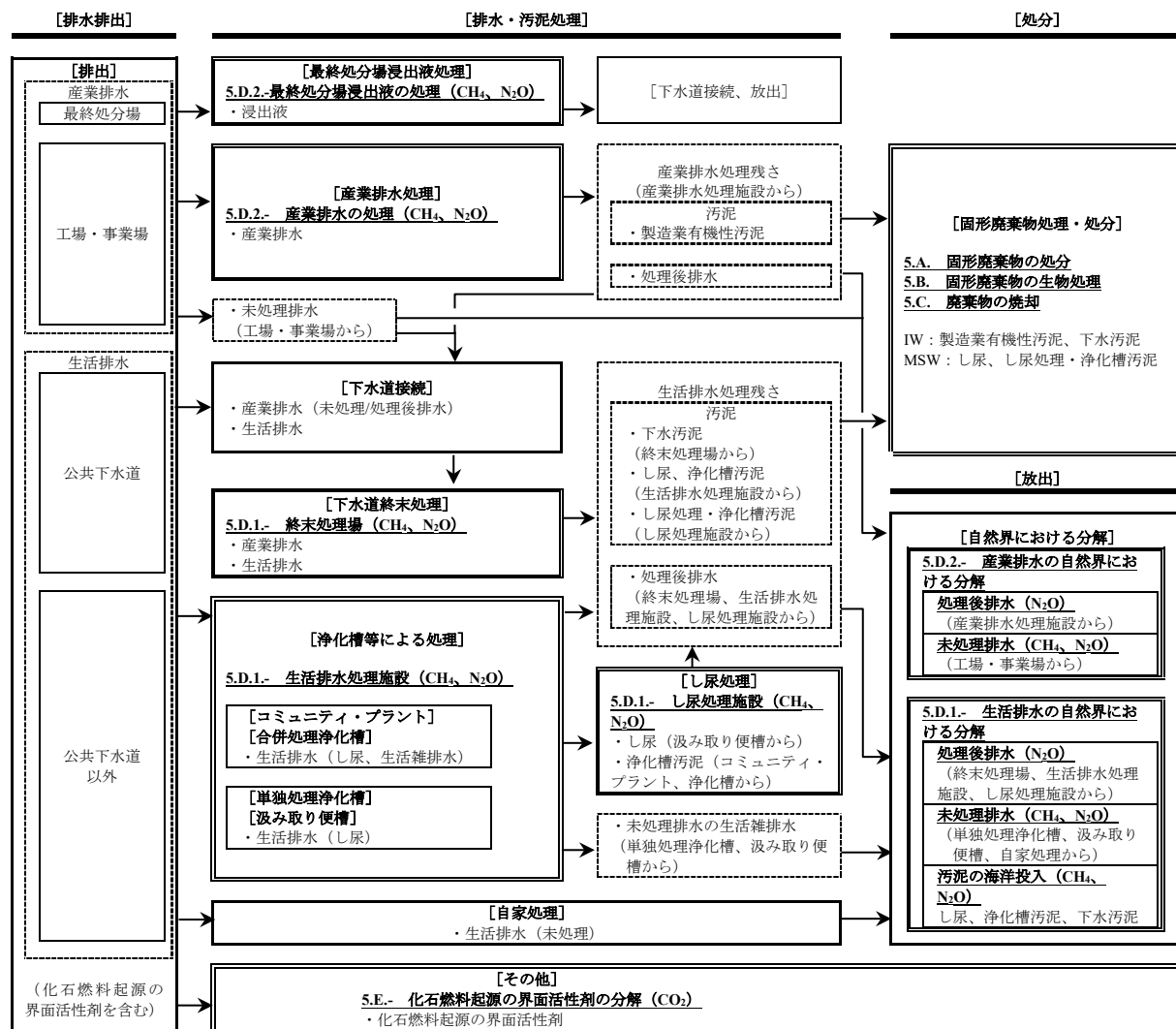


図 7-2 温室効果ガス排出量の算定対象となる排水・汚泥、その処理方式及び算定カテゴリーのフロー

廃棄物分野で算定対象とする「廃棄物」とは、2006 年 IPCC ガイドラインの考え方に基づく廃棄物であり、我が国の場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃掃法という。）の定義に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物のほか、有価物や自社内で再利用される有価発生物等も算定対象に含まれる（具体的には「7.3.1.コンポスト化（5.B.1.）」「7.4.3.2.廃棄物が原燃料として直接利用される場合（1.A.）」、「7.4.3.3.廃棄物が燃料に加工された後に利用される場合（1.A.）」で報告）。我が国における廃棄物関連の統計データは、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれて取りまとめられていることから、廃棄物分野の多くの排出源では、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて算定方法等の検討を行っている。なお、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの排出量は当該分野で算定されている。

7.1.2. 廃棄物分野における温室効果ガス排出量の概要

2023 年度における当該分野からの温室効果ガス排出量は 16,100 kt-CO₂ 換算であり、我が国の温室効果ガス総排出量（LULUCF を除く）の 1.5%を占め、1990 年度比においては 45.2%の減少、前年度比においては 3.4%の減少となっている。廃棄物分野の総排出量に対するカテゴリー別排出量の割合は、廃棄物の焼却と野焼き（5.C.）（エネルギー分野で報告する廃棄物の

焼却等を除く）が 63.8%（1990 年度比 13.4%の減少）と最も多く、次いで排水の処理と放出（5.D.）が 21.2%（1990 年度比 36.9%の減少）、固形廃棄物の処分（5.A.）が 9.5%（1990 年度比 86.3%の減少）、その他（5.E.）が 3.7%（1990 年度比 15.0%の減少）、固形廃棄物の生物処理（5.B.）が 1.7%（1990 年度比 26.6%の増加）の結果となっている。ガス別・カテゴリー別の排出量割合は、主に廃プラスチックや廃油等の化石燃料起源の廃棄物の焼却及び野焼きに伴う CO₂ 排出量が最も多く（56.4%）、次いで排水の処理と放出に伴う N₂O の排出（10.8%）、排水の処理と放出に伴う CH₄ の排出（10.4%）の結果となっている。

1990 年度以降の廃棄物分野の温室効果ガス排出量推移の傾向の特徴として、循環型社会形成推進基本法及び個別リサイクル法等の制定によりリサイクル率が向上し、生分解可能廃棄物最終処分量の減少に伴う最終処分場からの CH₄ 排出量が減少したことが挙げられる。具体的には、廃棄物のリサイクル率は 1990 年度の 7.4%から 2021 年度には 16.5%に増加し、また一方では廃棄物の最終処分量が 1990 年度の 109 Mt から 2021 年度には 12 Mt に減少している（環境省、2024）。ただし、エネルギー分野で排出量が計上される原燃料利用及びエネルギー回収を伴う化石燃料起源の廃棄物の焼却に伴う排出量は、リサイクル率の増加に伴い増加している（1990 年度比 65.2%の増加）。

7.1.3. 廃棄物分野における一般的な方法論

■ 算定方法、排出係数

廃棄物分野からの温室効果ガス排出量の算定には、主に国独自の算定方法及び排出係数を用いる。国内研究の十分でないカテゴリーについて、部分的に 2006 年 IPCC ガイドラインにおけるデフォルトの方法論や排出係数を用いる。カテゴリーごとの詳細は各節に記す。

表 7-1 廃棄物分野で用いる算定方法と排出係数の概要

温室効果ガス排出・ 吸収カテゴリー	CO ₂		CH ₄		N ₂ O	
	算定方法	排出係数	算定方法	排出係数	算定方法	排出係数
5. 廃棄物分野	CS	CS	CS, D, T2, T3	CS, D	CS, D, T2	CS, D
A. 固形廃棄物の処分	NA	NA	T3	CS		
B. 固形廃棄物の生物処理			T2	CS	T2	CS
C. 廃棄物の焼却と野焼き	CS	CS	CS, T2	CS, D	CS, T2	CS, D
D. 排水の処理と放出			CS, D	CS, D	CS, D	CS, D
E. その他	CS	CS	NA	NA	NA	NA

（注）D：IPCC デフォルト値、T2：IPCC Tier 2、T3：IPCC Tier 3、CS：国独自の的方法又は排出係数、NA：該当なし

■ 活動量

廃棄物分野からの温室効果ガス排出量の算定では、活動量として主に環境省環境再生・資源循環局「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用量実態調査編）」（以下、「循環利用量調査報告書」。）や環境省環境再生・資源循環局「日本の廃棄物処理」、（公社）日本下水道協会「下水道統計（行政編）」（以下、「下水道統計」。）等の値を用いる。その他、各種廃棄物に関する統計及び関係省庁・団体からの提供データを用いるが、詳細は各カテゴリーの該当節を参照のこと。

なお、東日本大震災の発生した 2011 年以降の災害廃棄物の処理・処分量については環境省環境再生・資源循環局により調査され、温室効果ガス排出量の推計の活動量に考慮されている。

7.1.4. 廃棄物分野における一般的な不確実性評価

廃棄物分野からの温室効果ガス排出量の不確実性は、2006 年 IPCC ガイドライン及び環境省（2013a）に基づき評価されている。一般的な不確実性評価の方法論を以下に記す。カテゴリーごとの不確実性評価の詳細は各節に記す。

■ 排出係数

各排出源に係る変数や排出係数については、実測データから計算される 95%信頼区間もしくは専門家判断により評価する。様々な変数をもとに計算式により排出係数を求める場合、各変数の不確実性を誤差伝搬式で合成して排出係数の不確実性を評価する。

■ 活動量

活動量の不確実性については、統計の誤差に関する情報が無く、具体的な根拠に基づく不確実性の設定が困難なため、表 7-2 のように専門家判断に基づく不確実性を適用する。

表 7-2 廃棄物分野の活動量に用いられる統計データの不確実性

活動量に用いられる統計値	設定する不確実性		不確実性の設定根拠
	(-)	(+)	
一般廃棄物（下水を除く生活排水）	-10%	+10%	2006 年 IPCC ガイドラインがデフォルト値として設定する不確実性のうち「トラックスケールにより廃棄物重量を測定している場合」の値（±10%）を専門家判断により設定する。
産業廃棄物（産業排水）	-30%	+30%	2006 年 IPCC ガイドラインがデフォルト値として設定する不確実性のうち「定期的に廃棄物発生量データを収集している場合」の値（±30%）を専門家判断により設定する。
特別管理産業廃棄物	-60%	+60%	産業廃棄物統計の 2 倍の不確実性を専門家判断により設定する。
有価発生物	-30%	+30%	2006 年 IPCC ガイドラインがデフォルト値として設定する不確実性のうち「定期的に廃棄物発生量データを収集している場合」の値（±30%）を専門家判断により設定する。
下水道	-5%	+5%	全国の終末処理場に対する悉皆調査であり、データの把握精度は高いと考えられることから、専門家判断により 5%と設定する。
上水道	-5%	+10%	統計値の誤差（標本誤差）は下水道統計と同様に専門家判断により 5%と設定する。なお、水道統計の調査対象は、認可を得ている計画給水人口が 5,001 人以上の水道事業及び水道用水供給事業であり、簡易水道事業等の小規模浄水場から発生する汚泥は未把握となっている。簡易水道事業の人口割合は約 5%であることから、上限側の不確実性に 5%を追加する。

■ 排出量

排出係数・活動量をもとに計算式により排出量を求めるため、各量の不確実性を誤差伝搬式で合成して排出量の不確実性を評価する。

7.1.5. 廃棄物分野における一般的な再計算

■ 統計データの更新

我が国における多くの統計は日本の会計年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）に基づき作成されている。そのため廃棄物分野の活動量の出典として用いるいくつかの統計は、インベントリ取りまとめの時期までに最新年度の統計値の集計が完了しない。

この場合、一般的には 2006 年 IPCC ガイドラインに従い最新年度の活動量は前年データを据え置くこととなるが、主要な活動量についてはより適切な推計値の適用が望まれる。適切な活動量を得る取り組みとして、主要な出典である環境省「循環利用量調査報告書」から引用する固形廃棄物データについては、環境省環境再生・資源循環局「循環利用量調査改善検討会」において各種経済指標（廃棄物等となる製品の出荷量や出荷額等）に基づき最新年度値の速報値として毎年推計している（環境省環境再生・資源循環局「廃棄物統計等の精度向上及び迅速化のための検討調査報告書」）。廃棄物分野における最新年度の温室効果ガス排出量の推計にはこの速報値による活動量を用いている。翌年のインベントリ提出の際、これらの速報値を確定値に更新しているため、当該年度の GHG 排出量については、例年、再計算を

行っている。

■ 算定方法の改訂

温室効果ガス排出量算定方法検討会廃棄物分科会では、我が国の廃棄物分野における温室効果ガスの排出実態をより適切に反映するよう、算定方法、活動量、排出係数及び各種パラメータの選択について検討を行っている。これら検討結果に基づく方法論の変更は、毎年の提出インベントリに反映され、方法論の変更のあったカテゴリーの排出量は再計算される。方法論変更の詳細は、カテゴリー別の再計算の節、及び第10章の表10-8を参照のこと。

7.2. 固形廃棄物の処分（5.A.）

本カテゴリーでは、最終処理場に埋め立てられた廃棄物から発生するCH₄の排出量を算定する。なお、本排出源では我が国における廃棄物区分に準じ、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて算定方法の検討を行い、表7-3に示す算定区分で排出量を推定する。CRTで報告する廃棄物の区分は、表7-6を参照のこと。

表 7-3 固形廃棄物の陸上における処分（5.A.）で排出量の算定を行う区分

区分	算定対象			処分方式	CH ₄		
5.A.1. (7.2.1)	一般廃棄物	食物くず ^a		管理処分場	○		
		紙くず ^a			○		
		木くず ^a			○		
		繊維くず ^a	天然繊維くず ^{a 1)}		○		
		汚泥	し尿処理・浄化槽汚泥		○		
			津波堆積物 ²⁾		○ ²⁾		
	産業廃棄物	食物くず ^{a 3)} [動植物性残さ・動物の死体]			○		
		紙くず ^a			○		
		木くず ^a			○		
		繊維くず ^a	天然繊維くず ^{a 1)}		○		
		汚泥	下水汚泥		消化汚泥由来の汚泥 ⁴⁾	○	
					その他下水汚泥		○
			浄水汚泥		○		
			製造業有機性汚泥		○		
			動物のふん尿 ⁵⁾		○		
			—		○		
		c. 好気性埋立				NO	
5.A.2. (7.2.2)	—			非管理処分場	NO		
5.A.3. (7.2.3)	産業廃棄物	木くず ^a		不適正処分 ⁶⁾ (嫌気性埋立)	○		

(注)

- 1) 繊維くずのうち、合成繊維くずは埋立処分場内で生物分解されないと見なし、天然繊維くずのみを算定対象とする。
- 2) 2011年3月11日の東日本大震災に伴い発生した津波堆積物の一部を最終処分している。処分される津波堆積物には有機物が含まれており、専門家判断により、木くずの排出係数を適用してCH₄排出量を算定している。また、津波堆積物を最終処分した処分方式を特定できないことから、排出量が大きくなる嫌気性埋立（MCF=1.0）を保守的に仮定している。
- 3) 産業廃棄物の国内での区分「動植物性残さ」及び「動物の死体」をまとめて「食物くず」としている。
- 4) 消化された後に脱水された下水汚泥の埋立を指す。汚泥の消化により、汚泥中の生物分解される炭素量が減少するため、消化後の下水汚泥の埋立と、未消化の下水汚泥の埋立を分けてメタン排出量を算定する。
- 5) 動物のふん尿は我が国の法律上の区分は汚泥ではないが、性状が類似する汚泥のカテゴリーで算定を行う。
- 6) 生分解可能な炭素を含む不適正処分廃棄物として、現時点で実態が把握されている木くずからの排出を算定対象としている。

表 7-4 固形廃棄物の処分（5.A.）から発生する温室効果ガス排出量

ガス	区分			単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
CH ₄	5.A.1. 管理処分場	a. 嫌気性埋立	一廃	kt-CH ₄	220.9	184.5	136.8	98.6	66.1	51.9	44.1	31.8	29.2	26.9	24.5	22.6
			産廃	kt-CH ₄	155.5	141.3	108.9	71.0	40.8	30.6	25.1	17.9	16.6	15.6	14.7	14.0
		b. 準好気性埋立	一廃	kt-CH ₄	17.7	25.9	28.7	30.6	24.9	21.7	19.4	14.9	13.9	12.8	11.8	11.1
			産廃	kt-CH ₄	4.7	8.4	12.3	13.7	10.6	9.9	8.7	7.4	7.3	7.2	7.0	6.9
		c. 好気性埋立			kt-CH ₄	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
	5.A.2. 非管理処分場			kt-CH ₄	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
	5.A.3. その他の廃棄物処分場	不適正処分	kt-CH ₄	0.1	0.2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	
			合計	kt-CH ₄	398.9	360.3	287.2	214.5	142.9	114.6	97.7	72.4	67.4	62.8	58.3	54.8
				kt-CO ₂ 換算	11,169	10,089	8,043	6,006	4,001	3,208	2,736	2,027	1,888	1,759	1,634	1,534

推計した固形廃棄物の処分からの温室効果ガス排出量を表 7-4 に示す。2023 年度における当該排出源カテゴリーからの温室効果ガス排出量は 1,534 kt-CO₂ 換算であり、我が国の温室効果ガス総排出量（LULUCF を除く）の 0.1% を占めている。また、1990 年度の排出量と比較すると 86.3% の減少となっている。排出量の減少は、廃棄物の減容化のための焼却の増加による生分解可能廃棄物の最終処分量の減少にともない、最終処分場からのメタンの発生が減少した結果である。

管理処分場における生分解性廃棄物の最終処分量は 1990 年以降経年的に減少しているが、廃棄物の分解に伴う CH₄ 発生量は FOD 法に基づき半減期（例えば紙くずは 7 年）を考慮して算定されるため比較的緩やかな減少となり、1990 年度以降の見かけの排出係数（IEF）は上昇傾向にある。また、その他処分場（不適正処分）では発覚している処分量のみ考慮するため、処分量の経年変化は不規則になる一方、CH₄ 排出量は FOD 法に基づき緩やかに経年変化するため、IEF の経年変化が不規則になりやすい。

7.2.1. 管理処分場（5.A.1.）

a) 排出源カテゴリーの説明

我が国では一般廃棄物及び産業廃棄物中の食物くず、紙くず、繊維くず、木くず、汚泥の一部は焼却されずに埋立処分されており、処分場内における有機成分の生物分解に伴い CH₄ が発生している。我が国における埋立処分場は廃掃法に基づき適正な管理が行われているため、放出される CH₄ 量は「管理処分場（5.A.1.）」（「嫌気性埋立（5.A.1.a.）」又は「準好気性埋立（5.A.1.b.）」）に報告する。ただし、我が国では好気性処分場での最終処分は行われていないことから、「好気性埋立（5.A.1.c.）」における CH₄ 量は NO と報告する。

b) 方法論

■ 算定方法

国独自のパラメータを用いた 2006 年 IPCC ガイドラインの FOD 法を適用し排出量の算定を行う（Tier 3）。ここでは国内の算定報告公表制度における方法論との整合性を考慮し、排出係数を「生物分解された廃棄物から発生する CH₄ 量」、活動量を「算定対象年度内に生物分解された廃棄物量」と定義する。なお、これら国独自の排出係数及び活動量は 2006 年 IPCC ガイドラインに示されたパラメータについて、その関連性を維持する形で組み合わせて定義していることから、我が国の方法論（次式）と 2006 年 IPCC ガイドラインの FOD 法（vol. 5, chap. 3, equation 3.1）との間には実質的な相違点はない。

$$E = \left\{ \sum_{i,j} (EF_{i,j} \times A_{i,j}) - R \right\} \times (1 - OX)$$

- E : 管理処分場からの CH_4 排出量 [kg-CH_4]
 $EF_{i,j}$: 構造 j の埋立処分場に焼却されずに埋め立てられた生分解性廃棄物 i の排出係数 [$\text{kg-CH}_4/\text{t (dry)}$]
 $A_{i,j}$: 構造 j の埋立処分場に焼却されずに埋め立てられた生分解性廃棄物 i のうち算定対象年度内に分解した量 [t (dry)]
 R : 埋立処分場における CH_4 回収量 [kg-CH_4]
 OX : 埋立処分場の覆土による CH_4 酸化率

■ 排出係数

焼却されずに埋め立てられた生分解性廃棄物 1t (乾燥ベース) が分解した際に排出される CH_4 の量 [kg] を対象とし、生分解性廃棄物の種類 (食物くず、紙くず、天然繊維くず、木くず、下水汚泥、し尿・浄水汚泥、製造業有機性汚泥、動物のふん尿) 及び埋立処分場 (嫌気性埋立、準好気性埋立) 別に設定する。排出係数は以下の式で求める。

$$EF_{i,j} = DOC_i \times DOCf_i \times MCF_j \times F \times 1000 \times \frac{16}{12}$$

- DOC_i : 生分解性廃棄物 i の炭素含有率
 $DOCf_i$: 廃棄物 i の生分解性炭素分のガス化率
 MCF_j : 構造 j (嫌気性、管理された準好気性、管理が不十分な準好気性) の埋立処分場における好気分解補正係数
 F : 生ガス CH_4 比率

○ 炭素含有率 (DOC: 乾燥ベース)

環境省 (2006b) 及び環境省 (2010) 等を基に、表 7-5 のように設定する。各廃棄物とも経年的に性状が大きく変化しないと考えられるため毎年度一律の値を用いる。

表 7-5 管理処分場に埋め立てられる廃棄物中の炭素含有率 (乾燥ベース)

項目		炭素含有率	出典
一般廃棄物	食物くず	43.4 %	東京都、横浜市、川崎市、神戸市、福岡市提供データ (1990～2004 年度) を単純平均する (環境省、2006b)。
	木くず	45.2 %	
	紙くず	40.8 %	
	天然繊維くず	45.0 %	天然繊維の種類 (綿糸、毛糸、絹糸、麻糸、再生繊維) ごとに構成成分から推定した炭素含有率を、天然繊維内需量 (1990～2004 年度) で加重平均する (環境省、2006b)。
	し尿処理・浄化槽汚泥	40.0 %	その他下水汚泥の値を代用する。
	津波堆積物	4.5 %	津波堆積物中の有機成分割合に有機成分中の炭素含有率を乗じて推計する。専門家判断により、最終処分される津波堆積物の有機成分割合を 10%、津波堆積物に含まれる有機成分の炭素含有率を 45.2% (木くずの値) と設定する。
産業廃棄物	食物くず	43.4 %	性状が同様である一般廃棄物のデータを代用する。
	木くず	45.2 %	
	紙くず	40.8 %	
	消化汚泥由来の汚泥	30.0 %	藤本 (2002)、藤島他 (2004)、大嶋他 (1986)、田中他 (1980) を基に専門家判断。
	その他下水汚泥	40.0 %	国内の研究事例をもとに専門家判断 (環境省、2006b)。
	浄水汚泥	6.0 %	23 か所の浄水施設における調査結果の平均値 (環境省、2010)。
	製造業有機性汚泥	45.0 %	最終処分量が最も多い製紙業からの有機性汚泥の値を用いる。この主成分はペーパースラッジであるため、セルロース中の炭素含有率を基に設定する (環境省、2006b)。
	動物のふん尿	40.0 %	その他下水汚泥の値を代用する。

○ 廃棄物のガス化率 (DOC_f)

2019 年改良 IPCC ガイドラインのデフォルト値に基づき、廃棄物に含まれる生分解性炭素分のガス化率 (DOC_f) を表 7-6 のように設定する。

表 7-6 管理処分場に埋め立てられる廃棄物に含まれる生分解性炭素分のガス化率

項目		炭素のガス化率 (DOC_f)	廃棄物の分解性 (CRT での報告区分)	出典
一般廃棄物	食物くず	0.7	易生分解性	2019 年改良 IPCC ガイドライン
	木くず	0.1	難生分解性	
	紙くず	0.5	準易生分解性	
	天然繊維くず	0.5	準易生分解性	
	し尿処理・浄化槽汚泥	0.7	易生分解性	
	津波堆積物	0.1	難生分解性	
産業廃棄物	食物くず	0.7	易生分解性	
	木くず	0.1	難生分解性	
	紙くず	0.5	準易生分解性	
	消化汚泥由来の汚泥	0.7	易生分解性	
	その他下水汚泥	0.7	易生分解性	
	浄水汚泥	0.7	易生分解性	
	製造業有機性汚泥	0.7	易生分解性	
	動物のふん尿	0.7	易生分解性	

○ 好気分解補正係数 (MCF)

2019 年改良 IPCC ガイドラインのデフォルト値に基づき、埋立処分場の構造別の好気分解補正係数を表 7-7 のように設定する。

表 7-7 埋立処分場構造別の好気分解補正係数 (MCF)

埋立処分場の構造	好気分解補正係数 (MCF)	出典
嫌気性埋立処分場	1.0	2019 年改良 IPCC ガイドライン
管理された準好気性埋立処分場	0.5	
管理が不十分な準好気性埋立処分場	0.7	

○ 発生ガス中の CH_4 比率 (F)

2006 年 IPCC ガイドラインに示されるデフォルト値を用い 50% と設定する。

○ 排出係数 (EF)

以上の計算より得られた排出係数を表 7-8 に記す。

表 7-8 生分解性廃棄物の種類及び埋立処分場構造別の排出係数

項目		嫌気性埋立 [kg-CH ₄ / t (dry)]	管理された 準好気性埋立 [kg-CH ₄ / t (dry)]	管理が不十分な 準好気性埋立 [kg-CH ₄ / t (dry)]
一般廃棄物	食物くず	203	101	142
	紙くず	136	68	95
	天然繊維くず	150	75	105
	木くず	30	15	21
	し尿処理・浄化槽汚泥	187	93	131
	津波堆積物	3	NA	NA
産業廃棄物	食物くず	203	101	142
	紙くず	136	68	95
	天然繊維くず	150	75	105
	木くず	30	15	21
	消化汚泥由来の汚泥	140	70	98
	その他下水汚泥	187	93	131
	浄水汚泥	28	14	20
	製造業有機性汚泥	210	105	147
	動物のふん尿	187	93	131

■ 活動量

焼却されずに埋め立てられた生分解性廃棄物のうち、算定対象年度内に分解した量（乾燥ベース）は、算定対象前年度末までに残存する生分解性廃棄物量に埋立廃棄物の分解率を乗じて算定する。

一般廃棄物、産業廃棄物別の生分解性廃棄物量は、廃棄物の種類及び埋立処分場の構造別に把握する。各年度の最終処分量は生分解可能最終処分量（排出ベース）に、埋立処分場の構造別最終処分量割合（排出ベース）を乗じた上で、廃棄物の種類ごとの含水量を差し引いて乾燥ベースの値を求める。

$$A_{ij}(T) = W_{ij}(T-1) \times (1 - e^{-k_i})$$

$$W_{ij}(T) = W_{ij}(T-1) \times e^{-k_i} + w_{ij}(T)$$

$A_{ij}(T)$: 構造 j (嫌気性、準好気性) の埋立処分場で算定対象年度 (T 年度) に分解する廃棄物 i の量 (活動量) [t (dry)]

$W_{ij}(T)$: T 年度に構造 j の埋立処分場内に残存する廃棄物 i の量 [t (dry)]

$w_{ij}(T)$: T 年度に構造 j の埋立処分場内に埋め立てられた廃棄物 i の量 [t (dry)]

k_i : 廃棄物 i の分解速度定数 [年⁻¹]

ここで、

$$w_{ij}(T) = w_{i,wet}(T) \times S_j \times (1 - u_i)$$

$$k_i = \ln(2)/H_i$$

$w_{i,wet}(T)$: T 年度に埋め立てられた廃棄物 i の量 [t (wet)]

S_j : 埋立処理構造 j (嫌気性、準好気性) の埋立処分場割合 [%]

u_i : 廃棄物 i の含水率 [%]

H_i : 廃棄物 i の半減期 (埋め立てられた廃棄物 i の量が半分になるまでの時間) [年]

準好気性埋立処分場については、管理状態に応じて更に 2 区分に分割する。国内の準好気性埋立処分場では、浸出液集排水管の出口が水没する、集排水管が満水で管理される、集排水管内に保有水の内部貯留がある、集排水管・ガス抜き管の延伸工事が適切に行われていない等、管理が十分に行われていない場合がある。このような集排水管の管理状態を考慮して国独自の変量「集排水管末端開放率」を定義し、一般廃棄物及び産業廃棄物の活動量を「管

理が不十分な準好気性埋立処分場」及び「管理された準好気性埋立処分場」別に以下のように推計する。

$$A_{i, \text{semiaerobic-well}}(T) = A_{i, \text{semiaerobic}}(T) \times P$$

$$A_{i, \text{semiaerobic-poorly}}(T) = A_{i, \text{semiaerobic}}(T) \times (1 - P)$$

$A_{i, \text{semiaerobic}}(T)$: 準好気性埋立処分場で算定対象年度 (T 年度) に分解する廃棄物 i の量 (活動量) [t (dry)]

$A_{i, \text{semiaerobic-well}}(T)$: 管理された準好気性埋立処分場で算定対象年度 (T 年度) に分解する廃棄物 i の量 (活動量) [t (dry)]

$A_{i, \text{semiaerobic-poorly}}(T)$: 管理が不十分な埋立処分場で算定対象年度 (T 年度) に分解する廃棄物 i の量 (活動量) [t (dry)]

ここで、

$$P = W' / W$$

P : 集排水管末端開放率 [%]

W' : 浸出液集排水管の末端を開放された状態で管理されている準好気性埋立最終処分場における算定対象年度の最終処分量 (一般廃棄物 : t、産業廃棄物 : m³)

W : 準好気性埋立構造の最終処分場における算定対象年度の総最終処分量 (一般廃棄物 : t、産業廃棄物 : m³)

○ 生分解可能最終処分量

最終処分される生分解可能廃棄物の年間最終処分量 (乾燥ベース) を表 7-9 に示す。

表 7-9 生分解可能廃棄物の年間最終処分量 (嫌気性埋立及び準好気性埋立の合計値)

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
一般廃棄物													
食物くず	kt (dry)	424	272	196	78	30	21	16	10	9	7	7	6
紙くず	kt (dry)	1,140	859	698	492	311	226	142	63	58	54	57	51
天然繊維くず	kt (dry)	59	46	34	67	3	3	3	1	1	1	1	1
木くず	kt (dry)	363	200	155	81	40	65	22	13	10	9	10	9
し尿処理・浄化槽汚泥	kt (dry)	78	51	46	47	20	10	7	12	11	13	13	13
津波堆積物	kt (dry)	NO	NO	NO	NO	NO	29	NO	NO	NO	NO	NO	NO
産業廃棄物													
食物くず	kt (dry)	65	177	109	45	22	11	12	18	18	14	14	13
紙くず	kt (dry)	102	125	137	89	31	16	12	24	28	28	30	29
天然繊維くず	kt (dry)	4	16	15	17	7	6	11	10	10	11	10	10
木くず	kt (dry)	465	490	235	230	145	111	124	126	125	100	101	98
消化汚泥由来の汚泥	kt (dry)	59	50	31	11	3	4	3	3	4	3	3	3
その他下水汚泥	kt (dry)	219	185	114	42	17	11	12	7	5	7	6	5
浄水汚泥	kt (dry)	199	166	146	66	67	67	67	67	67	67	67	67
製造業有機性汚泥	kt (dry)	354	164	69	48	31	17	13	13	11	11	12	12
動物のふん尿	kt (dry)	12	12	11	11	11	12	13	13	13	13	13	13

(注) 2011 年の東日本大震災により大量発生した津波堆積物は、処理後の復興資材の活用先が動き出したことにより、処理が本格化した 2013 年に処分量が増えている。この津波堆積物の最終処分は 2013 年で終了したため、2014 年度以降は最終処分量が 0 kt/年となった。

生分解可能廃棄物の種類別最終処分量の把握方法の概要を表 7-10 に示す。算定の起点年は、旧清掃法 (現、廃掃法) 施行時点の 1954 年度とし、把握できない過去の最終処分量データ (主に 1980 年度以前) については、得られる直近年度の値 (主に 1980 年度のデータ) を代用する。最終処分量の統計調査の開始 (1980 年代) 以降においてもデータが得られない期間については、内挿により推計する。

表 7-10 生分解可能廃棄物の最終処分量把握方法の概要

算定対象		出典	詳細	時系列
一般廃棄物	食物くず	環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データ	・ 直接最終処分量 ・ 中間処理後最終処分量 ※繊維くず中の天然繊維くずの割合は、経済産業省「繊維・生活用品統計年報」及び日本化学繊維協会「繊維ハンドブック」から把握した各年の天然繊維内需量と全繊維製品内需量の比を用いて設定。	・ 一部の年度は内挿値 ・ 1980 年度以前は 1980 年度値を代用
	紙くず			
	木くず			
	繊維くず（天然繊維くず）※			
	し尿処理・浄化槽汚泥	(直接最終処分) 環境省「日本の廃棄物処理」 (処理後最終処分) 環境省「循環利用量調査報告書」、及び同調査データ	し尿のその他処理量(体積ベース)を重量に換算(1.0 kg/L)して用いる。 処理後最終処分量(焼却灰を除いた量)	1978 年度以前は 1978 年度値を代用 1998 年度以前は、し尿処理・浄化槽汚泥(直接最終処分)データをもとに推計
	津波堆積物	環境省「日本の廃棄物処理」	津波堆積物の最終処分量	2011 年度より最終処分開始
産業廃棄物	食物くず（動植物性残さ、動物の死体）	環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データ	・ 直接最終処分量 ・ 中間処理後最終処分量（出典データを用い焼却灰を除く量を推計） ※繊維くずは廃掃法の規定により、全量を天然繊維くずと見なす	・ 一部の年度は内挿値 ・ 1980 年度以前は 1980 年度値を代用
	紙くず			
	木くず			
	繊維くず（天然繊維くず）※			
	消化汚泥由来の汚泥	国土交通省提供データ	国土交通省により別途集計された値を使用	・ 一部の年度は内挿値 ・ 1985 年度以前は 1985 年度値を代用
	その他下水汚泥	(公社) 日本下水道協会「下水道統計」	下水汚泥総量より消化汚泥由来の汚泥を差し引いた量	
	浄水汚泥	(公社) 日本水道協会「水道統計」	各浄水場の「処分土量合計」及び「最終処分割合」より推計	1980 年度以前は 1980 年度値を代用。
	製造業有機性汚泥	製紙業 日本製紙連合会・紙パルプ技術協会提供データ	製紙業の有機性汚泥最終処分量	1989 年度以前は 1989 年度値を代用。
		化学工業	経済産業省「産業分類別の副産物（産業廃棄物・有価発生物）発生状況等に関する調査」等 食品製造業及び化学工業における有機性汚泥最終処分量	・ 一部の年度は内挿値 ・ 2015 年度以降は（一社）日本経済団体連合会『環境自主行動計画（廃棄物対策編）フォローアップ結果』及び環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」データを用いて推計 ・ 1998 年度以前は（社）日本経済団体連合会『環境自主行動計画（廃棄物対策編）フォローアップ結果』より推計 ・ 1990 年度以前は 1990 年度値を代用
		食品製造業		
	動物のふん尿	環境省調査	—	1980 年度以前は 1980 年度値を代用

○ 廃棄物中の含水率

我が国では、廃棄物中の炭素量をより精度よく推計可能な乾燥ベースで活動量を定義している。乾燥ベースの活動量を求める際に使用する各廃棄物中の含水率の値と出典は表 7-11 のとおりである。本カテゴリーの他、「7.4. 廃棄物の焼却と野焼き（5.C.）」における CO₂ 排出量の算定においても同様の理由で乾燥ベースの活動量を用いる。

表 7-11 管理処分場に埋め立てられる廃棄物中の含水率

算定対象		中間処理	含水率	出典
一般廃棄物	食物くず	(区別無し)	75%	環境省「循環利用量調査報告書」における食物くずの含水率
	紙くず	(区別無し)	20%	専門家判断
	木くず	(区別無し)	45%	専門家判断
	天然繊維くず	(区別無し)	20%	専門家判断
	し尿処理・浄化槽汚泥	無し	85%	廃掃法施行令で規定された埋立基準（汚泥）の含水率基準
		有り	70%	専門家判断
	津波堆積物	(区別無し)	45%	専門家判断により木くずの含水率を代用
産業廃棄物	食物くず	無し	75%	環境省「循環利用量調査報告書」における食物くずの含水率
		有り	年度ごとに設定	マテリアルフローを考慮して設定
	紙くず	(区別無し)	15%	専門家判断
	木くず	(区別無し)	45%	専門家判断
	天然繊維くず	(区別無し)	15%	専門家判断
	下水汚泥	消化汚泥由来の汚泥	処理場ごとに設定	(公社) 日本下水道協会「下水道統計」の「引き渡し又は最終処分汚泥」の平均含水率
		その他下水汚泥		
	浄水汚泥	(区別無し)	設定なし	乾燥ベースで埋立量のデータが提供されるため、含水率を設定しない。
	製造業有機性汚泥	製紙業	設定なし	(財) クリーン・ジャパン・センター参考値
		化学工業	(区別無し)	
		食品製造業	(区別無し)	
	動物のふん尿	無し	83.1%	(社) 畜産技術協会 (2002)
		有り	70%	専門家判断

○ 構造別の埋立処分場割合

【一般廃棄物処理場の埋立処理構造別埋立処分場割合】

各年度の環境省環境再生・資源循環局「一般廃棄物処理実態調査結果」の施設別整備状況（最終処分場）に示される我が国の一般廃棄物埋立処分場において、浸出水処理施設を有すると共に遮水工が行われている処分場を準好気性埋立処分場と見なし、埋立容量 [m³] の合計値の割合を準好気性埋立処分量割合とする。

ただし、1996 年度までの準好気埋立の比率に関する情報は得られていないため、以下の推計を行う。

- ・ 1997 年度以降は実データに基づき設定する。
- ・ 1977 年の共同命令以前に埋立が開始された処分場及び全ての海面・水面埋立処分場は嫌気性埋立処分場と扱う。
- ・ 準好気性埋立が始まった 1977 年度から 1996 年度については、専門家判断により、統計データが得られる 1997 年度のデータを用いて線形内挿を行い設定する。

【産業廃棄物処理場の埋立処理構造別埋立処分場割合】

産業廃棄物処理場の埋立処理構造別埋立処分場割合は以下とする。

- ・ 2008 年度以降の最終処分量ベースの準好気性埋立構造（準好気性埋立処分量）の割合は、環境省「産業廃棄物処理施設状況調査」に基づき設定する。
- ・ 1977 年の共同命令以前に埋立が開始された処分場及び全ての海面・水面埋立処分場は嫌気性埋立処分場と扱う。
- ・ 1990～2007 年度の同割合は、最終処分量及び現時点で準好気性埋立構造であることが確認できる各施設での 2008 年度の最終処分量のデータをもとに推計する。
- ・ 準好気性埋立が始まった 1977 年度から 1989 年度については、専門家判断により、統計データが得られる 1990 年度のデータを用いて線形内挿を行い設定する。

表 7-12 埋立処分場構造別の埋立処分量割合

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
一般廃棄物													
嫌気性埋立割合	%	74.2	64.2	54.4	43.5	36.1	39.9	28.8	31.8	30.0	28.1	28.0	30.1
準好気性埋立割合	%	25.8	35.8	45.6	56.5	63.9	60.1	71.2	68.2	70.0	71.9	72.0	69.9
産業廃棄物													
嫌気性埋立割合	%	90.2	81.1	66.4	48.3	47.0	30.0	37.7	24.1	27.2	29.1	31.8	31.8
準好気性埋立割合	%	9.8	18.9	33.6	51.7	53.0	70.0	62.3	75.9	72.8	70.9	68.2	68.2

○ 半減期

半減期とは、ある年度に埋め立てられた廃棄物の50%が分解されるまでの経過年数である。伊藤（1992）は、当時我が国で最大だった東京都の一般廃棄物最終処分場である中央防波堤内側処分場における実測調査に基づき半減期を設定している。これを温暖/寒冷湿潤気候にある我が国の代表的な管理処分場についての研究事例と見做し、食物くず、紙くず、天然繊維くず、木くずについて国独自の半減期を設定する（それぞれ3年、7年、7年、36年）。汚泥については国独自の半減期を設定するための研究成果が得られないため、2006年IPCCガイドライン付属のスプレッドシートに記述されたデフォルト値を用いて3.7年と設定する。津波堆積物については、専門家判断により木くずの半減期を適用する。

表 7-13 生分解性廃棄物の埋立処分場における半減期

項目	半減期 [年]	出典
食物くず ¹⁾	3	伊藤（1992）
紙くず	7	
天然繊維くず	7	
木くず ²⁾	36	
津波堆積物	36	専門家判断により木くずの半減期を適用
汚泥	し尿処理・浄化槽汚泥	2006年IPCCガイドライン
	消化汚泥由来の汚泥	
	その他下水汚泥	
	し尿汚泥	
	浄水汚泥	
	製造業有機性汚泥	
	動物のふん尿 ³⁾	

(注)

- 1) 伊藤（1992）が示す食物くずの半減期は2006年IPCCガイドラインの温帯湿潤気候におけるデフォルト値（4年）よりも短い。これはデフォルト値で想定される埋立条件と比べて我が国の気候が温暖かつ湿潤であるため、分解が比較的速く進むことが理由と考えられる（環境省、2006b）。
- 2) 伊藤（1992）が示す木くずの半減期は2006年IPCCガイドラインの温帯湿潤気候におけるデフォルト値（23年）よりも長い。これはIPCCデフォルト値が木くず／藁くずを対象としているのに対し、伊藤（1992）の値は木くずのみを対象としていることが理由と考えられる（環境省、2006b）。
- 3) 「動物のふん尿」は廃掃法上における汚泥ではないが、性状は比較的汚泥に類似すると考えられることから、汚泥の半減期デフォルト値を用いる。

○ 集排水管末端開放率

準好気性埋立処分場について、浸出液集排水管の末端が開放された状態で管理されている処分場を「管理された準好気性埋立処分場」と見なし、これら処分場における算定年度の最終処分量に対する全ての準好気性埋立最終処分場での総最終処分量の割合を集排水管末端開放率とする。一般廃棄物の各最終処分場における浸出液集排水管の末端の開放状態及び最終処分量は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」を参照する。産業廃棄物の各最終処分場における浸出液集排水管の末端の開放状態及び最終処分量は、環境省の廃棄物規制課アンケート調査データを参照する。

表 7-14 一般廃棄物及び産業廃棄物の準好気性埋立処分場における集排水管末端開放率

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
一般廃棄物	%	64.7	64.7	64.7	64.7	69.1	69.7	70.3	71.8	71.2	72.7	75.8	74.6
産業廃棄物	%	84.3	84.3	84.3	84.3	88.2	85.6	85.6	85.6	85.6	85.6	85.6	85.6

○ 分解遅延時間 (delay time)

分解遅延時間 (delay time) は、算定対象廃棄物が埋め立てられた時点から分解が起こるまでのタイムラグのことであり、我が国の場合、独自の分解遅延時間を設定するための知見等が得られていないことから、2006 年 IPCC ガイドラインに示されるデフォルト値を用い 6 か月と設定する。

表 7-15 算定対象年度内に分解した生分解性廃棄物量¹⁾ (活動量)

		項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
a. 嫌気性埋立	一般廃棄物	食物くず	kt (dry)	358	278	172	99	44	27	19	10	9	7	6	5
		紙くず	kt (dry)	1,042	913	724	545	393	319	274	196	179	164	150	137
		天然繊維くず	kt (dry)	54	48	38	31	23	18	15	10	9	8	7	7
		木くず	kt (dry)	186	186	179	167	155	147	142	132	129	127	124	122
		し尿処理・浄化槽汚泥	kt (dry)	96	66	44	29	17	12	10	6	6	5	5	5
		津波堆積物	kt (dry)	NO	NO	NO	NO	NO	0.4	1	1	1	1	1	1
	産業廃棄物	食物くず	kt (dry)	69	102	117	74	32	21	15	8	7	7	6	6
		紙くず	kt (dry)	137	138	121	99	74	58	49	34	32	29	27	26
		天然繊維くず	kt (dry)	22	16	15	12	10	8	7	6	5	5	5	5
		木くず	kt (dry)	224	261	258	247	232	221	214	201	198	195	192	189
		消化汚泥由来の汚泥	kt (dry)	59	52	38	22	10	7	5	3	3	2	2	2
		その他下水汚泥	kt (dry)	221	196	144	83	39	26	19	11	9	8	7	6
		浄水汚泥	kt (dry)	180	165	127	85	51	40	34	27	25	24	23	23
b. 準好気性埋立 (管理された)	一般廃棄物	製造業有機性汚泥	kt (dry)	350	271	159	89	44	30	22	13	11	10	9	8
		動物のふん尿	kt (dry)	11	11	9	7	6	5	5	4	4	4	4	4
食物くず		kt (dry)	45	61	58	53	31	21	17	11	10	9	8	7	
紙くず		kt (dry)	77	124	150	170	171	161	150	122	112	107	103	95	
天然繊維くず		kt (dry)	4	7	8	11	11	9	8	5	5	5	4	4	
木くず		kt (dry)	6	10	14	16	18	18	19	18	18	18	18	18	
し尿処理・浄化槽汚泥		kt (dry)	9	12	13	14	12	10	8	6	6	6	7	7	
津波堆積物 ²⁾		kt (dry)	NO	NO	NO	NO	NO	IE	IE	IE	IE	IE	IE	IE	
産業廃棄物		食物くず	kt (dry)	4	13	30	33	20	17	13	10	11	11	10	10
		紙くず	kt (dry)	5	10	17	26	31	27	24	19	19	19	19	19
		天然繊維くず	kt (dry)	1	1	2	3	4	4	4	5	5	5	5	5
		木くず	kt (dry)	5	12	17	23	30	31	33	36	36	37	38	38
		消化汚泥由来の汚泥	kt (dry)	3	5	7	7	5	4	3	3	3	3	2	2
	その他下水汚泥	kt (dry)	11	19	27	27	18	16	13	9	9	8	7	6	
	浄水汚泥	kt (dry)	10	17	25	30	32	34	35	38	39	39	40	39	
	製造業有機性汚泥	kt (dry)	18	25	25	26	20	19	16	11	11	10	10	9	
	動物のふん尿	kt (dry)	1	1	2	3	5	5	6	7	7	7	7	7	
	b. 準好気性埋立 (管理が不十分な)	一般廃棄物	食物くず	kt (dry)	25	33	32	29	14	9	7	4	4	3	3
紙くず			kt (dry)	42	68	82	93	77	70	63	48	45	40	33	32
天然繊維くず			kt (dry)	2	4	4	6	5	4	3	2	2	2	1	1
木くず			kt (dry)	3	6	7	9	8	8	8	7	7	7	6	6
し尿処理・浄化槽汚泥			kt (dry)	5	6	7	8	5	4	3	2	3	2	2	2
津波堆積物 ²⁾			kt (dry)	NO	NO	NO	NO	NO	IE	IE	IE	IE	IE	IE	IE
産業廃棄物		食物くず	kt (dry)	1	2	6	6	3	3	2	2	2	2	2	2
		紙くず	kt (dry)	1	2	3	5	4	4	4	3	3	3	3	3
		天然繊維くず	kt (dry)	0.1	0.2	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		木くず	kt (dry)	1	2	3	4	4	5	5	6	6	6	6	6
		消化汚泥由来の汚泥	kt (dry)	1	1	1	1	1	1	1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
		その他下水汚泥	kt (dry)	2	4	5	5	2	3	2	2	1	1	1	1
		浄水汚泥	kt (dry)	2	3	5	6	4	6	6	6	7	7	7	7
		製造業有機性汚泥	kt (dry)	3	5	5	5	3	3	3	2	2	2	2	2
		動物のふん尿	kt (dry)	0.1	0.2	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注)

- 1) ごみ減量処理率の向上に伴う直接最終処分量の減少が、生分解性廃棄物分解量全般の減少傾向に大きな影響を与えている。
- 2) 嫌気性埋立の津波堆積物に含まれる。

○ 埋立処分場における CH₄ 回収量

我が国の廃棄物処理では、埋立前に有機物含有量を減らし、埋立後に CH₄ 排出が少なくなるような中間処理ならびに埋立工法が採用されているため、埋立処分場における CH₄ 回収はあまり一般的には行われていない。我が国において一般廃棄物の埋立処分場からの CH₄ 回収は、東京都中央防波堤処分場における発電利用事例のみである。産業廃棄物については、メタンの回収が行われていない。なお、回収された CH₄ の焼却に伴い排出される CO₂ はバイオマス起源であるため、排出量合計値には集計されない。埋立処分場におけるエネルギー回収のための CH₄ 回収量は以下のように推計する。

$$R = r \times f \times 16/22.4/1000$$

R : 埋立処分場における CH₄ 回収量 [g]
 r : 回収された埋立ガスの発電利用量 [m³N]
 f : 回収された埋立ガス中の CH₄ 比率

【中央防波堤処分場において回収された埋立ガスの発電利用量】

東京都廃棄物埋立管理事務所の発電用埋立ガス使用量データより把握する。

【回収された埋立ガス中の CH₄ 比率】

中央防波堤処分場において回収された埋立ガス中の CH₄ 比率は 2005 年度以降、東京都廃棄物埋立管理事務所より毎年データの提供を受けている。それ以前の値は東京都廃棄物埋立管理事務所ヒアリング結果を参考に、埋立ガス回収が開始された 1987 年度の CH₄ 比率を 60%、1996 年度を 40% と設定し、1988～95 年度は線形内挿により設定する。また、1997～2004 年度の CH₄ 比率は 1996 年度データを代用して設定する。

表 7-16 我が国の埋立処分場における CH₄ 使用量

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
埋立ガス使用量	km ³ N	1,985	2,375	2,372	140	1,266	1,734	1,565	NO	NO	32	508	583
メタン濃度	%	53.3	42.2	40.0	48.5	43.8	44.9	39.2	NA	NA	68.8	69.7	73.7
メタン使用量	km ³ N	1,059	1,003	949	68	555	779	613	NO	NO	22	354	430
メタン重量換算	Gg-CH ₄	0.76	0.72	0.68	0.05	0.40	0.56	0.44	NO	NO	0.02	0.25	0.31

(注) 埋立ガス使用量は中央防波堤処分場の一つしかない発電施設の運転状況に大きく依存している。

○ 埋立処分場の覆土による CH₄ 酸化率

我が国の一般廃棄物及び産業廃棄物管理型最終処分場は、廃掃法施行令や自治体条例に基づき即日覆土、中間覆土及び最終覆土が実施されていることから、2006 年 IPCC ガイドラインに従い、管理された埋立処分場のデフォルト酸化率である 0.1 を採用する。

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

排出係数の不確実性については、一般廃棄物及び産業廃棄物とも、炭素含有率実測データ・ガス化率・メタン比率・好気分解補正係数 (MCF)・酸化率の不確実性を実測データから計算される 95%信頼区間もしくは専門家判断により設定し、それぞれの不確実性を合成して評価

する。

活動量の不確実性については、統計の誤差に関する情報が無く、具体的な根拠に基づく不確実性の設定が困難なため、表 7-2 のように専門家判断により不確実性を評価する。

廃棄物の種類別の不確実性評価の詳細は表 7-17 に記す。

表 7-17 管理処分場（5.A.1.）における廃棄物種類別の不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法	
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)				
一般廃棄物	食物くず	CH ₄	-47%	+47%	-10%	+10%	-48%	+48%	炭素含有率実測データの95%信頼区間、専門家判断によるガス化率・メタン比率の不確実性、2006年IPCCガイドラインデフォルト値を用いるMCF・酸化率の不確実性を誤差伝播式により合成して排出係数の不確実性を算定（方法1）。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	紙くず	CH ₄	-47%	+47%	-10%	+10%	-48%	+48%			
	天然繊維くず	CH ₄	-47%	+47%	-10%	+10%	-48%	+48%			
	木くず	CH ₄	-47%	+47%	-10%	+10%	-48%	+48%			
	し尿処理・浄化槽汚泥	CH ₄	-49%	+49%	-10%	+10%	-50%	+50%			
	津波堆積物	CH ₄	-47%	+47%	-10%	+10%	-48%	+48%			
産業廃棄物	食物くず	CH ₄	-47%	+47%	-30%	+30%	-56%	+56%	方法1と同様。	専門家判断により設定した産業廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	紙くず	CH ₄	-47%	+47%	-30%	+30%	-56%	+56%			
	天然繊維くず	CH ₄	-47%	+47%	-30%	+30%	-56%	+56%			
	木くず	CH ₄	-47%	+47%	-30%	+30%	-56%	+56%			
	下水汚泥	CH ₄	-49%	+49%	-5%	+5%	-49%	+49%	方法1と同様。炭素含有率の不確実性は専門家判断により設定。	専門家判断により設定した下水道統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	浄水汚泥	CH ₄	-51%	+51%	-5%	+10%	-51%	+52%	方法1と同様。	専門家判断により設定した水道統計の不確実性を適用。	
	製造業有機性汚泥	CH ₄	-58%	+58%	-30%	+30%	-65%	+65%	方法1と同様。炭素含有率の不確実性は専門家判断により設定。	専門家判断により設定した産業廃棄物統計の不確実性を適用。	
	動物のふん尿	CH ₄	-51%	+51%	-30%	+30%	-59%	+59%	方法1と同様。炭素含有率の不確実性は2006年IPCCガイドラインの不確実性デフォルト値より設定。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	
メタン回収量	CH ₄	-10%	+10%	-10%	+10%	-14%	+14%	回収ガス中のメタン濃度を専門家判断により設定。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。	

■ 時系列の一貫性

排出量算定において一貫した方法を適用している。ただし一部の活動量について、1990～直近年度まで全ての年のデータが揃っていないものがあるため、活動量の記載で説明した方法を用い時系列的に一貫性を持つデータの構築を行っている。

d) QA/QC と検証

2006年IPCCガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリQC手続きを実施している。一般的なインベントリQCには、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC活動については、別添4に詳述している。

e) 再計算

統計データの更新に伴い、時系列全体にわたって CH₄ 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第10章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

我が国独自のパラメータ設定等（例えば生分解性廃棄物の種類別のガス化率の設定、最終処分場における国独自の汚泥の半減期、など。）については長期的な改善を図ることとし、技術的観点から更なる検討を行う。

7.2.2. 非管理処分場（5.A.2.）

a) 排出源カテゴリーの説明

我が国における埋立処分場は廃掃法に基づき適正な管理が行われているため、非管理処分場は存在しない。従って、当該排出源からの排出は「NO」と報告する。

7.2.3. その他の廃棄物処分場（5.A.3.）

7.2.3.1. 不適正処分（5.A.3.-）

a) 排出源カテゴリーの説明

我が国では、廃掃法の規定に違反した廃棄物の処分を（具体的には、最終処分場ではない場所への廃棄物の投棄行為）を「不適正処分」と定義する。当該カテゴリーでは不適正処分として、不定期な事象である1）不法投棄、かつ2）発覚した事案を扱う。法律に基づく処理量と比べると、不適正処分された量の割合は非常に小さい。多くの不適正処分地は、2006年 IPCC ガイドラインに定義される管理処分場の条件を実態としておおむね満たしているが、法に基づく適正な管理が行われているわけではないことから、不適正処分に伴う CH₄ 排出量は「その他の廃棄物処分場（5.A.3.）」に報告する。

b) 方法論

■ 算定方法

焼却されずに不適正処分された生分解可能な炭素分を含む廃棄物としては「木くず」及び「紙くず」があるが、紙くずの残存量は微量であることから、「木くず」のみを算定対象とする。

算定は「7.2.1. 管理処分場（5.A.1.）」と同様に国独自のパラメータを用いた FOD 法による算定を行う。焼却されずに不適正処分された木くずのうち、算定対象年度内に分解した量（乾燥ベース）に排出係数を乗じて排出量を算定する。

■ 排出係数

表 7-8 に示す嫌気性埋立における産業廃棄物の木くずの排出係数 (30 kg-CH₄/t) を用いる。

■ 活動量

当該カテゴリーの活動量は、「7.2.1. 管理処分場（5.A.1.）」と同様の方法で、算定対象年度の不適正処分された木くずの分解量（乾燥ベース）を推計する。当該カテゴリーにおける活動量の推計に用いるパラメータは以下のとおり。

○ 不適正処分量

1980 年度以降に不適正処分され処分場から除去されずに残っている廃棄物の量が、処分年

度別の残存量（排出ベース）のデータとして、2003 年度以降、環境省環境再生・資源循環局「不法投棄等産業廃棄物残量調査結果」により報告されている。なお、不適正処分された廃棄物の残存量の報告値は、不適正処分の新規発覚及び発覚後の除去等により、修正される場合がある。当該調査の「廃棄物の種類別残存件数と残存量」における木くず（建設系）の残存量に基づき、不適正処分場における廃棄物の残存量変化を考慮し、不適正処分された廃棄物の当初の量を表 7-18 のように復元する。

表 7-18 不適正処分された廃棄物の量

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
木くず	kt (dry)	48.8	51.9	144.9	21.1	19.0	5.1	25.7	3.2	5.7	6.2	3.4	3.5

（注）処分後に除去された木くず量を含む。ただし、現時点で未発覚の不適正処分された木くずの量は含まない。値は含水率を考慮し、乾燥ベースの量で表している。

○ 廃棄物中の含水率

表 7-11 に示す管理処分場に埋め立てられる産業廃棄物の木くず中の含水率（45％）を適用する。

○ 埋立処分場の構造

不適正処分された廃棄物からの CH₄ 発生状況は不明のため、保守的にすべて嫌気性埋立と同様と見なす。

○ 半減期

表 7-13 に示す埋立処分場における木くずの半減期（36 年）を適用する。

○ 分解遅延時間

管理処分場（5.A.1.）と同様、2006 年 IPCC ガイドラインに示されるデフォルト値（6 か月）を適用する。

○ 算定対象年度の分解量（活動量）

各算定対象年度中に分解された不適正処分の木くずの推計量を表 7-19 に示す。なお、分解量の推計では、不適正処分された木くずの除去があった場合、該当する量の分解は除去のあった年度以降は起こらないことを考慮している。

表 7-19 算定対象年度内に分解された不適正処分廃棄物の量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
木くず	kt (dry)	2.6	5.8	16.6	17.3	16.0	15.2	14.0	13.4	13.2	12.1	9.9	9.6

○ 埋立処分場における CH₄ 回収量

不適正処分地ではフレアリングや CH₄ 回収が観察されないことから、当該カテゴリーでのフレアリング及び CH₄ 回収量を「NO」と報告する。

○ 埋立処分場の覆土による CH₄ 酸化率

不適正処分の覆土による CH₄ 酸化率については、我が国の不適正処分事案における覆土の状況に関する資料等が得られないことから、2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値（0）を適用する。

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

排出係数、活動量共に 5.A.1 管理処分場と同様の方法を用いて不確実性評価を行う。不確実性評価の詳細は表 7-20 に記す。

表 7-20 不適正処分（5.A.3.-）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
不適正処分廃棄物	CH ₄	-42%	+41%	-60%	+60%	-74%	+73%	算定対象は木くずを想定していることから、木くずの排出係数の不確実性を代用。	専門家判断により産業廃棄物統計の不確実性の2倍の値を設定。	誤差伝播式で合成。

■ 時系列の一貫性

不適正処分に関する統計データが 2002 年度以降しか入手できないことから、2001 年度以前の活動量は推計により求めている。算定方法自体の一貫性は確保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動の詳細については、別添 4 を参考のこと。

e) 再計算

不適正処分された廃棄物の除去、過去に処分された不適正処分廃棄物の発覚などに伴い、把握済みの過去の不適正処分残存量のデータが毎年更新される。このような過去の不適正処分廃棄物の残存量データの更新に伴い、時系列全体にわたって CH₄ 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

我が国独自のパラメータ設定等については長期的な改善を図ることとし、技術的観点から更なる検討を行う。

7.3. 固形廃棄物の生物処理（5.B.）

本カテゴリーでは、固形廃棄物の生物処理に伴う CH₄ と N₂O を算定する。本排出源では我が国における廃棄物区分に準じ、表 7-21 に示す算定区分で排出量を推定する。

表 7-21 固形廃棄物の生物処理（5.B.）で排出量の算定を行う区分

区分	算定対象		処理方式	CH ₄	N ₂ O
5.B.1. (7.3.1)	一般廃棄物	食物くず	コンポスト化	○	○
		紙くず			
		繊維くず			
		木くず（剪定枝）			
	し尿、浄化槽汚泥			○	○
	産業廃棄物	食物くず（動植物性残さ、その他の食品廃棄物）		○	○
		下水汚泥		○	○
5.B.2. (7.3.2)	—		嫌気性消化	NE	NO

推計したこのカテゴリーからの温室効果ガス排出量を表 7-22 に示す。2023 年度における当該排出源カテゴリーからの温室効果ガス排出量は 280 kt-CO₂ 換算であり、我が国の温室効果ガス総排出量（LULUCF を除く）の 0.03% を占めている。また、1990 年度の排出量と比較

すると 26.6%の増加となっている。本カテゴリーの排出量の増加には、廃棄物の資源としての有効利用が増加したことが大きく寄与している。なお、本カテゴリーでは国独自の排出係数（排出ベース）を用いているが、コンポスト化される廃棄物の組成変化が乏しく、全体での IEF（乾燥ベース）には大きな経年変化が見られない（約 2.8 kg-CH₄/t [dry] 及び約 0.77-0.79 kg-N₂O/t [dry]）。

表 7-22 固形廃棄物の生物処理（5.B.）から発生する温室効果ガス排出量

ス	区分	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
CH ₄	5.B.1. コンポスト化	一般廃棄物	kt-CH ₄	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
		し尿・浄化槽汚泥	kt-CH ₄	NO	NO	NO	0.004	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		産業廃棄物	kt-CH ₄	2.1	2.1	2.1	3.7	3.6	3.9	3.1	2.8	2.9	2.6	2.6
	5.B.2. バイオガス施設における嫌気性消化	kt-CH ₄	NE	NE	NE	NE	NE	NE	NE	NE	NE	NE	NE	NE
	合計	kt-CH ₄	2.2	2.1	2.2	3.8	3.7	4.0	4.1	3.3	3.0	3.1	2.8	2.7
N ₂ O		kt-CO ₂ 換算	60	60	61	107	104	112	114	92	83	86	77	77
	5.B.1. コンポスト化	一般廃棄物	kt-N ₂ O	0.02	0.01	0.01	0.02	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03
		し尿・浄化槽汚泥	kt-N ₂ O	NO	NO	NO	0.001	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		産業廃棄物	kt-N ₂ O	0.59	0.59	0.59	1.05	1.00	1.09	1.10	0.88	0.79	0.82	0.74
	5.B.2. バイオガス施設における嫌気性消化	kt-N ₂ O	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
	合計	kt-N ₂ O	0.61	0.60	0.61	1.07	1.04	1.12	1.14	0.92	0.83	0.85	0.77	0.77
		kt-CO ₂ 換算	161	159	161	284	275	298	302	244	220	226	204	203
合計		kt-CO ₂ 換算	221	219	222	391	379	410	416	336	303	312	282	280

7.3.1. コンポスト化（5.B.1）

a) 排出源カテゴリーの説明

我が国で発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の一部はコンポスト化されており、その過程で発生する CH₄、N₂O がコンポスト化設備から排出されている。なお、動物のふん尿のコンポスト化からの排出は農業分野の「5.3. 家畜排せつ物の管理（3.B）」において報告している。

b) 方法論

■ 算定方法

我が国の統計情報から把握したコンポスト化された有機性廃棄物の量に、国独自の排出係数を乗じて算定する。算定方法は CH₄、N₂O で同様である。

$$E = \sum_i EF_i \times A_i$$

E : 有機性廃棄物のコンポスト化に伴う CH₄、N₂O 排出量 [kg-CH₄]、[kg-N₂O]

EF_i : 有機性廃棄物 i の排出係数 [kg-CH₄/t (wet)]、[kg-N₂O/t (wet)]

A_i : 有機性廃棄物 i のコンポスト化量(活動量) [t (wet)]

■ 排出係数

環境省（2018a）により得られた実測調査（9 施設における夏季及び冬季調査）に基づく国独自の排出係数を適用する（環境省、2018b）。

表 7-23 コンポスト化（5.B.1）で適用する排出係数（排出ベース）

算定対象		CH ₄ 排出係数 [kg-CH ₄ /t (wet)]	N ₂ O 排出係数 [kg-N ₂ O/t (wet)]	備考
一般 廃棄物	木くず（剪定枝）	0.35	0.0015	堆肥化されにくい有機物
	食物くず ^a	0.96	0.27	
	紙くず			
	繊維くず ^a			
し尿、浄化槽汚泥				
産業 廃棄物	食物くず ^a （動植物性残さ、 その他の食品廃棄物）			
	下水汚泥			

（注）実測調査を行ったコンポスト化施設では、それぞれ処理対象とする主要な廃棄物種類が異なっている。施設別に排出係数を比較した場合、厨芥類やし尿・浄化槽汚泥、下水汚泥を主要な処理対象とする施設と比較して剪定枝のみを処理対象とする施設の排出係数が低く観測された。剪定枝のみを処理対象とする施設での調査は1施設ではあるが、汚泥や生ごみ等よりも明らかに低い剪定枝の分解性を考慮し、専門家判断により剪定枝のみの処理過程で発生する CH₄ 及び N₂O 排出量の低さを有意なものとみなした。環境省（2018 b）はこれら実測調査の結果に基づき表 7-23 のようにコンポスト化（5.B.1）で適用する排出係数を堆肥化されにくい有機物と堆肥化されやすい有機物に分けて CH₄ 及び N₂O 排出係数を設定した。

我が国のコンポスト化施設では、好気性に保つように定期的に発酵廃棄物の切り替えしや発酵槽の下部からの通気を行っていることから、CH₄ の排出係数は 2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値よりも小さな値となっている。

■ 活動量

コンポスト化にかかる活動量の出典を表 7-24 に示す。

表 7-24 コンポスト化（5.B.1）で用いる活動量の出典

算定対象		活動量の出典	備考
一般 廃棄物	食物くず	環境省「日本の廃棄物処理」 環境省「循環利用量調査報告書」	環境省「日本の廃棄物処理」に示されるごみ堆肥化施設に投入される一般廃棄物量に、環境省「循環利用量調査報告書」に示される高速堆肥化施設に投入される一般廃棄物のごみ組成割合を乗じて廃棄物組成別に活動量を求める。
	紙くず		
	繊維くず		
	木くず（剪定枝）		
し尿、浄化槽汚泥		環境省「日本の廃棄物処理」	—
産業 廃棄物	食物くず（動植物性残さ、 その他の食品廃棄物）	環境省「廃棄物統計等の精度向上及び迅速化のための検討調査報告書」	以下のものを含む。 ・食品・飲料製造業起源の動植物性残さ。 ・上記以外の食品廃棄物（有償分含む）。この区分は廃掃法上産業廃棄物に該当しないが、発生源・性状を考慮し、産業廃棄物に含めて報告する。
	副資材（木くず等）	専門家判断	食品廃棄物に対して 30% の添加割合を乗じて推計。添加割合は環境省「循環利用量調査報告書」を参考に専門家判断。
	下水汚泥	（公社）日本下水道協会「下水道統計」	—
	副資材（木くず等）	国交省提供データ	

得られた活動量（排出ベース）を表 7-25 に示す。

表 7-25 コンポスト化される廃棄物の量（活動量：排出ベース）

項目		単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
一般廃棄物	食物くず	kt (wet)	35	20	29	66	117	121	122	131	122	110	102	103
	紙くず	kt (wet)	28	16	23	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
	繊維くず	kt (wet)	3	2	2	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
	木くず	kt (wet)	8	5	4	33	48	45	60	75	73	74	71	71
	合計	kt (wet)	74	42	58	99	165	166	182	206	195	184	173	174
し尿・浄化槽汚泥		kt (wet)	NO	NO	NO	4	17	19	35	23	22	23	21	21
産業廃棄物	食物くず	kt (wet)	2,063	2,063	2,063	3,747	3,564	3,883	3,923	3,164	2,849	2,950	2,630	2,630
	下水汚泥	kt (wet)	118	126	135	147	144	136	140	84	77	77	104	84
	合計	kt (wet)	2,180	2,189	2,198	3,894	3,708	4,019	4,063	3,249	2,925	3,027	2,734	2,714

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

排出係数の不確実性は排出係数調査（環境省、2018a）に基づき設定する。活動量の不確実性については、活動量の多くを有価発生物が占めることから、専門家判断により、表 7-2 に示される有価発生物データの不確実性を適用する。不確実性評価の詳細は表 7-26 に記す。

表 7-26 コンポスト化（5.B.1）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
コンポスト化	CH ₄	-79%	+79%	-30%	+30%	-84%	+84%	環境省（2018a）に基づき不確実性を設定。	専門家判断により設定した活動量の多くを有価発生物が占めることから、有価発生物データの不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-167%	+167%	-30%	+30%	-170%	+170%			

■ 時系列の一貫性

産業廃棄物の動植物性残さ及び食品廃棄物のコンポスト量（有償分含む）の 1990～2000 年度データが得られないため、2001 年度データを代用する。下水汚泥コンポスト化施設で下水汚泥に添加される木くず等の副資材量の 1990～1995 年度データが得られないため、1996 年度の当該副資材の添加比率を 1990～1995 年度の下水汚泥投入量に乗じて推計する。このため、算定方法自体の一貫性は確保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動については、別添 4 に詳述している。

e) 再計算

統計データの更新に伴い 2022 年度の CH₄ 及び N₂O 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

業務用・家庭用の生ゴミ処理機からの排出（短期間での排出把握は困難なため、中長期的な取り組み課題として整理）を検討する。

7.3.2. バイオガス施設における嫌気性消化（5.B.2.）

a) 排出源カテゴリーの説明

■ 我が国におけるバイオガス施設

我が国では、有機性廃棄物のバイオガス化施設として、「終末処理場における下水汚泥の嫌気性消化設備」、「一般廃棄物のメタンガス化施設」、「産業廃棄物のメタンガス化施設」がある。

○ 終末処理場における下水汚泥の嫌気性消化設備

（社）日本下水道協会（2009）によると終末処理場の汚泥消化タンクでは、ガス漏れによる爆発の危険及び臭気の発生を防ぐため気密な構造とすることとされている。また、未利用の消化ガスについては、安全及び地球温暖化防止の観点から必ず燃焼させることとされている。加えて、「7.5.1.1. 終末処理場（5.D.1.-）」では、汚泥処理プロセスにおける汚泥濃縮タンク及び脱水機室から大気中に放出される $\text{CH}_4 \cdot \text{N}_2\text{O}$ 排出量を排出係数に含める形で算定しており、2006 年 IPCC ガイドラインで想定されるバイオガス化に伴い大気中に放出される CH_4 量を既に算定していることとなる。

○ 一般廃棄物のメタンガス化施設

環境省（2008）によると終末処理場と同様、一般廃棄物のメタンガス化施設においても、メタン発酵設備は気密構造にすることとされている。また、非常時やメンテナンス等によりバイオガス設備にガスを供給できない場合は、余剰ガス燃焼装置によりバイオガスを燃焼して安全に放出することとされている。

○ 産業廃棄物のメタンガス化施設

産業廃棄物のメタンガス化施設については、一般廃棄物のようなマニュアル・ガイドラインは無いが、事業者が施設を設置する際は、安全対策として気密構造が取られると考えられる。

■ 排出量

我が国の一般廃棄物及び産業廃棄物のメタンガス化施設から CH_4 がわずかながら漏出している。製造されるバイオガスの漏洩率を 2%（排出実態を考慮）、バイオガス中の CH_4 濃度を 60%（（一社）地域資源循環技術センター「バイオマス利活用技術情報データベース」）として漏出 CH_4 排出量を試算したところ、多い年でも 1.6kt- CO_2 換算であった。以上より、当該排出源からの CH_4 排出は別添 6 の図 A6-2 のデシジョンツリーに記される重要でないという意味での注釈記号「NE」と報告する。

当該排出源からの N_2O 排出量は 2006 年 IPCC ガイドラインに従い無視しうるとみなし、「NO」と報告する。

7.4. 廃棄物の焼却と野焼き (5.C.)

我が国では廃棄物の多くが焼却により減量化されている。廃棄物の焼却に伴う排出は表 7-27 のように分類され、このうち本カテゴリーでは「7.4.1. 廃棄物の焼却（エネルギー回収を伴わない）(5.C.1.)」及び「7.4.2. 廃棄物の野焼き (5.C.2.)」からの CO₂、CH₄、N₂O 排出量を報告する。

表 7-27 廃棄物の焼却及び野焼き (5.C) で排出量の算定を行う区分

区分	算定対象	CRT での報告区分	処理方式	CO ₂	CH ₄	N ₂ O
5.C.1 (7.4.1)	一般廃棄物 (7.4.1.1)	プラスチック	化石燃料起源プラスチック	5.C.1.b.i. 一般廃棄物	○	
		バイオマスプラスチック	5.C.1.a.i. 一般廃棄物	NA ¹⁾		
		ペットボトル	化石燃料起源ペットボトル	5.C.1.b.i. 一般廃棄物	○	
			バイオ PET ボトル	5.C.1.a.i. 一般廃棄物	NA ¹⁾	
		紙くず	化石燃料起源成分	5.C.1.b.i. 一般廃棄物	○	
			生物起源成分	5.C.1.a.i. 一般廃棄物	NA ¹⁾	○ ²⁾
		紙おむつ	化石燃料起源成分	5.C.1.b.i. 一般廃棄物	○	
			生物起源成分	5.C.1.a.i. 一般廃棄物	NA ¹⁾	○ ²⁾
		繊維くず	合成繊維くず	5.C.1.b.i. 一般廃棄物	○	
			天然繊維くず	5.C.1.a.i. 一般廃棄物	NA ¹⁾	
		その他 (生物起源)	5.C.1.a.i. 一般廃棄物	NA ¹⁾		
	産業廃棄物 (7.4.1.2)	廃油	化石燃料起源の廃油	5.C.1.b.ii.5. 化石液体廃棄物	○	○
			動植物性廃油	5.C.1.a.ii.5. その他 (非化石液体廃棄物)	NA ¹⁾	○
		廃プラスチック類	化石燃料起源プラスチック	5.C.1.b.ii.1. 産業廃棄物	○	○
			バイオマスプラスチック	5.C.1.a.ii.1. 産業廃棄物	NA ¹⁾	IE ³⁾
		食物くず [動植物性残さ・動物の死体]	5.C.1.a.ii.1. 産業廃棄物	NA ¹⁾	○	○
		紙くず	化石燃料起源成分	5.C.1.b.ii.1. 産業廃棄物	○	IE ⁴⁾
			生物起源成分	5.C.1.a.ii.1. 産業廃棄物	NA ¹⁾	○
		木くず	5.C.1.a.ii.1. 産業廃棄物	NA ¹⁾	○	○
		繊維くず	合成繊維くず	-	IE ³⁾	IE ³⁾
			天然繊維くず	5.C.1.a.ii.1. 産業廃棄物	NA ¹⁾	○
		汚泥	下水汚泥	5.C.1.a.ii.5. その他 (汚泥)	NA ¹⁾	○
			下水汚泥以外	5.C.1.a.ii.5. その他 (汚泥)	NA ¹⁾	○
	産業特別管理 廃棄物 (7.4.1.3)	廃油	廃油 (引火性)	5.C.1.b.ii.2. 有害廃棄物	○	○
			廃油 (特定有害産業廃棄物)	5.C.1.b.ii.2. 有害廃棄物	○	○
		感染性廃棄物	プラスチック (化石燃料起源)	5.C.1.b.ii.3. 医療廃棄物	○	○
			その他 (プラスチック以外)	5.C.1.a.ii.3. 医療廃棄物	NA ¹⁾	○
5.C.2 (7.4.2)	一般廃棄物 (7.4.2.1)	-		NO	NO	NO
	産業廃棄物 (7.4.2.2)	廃プラスチック類 (化石燃料起源)	5.C.2.b.ii. その他 (産業廃棄物)	○	○	○
		その他 (生物起源)	5.C.2.a.ii. その他 (産業廃棄物)	NA ¹⁾	IE ⁶⁾	IE ⁶⁾

(注)

- 2006 年 IPCC ガイドラインに従い、生物起源の廃棄物の焼却に伴う CO₂ 排出量は、総排出量には含めず参考値として算定し、「生物起源 (Biogenic) (5.C.1.a.)」に報告する。
- 対象の算定区分をまとめて焼却方式別に算定し、「一般廃棄物 (非生物起源) (5.C.1.b.i.)」に報告する。
- 産業廃棄物 (ISW) の化石燃料起源プラスチックに含まれる。
- 紙くず (生物起源成分) に含まれる。
- 下水汚泥の焼却方式については 7.4.1.2. 節を参照のこと。
- 産業廃棄物の野焼きに伴う CH₄ 及び N₂O 排出量は「産業廃棄物 (非生物起源) (5.C.1.b.ii.1.)」に全てまとめて報告する。

その他、「廃棄物が焼却される際にエネルギーが回収される場合 (1.A.)」(7.4.3.1. 節を参照のこと。), 「廃棄物が原燃料として直接利用される場合 (1.A.)」(7.4.3.2. 節を参照のこと。), 「廃棄物が燃料に加工された後に利用される場合 (1.A.)」(7.4.3.3. 節を参照のこと)において、廃棄物が原料又は燃料として使用される。これらに該当する排出源からの排出量は「7.4.3. 廃棄物の焼却等 (エネルギー分野での報告) (1.A.)」として、2006 年 IPCC ガイドラインに従いエネルギー分野 (カテゴリー1) で報告する。エネルギー分野での報告カテゴリーの詳細は表 7-29 を参照のこと。表 7-27、表 7-28 及び表 7-29 に記されたすべての算定区分は、重複

計上・報告漏れを防ぐ目的でエネルギー利用の有無に関わらず一元的に排出量の算定を行い、NID ではこれらの算定方法について本カテゴリーで説明する。

表 7-28 廃棄物の焼却等（エネルギー分野での報告）（1.A.）で排出量の算定を行う区分

区分	算定対象			エネルギー分野での燃料種区分	処理方式	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	
1.A.4. (7.4.3.1) ⁷⁾	一般廃棄物	プラスチック	化石燃料起源プラスチック	その他化石燃料	・焼却炉 -全連続燃焼式 -准連続燃焼式 -バッチ燃焼式 ・ガス化溶融炉	○	○ ²⁾	○ ²⁾	
			バイオマスプラスチック	バイオマス ⁸⁾		NA ¹⁾			
		ペットボトル	化石燃料起源ペットボトル	その他化石燃料		○			
			バイオ PET ボトル	バイオマス ⁸⁾		NA ¹⁾			
		紙くず	化石燃料起源成分	その他化石燃料 ⁹⁾		○			
			生物起源成分	バイオマス		NA ¹⁾			
		紙おむつ	化石燃料起源成分	その他化石燃料		○			
			生物起源成分	バイオマス		NA ¹⁾			
		繊維くず	合成繊維くず	その他化石燃料		○			
			天然繊維くず	バイオマス		NA ¹⁾			
	その他（生物起源）		バイオマス	NA ¹⁾					
	産業廃棄物	廃油	化石燃料起源の廃油	その他化石燃料	焼却される際にエネルギーを回収 焼却炉	○	○	○	
			動植物性廃油	バイオマス		NA ¹⁾	○	○	
		廃プラスチック類	化石燃料起源プラスチック	その他化石燃料		○	○	○	
			バイオマスプラスチック	バイオマス ⁸⁾		NA ¹⁾	IE ³⁾	IE ³⁾	
		食物くず〔動植物性残さ・動物の死体〕		バイオマス		NA ¹⁾	○	○	
						○	IE ⁴⁾	IE ⁴⁾	
		紙くず	化石燃料起源成分	その他化石燃料 ⁹⁾		NA ¹⁾	○	○	
			生物起源成分	バイオマス		NA ¹⁾	○	○	
		木くず（生物起源）		バイオマス		NA ¹⁾	○	○	
						IE ³⁾	IE ³⁾	IE ³⁾	
		繊維くず	合成繊維くず ^a	-		NA ¹⁾	○	○	
			天然繊維くず	バイオマス		NO	NO	NO	
	汚泥	下水汚泥	-	NA ¹⁾	○	○			
		下水汚泥以外	バイオマス	IE ⁵⁾	IE ⁵⁾	IE ⁵⁾			
	特別管理産業廃棄物			-					
1.A.1./ 1.A.2./ 1.A.4. (7.4.3.2) ⁷⁾	一般廃棄物	プラスチック	化石燃料起源プラスチック	その他化石燃料	原燃料として直接利用	○	○	○	
			バイオマスプラスチック	バイオマス ⁸⁾		NA ¹⁾	IE ³⁾	IE ³⁾	
	ペットボトル			-		NO	NO	NO	
						○	○	○	
	産業廃棄物	廃油	化石燃料起源の廃油	その他化石燃料		○	○	○	
			動植物性廃油	バイオマス		NA ¹⁾	○	○	
		有価物	使用済み溶剤・再生油	その他化石燃料		○	○	○	
			再生重油	その他化石燃料		○	○	○	
		廃プラスチック類	化石燃料起源プラスチック	その他化石燃料		○	○	○	
			バイオマスプラスチック	バイオマス ⁸⁾		NA ¹⁾	IE ³⁾	IE ³⁾	
		木くず ^a				バイオマス	NA ¹⁾	○	○
							○	○	○
	廃タイヤ	化石燃料起源成分	その他化石燃料	○		○	○		
		バイオマス起源成分	バイオマス ⁸⁾	NA ¹⁾		IE ⁶⁾	IE ⁶⁾		
1.A.1./ 1.A.2. (7.4.3.3) ⁷⁾	ごみ固形燃料 (RDF)	化石燃料起源成分	その他化石燃料	燃料に加工された後に利用	○	○	○		
		生物起源成分	バイオマス ⁸⁾		NA ¹⁾	IE ⁶⁾	IE ⁶⁾		
	ごみ固形燃料 (RPF)	化石燃料起源成分	その他化石燃料		○	○	○		
		生物起源成分	バイオマス ⁸⁾		NA ¹⁾	IE ⁶⁾	IE ⁶⁾		

(注)

- 2006 年 IPCC ガイドラインに従い、生物起源の廃棄物の焼却に伴う CO₂ 排出量は、総排出量には含めず参考値として算定し、CRT には燃料種「バイオマス (Biomass)」として報告する。
- 対象の算定区分をまとめて焼却方式別に算定し、CRT には燃料種「その他化石燃料 (Other fossil fuels)」として報告する。
- 化石燃料起源プラスチックに含まれる。
- 紙くず（生物起源成分）に含まれる。
- エネルギー回収を伴わない特別管理産業廃棄物の焼却に含まれる。
- 化石燃料起源成分に含まれる。
- 報告カテゴリーの詳細は表 7-29 を参照のこと。
- 固形廃棄物等（プラスチック、廃タイヤ、RDF、RPF）に含まれる生物起源成分について、混合された固形廃棄物の熱量データを分離する妥当な方法がなく、エネルギー分野で報告する熱量ベースでの活動量は化石燃料起源成分から分離が困難なことから、「その他化石燃料」に含めて IE として報告する。
- 紙くずに含まれる化石燃料起源成分について、エネルギー分野で報告する熱量ベースでの活動量は生物起源成分から分離が困難なことから、「バイオマス」に含めて IE として報告する。

表 7-29 廃棄物の焼却等（エネルギー分野での報告）（1.A.）の排出量報告区分

処理方式	算定対象	原燃料利用の内訳	主な用途	エネルギー分野 報告区分	CO ₂ 2)	CH ₄	N ₂ O
廃棄物が焼却される際にエネルギーを回収	一般廃棄物	(区分無し)	エネルギー回収を伴う 廃棄物の焼却	1.A.4.a. 業務	○	○	○
	産業廃棄物				○	○	○
廃棄物を原燃料として 直接利用	プラスチック	油化	一般燃料利用	1.A.2.g. その他	○	○	○
		高炉還元剤	高炉還元剤利用	1.A.2.a. 鉄鋼	○	NO ³⁾	NO ³⁾
		コークス炉化学原料	コークス原料利用	1.A.1.c. 固体燃料製造等	○	IE ⁴⁾	NO ⁵⁾
		ガス化	一般燃料利用	1.A.2.g. その他	○	NE ⁶⁾	NE ⁶⁾
	産業廃棄物 廃プラスチック類	(区分無し)	一般燃料利用	1.A.2.g. その他	○	○	○
		高炉還元剤	高炉還元剤利用	1.A.2.a. 鉄鋼	○	NO ³⁾	NO ³⁾
		化学工業	ボイラー燃料	1.A.2.c. 化学	○	○	○
		製紙業	ボイラー燃料	1.A.2.d. パルプ・紙・印刷	○	○	○
		セメント焼成	セメント焼成利用	1.A.2.f. 窯業土石	○	○	○
		自動車製造業	ボイラー燃料	1.A.2.g. その他	○	○	○
		油化	一般燃料利用	1.A.2.g. その他	○	○	○
		ガス化	一般燃料利用	1.A.2.g. その他	○	NE ⁶⁾	NE ⁶⁾
		(区分無し)	一般燃料利用	1.A.2.g. その他	NA	○	○
		セメント焼成	セメント焼成利用	1.A.2.f. 窯業土石	○	○	○
	廃タイヤ	ボイラー	一般燃料利用	1.A.2.g. その他	○	○	○
		製鉄	製鉄原燃料利用	1.A.2.a. 鉄鋼	○	NO ³⁾	NO ³⁾
		ガス化	製鉄所燃料	1.A.2.a. 鉄鋼	○	○	○
		金属精錬	金属精錬燃料利用	1.A.2.b. 非鉄金属	○	○	○
		タイヤメーカー	タイヤメーカー燃料利用	1.A.2.c. 化学	○	○	○
		製紙	製紙工場燃料利用	1.A.2.d. パルプ・紙・印刷	○	○	○
		発電	発電利用	1.A.4.a. 業務	○	○	○
廃棄物が燃料に加工された後に利用	ごみ固形燃料 (RDF)	(区分無し)	一般燃料利用 (発電含む)	1.A.2.g. その他 ¹⁾	○	○	○
	ごみ固形燃料 (RPF)	石油製品業	ボイラー燃料	1.A.1.b. 石油精製	○	○	○
		化学工業	ボイラー燃料	1.A.2.c. 化学	○	○	○
		製紙業	製紙工場燃料利用	1.A.2.d. パルプ・紙・印刷	○	○	○
		セメント製造業	セメント焼成利用	1.A.2.f. 窯業土石	○	○	○

(注)

- 1) 自家利用以外の発電・熱供給分は 1.A.4.a.で報告すべきだが、現時点では実態を把握できていないため、1.A.2.g.に含めて報告する。
- 2) 2006 年 IPCC ガイドラインに従い、生物起源成分の焼却に伴う CO₂ 排出量は、総排出量には含めず参考値として算定し、CRT には燃料種「バイオマス」として報告する。表 7-28 を参照のこと。
- 3) 鉄鋼業から発生する高炉ガスは全量回収される。
- 4) 同じ報告区分 (1.A.1.c) における固体燃料に含まれる。
- 5) コークス炉内は通常 1,000 度以上の還元雰囲気であり、N₂O は発生しない。
- 6) 主にアンモニア合成原料等を得る目的で使用されており、燃料として燃焼される割合は少ないと考えられるため、算定は行わない。

推定した廃棄物の焼却からの温室効果ガス排出量を表 7-30 に示す。2023 年度における廃棄物の焼却（カテゴリー5.C.）からの温室効果ガス排出量は 10,272 kt-CO₂ 換算であり、我が国の温室効果ガス総排出量（LULUCF を除く）の 1.0%を占めている。また、1990 年度の排出量と比較すると 13.4%の減少となっている。

1990～1997 年度には、最終処分量の削減のために焼却による中間処理が増え、CO₂ 排出量が増加した。2001 年度以降は、化石由来廃棄物の焼却による中間処理が廃棄物を原料又は燃料として利用することで代替され、当該排出源からの CO₂ 排出量がエネルギー分野に移行し、廃棄物分野で報告する CO₂ 排出量は減少した。（当該カテゴリーの CO₂ の IEFs はトレンドに大きな変化はなく、2.20～2.38 [t-CO₂/t-廃棄物（排出ベース）] の範囲で推移する。）

一方、下水汚泥の焼却が 1990～1997 年度で増加したことに伴い、N₂O 排出量は当該期間に増加している。2005 年度以降は、下水汚泥の高温焼却が普及し、N₂O 排出量は減少している。

表 7-30 廃棄物の焼却及び野焼き (5.C.) に伴う温室効果ガス排出量

ガス	区分		単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023		
CO ₂	5.C.1. 廃棄物の焼却	一般廃棄物	プラスチック ¹⁾	kt-CO ₂	3,981	3,973	4,067	2,384	1,635	2,123	1,928	1,612	1,688	1,820	1,861	1,841	
			ペットボトル ¹⁾	kt-CO ₂	289	289	366	202	131	161	184	192	194	172	218	205	
			紙くず ¹⁾	kt-CO ₂	590	610	588	488	426	451	436	311	336	341	337	334	
			紙おむつ ¹⁾	kt-CO ₂	153	180	162	171	195	211	224	181	189	194	197	202	
			合成繊維くず ¹⁾	kt-CO ₂	540	568	440	446	591	451	521	350	351	379	370	372	
		産業廃棄物	廃油 ¹⁾	kt-CO ₂	1,913	2,275	2,502	2,226	2,151	1,904	1,733	1,772	1,681	1,747	1,768	1,583	
			廃プラスチック類 ¹⁾	kt-CO ₂	2,131	4,539	4,380	4,332	3,785	3,942	3,770	3,754	2,994	3,275	3,323	3,203	
			紙くず ¹⁾	kt-CO ₂	41	86	87	39	34	17	12	1	2	2	2	2	
			廃油(引火性) ¹⁾	kt-CO ₂	698	1,036	1,525	1,402	1,143	796	691	930	912	883	827	842	
			特管産業廃棄物	廃油(特定有害産業廃棄物) ¹⁾	kt-CO ₂	19	28	41	38	42	55	149	102	77	39	40	34
		感染性廃棄物(プラスチック) ¹⁾	kt-CO ₂	199	328	428	435	395	341	426	531	467	449	503	457		
5.C.2. 野焼き(産業廃プラスチック類) ¹⁾		kt-CO ₂	6.3	6.3	1.7	0.4	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		
合計			kt-CO ₂	10,561	13,920	14,586	12,164	10,529	10,452	10,075	9,736	8,890	9,302	9,445	9,074		
CH ₄	5.C.1. 廃棄物の焼却	一般廃棄物	一般廃棄物 ²⁾	kt-CH ₄	0.5	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			廃油 ²⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			廃プラスチック類 ²⁾	kt-CH ₄	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			動植物性残さ・動物の死体 ³⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			紙くず ²⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		産業廃棄物	木くず ³⁾	kt-CH ₄	0.1	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			天然繊維くず ³⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			汚泥(下水汚泥・下水汚泥以外) ³⁾	kt-CH ₄	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			特管産業廃棄物	廃油(引火性) ¹⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				廃油(特定有害産業廃棄物) ¹⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		感染性廃棄物(プラスチック) ¹⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		感染性廃棄物(プラスチック以外) ³⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	5.C.2. 野焼き(産業廃棄物) ²⁾		kt-CH ₄	0.5	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	合計			kt-CH ₄	1.1	1.2	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	
			kt-CO ₂ 換算	31	33	23	20	13	13	11	11	10	9	10	10		
N ₂ O	5.C.1. 廃棄物の焼却	一般廃棄物	一般廃棄物 ²⁾	kt-N ₂ O	1.03	1.05	0.98	0.52	0.46	0.47	0.47	0.34	0.34	0.33	0.33	0.33	
			廃油 ²⁾	kt-N ₂ O	0.01	0.02	0.02	0.09	0.09	0.08	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07
			廃プラスチック類 ²⁾	kt-N ₂ O	0.15	0.32	0.31	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
			動植物性残さ・動物の死体 ³⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
			紙くず ²⁾	kt-N ₂ O	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		産業廃棄物	木くず ³⁾	kt-N ₂ O	0.06	0.10	0.06	0.14	0.08	0.10	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
			天然繊維くず ³⁾	kt-N ₂ O	0.001	0.001	0.001	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
			下水汚泥 ³⁾	kt-N ₂ O	2.63	3.44	4.09	6.06	4.55	4.86	4.18	4.34	4.05	3.89	3.81	3.81	3.81
			下水汚泥以外の汚泥 ³⁾	kt-N ₂ O	0.89	0.92	0.94	0.22	0.19	0.18	0.16	0.17	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14
			特管産業廃棄物	廃油(引火性) ¹⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.01	0.03	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		廃油(特定有害産業廃棄物) ¹⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		感染性廃棄物(プラスチック) ¹⁾	kt-N ₂ O	0.01	0.02	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		感染性廃棄物(プラスチック以外) ³⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.00	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	5.C.2. 野焼き(産業廃棄物) ²⁾		kt-N ₂ O	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	合計			kt-N ₂ O	4.81	5.89	6.47	7.16	5.48	5.77	5.04	5.08	4.76	4.58	4.51	4.48	
				kt-CO ₂ 換算	1,274	1,562	1,713	1,898	1,451	1,528	1,335	1,347	1,261	1,214	1,194	1,188	
合計				kt-CO ₂ 換算	11,867	15,514	16,323	14,082	11,993	11,994	11,421	11,095	10,161	10,526	10,649	10,272	

(注)

- 1) 化石燃料起源成分のみを含む
- 2) 化石燃料起源成分及び生物起源成分を含む。
- 3) 生物起源成分のみ含む。

生物起源の廃棄物(バイオマスプラスチック、動植物性廃油を含む)の焼却に伴う CO₂ 排出量は、2006 年 IPCC ガイドラインに従い総排出量には含めず参考値として算定し、CRT の「生物起源(5.C.a.)」に報告する。

参考情報として、エネルギーとして利用された廃棄物及びエネルギー回収を伴う廃棄物焼却からの排出量を含めた廃棄物の焼却からの温室効果ガス排出量を表 7-31 に示す。2023 年度におけるこの排出量は 27,407 kt-CO₂ 換算であり、我が国の温室効果ガス総排出量(LULUCF を除く)の 2.6%を占める。1990 年度の排出量と比較すると 23.2%の増加となっている。

表 7-31 【参考値】廃棄物の焼却に伴い発生する全ての温室効果ガス排出量
エネルギーとして利用された廃棄物及びエネルギー回収を伴う
廃棄物焼却からの排出量を含めた場合の排出量

ガス	区分			単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023		
CO ₂	5.C. 廃棄物の焼却及び野焼き (エネルギー回収を伴わない) ¹⁾			kt-CO ₂	10,561	13,920	14,586	12,164	10,529	10,452	10,075	9,736	8,890	9,302	9,445	9,074		
	1.A. 燃料の燃焼	廃棄物が焼却される際にエネルギーを回収	一廃	プラスチック ¹⁾	kt-CO ₂	4,625	4,982	6,376	5,151	3,308	4,204	3,577	4,510	4,422	4,640	4,725	4,541	
			産廃	ペットボトル ¹⁾	kt-CO ₂	336	363	573	436	264	318	342	537	509	437	553	506	
				紙くず ¹⁾	kt-CO ₂	686	765	922	1,055	861	893	808	870	880	870	856	824	
				紙おむつ ¹⁾	kt-CO ₂	178	226	253	369	395	417	415	507	496	496	499	497	
				合成繊維くず ¹⁾	kt-CO ₂	627	713	689	964	1,196	894	967	981	920	966	939	918	
		廃棄物を原燃料として直接利用	産廃	廃油 ¹⁾	kt-CO ₂	11	16	14	57	92	79	88	70	69	40	89	79	
				廃プラスチック類 ¹⁾	kt-CO ₂	31	66	188	307	581	607	898	983	1,042	892	829	799	
				紙くず ¹⁾	kt-CO ₂	0.1	0.7	1.0	0.6	2.1	1.6	1.4	0.0	0.2	0.2	0.2	0.3	
				一廃	プラスチック ¹⁾	kt-CO ₂	NO	NO	94	522	464	239	270	229	221	209	214	248
		廃棄物が燃料に加工された後に利用	産廃	廃油 ¹⁾	kt-CO ₂	2,860	2,976	2,755	3,323	3,042	3,040	3,138	3,267	3,086	3,166	3,162	3,007	
				廃プラスチック類 ¹⁾	kt-CO ₂	55	59	450	1,238	1,835	1,890	2,094	2,571	2,519	2,660	2,610	2,577	
				廃タイヤ ¹⁾	kt-CO ₂	527	845	1,044	869	1,008	958	1,037	973	946	940	980	986	
		RPF ¹⁾	RPF ¹⁾	kt-CO ₂	34	40	151	423	386	393	366	322	314	300	287	267		
				kt-CO ₂	NO	11	46	684	1,171	1,342	1,354	1,451	1,410	1,501	1,449	1,453		
	合計			kt-CO ₂	20,532	24,982	28,144	27,561	25,134	25,729	25,430	27,007	25,724	26,418	26,639	25,779		
CH ₄	5.C. 廃棄物の焼却及び野焼き (エネルギー回収を伴わない) ²⁾			kt-CH ₄	1.1	1.2	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3		
	1.A. 燃料の燃焼	廃棄物が焼却される際にエネルギーを回収	一般廃棄物 ²⁾	kt-CH ₄	0.5	0.5	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
			産廃	廃油 ²⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
				廃プラスチック類 ²⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
				食物くず ³⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
			産廃	紙くず ²⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
				木くず ³⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
				天然繊維くず ³⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
				下水汚泥以外の汚泥 ³⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		廃棄物を原燃料として直接利用	産廃	プラスチック ²⁾	kt-CH ₄	NO	NO	0.0	0.0	0.0	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	
				廃油 ²⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
				廃プラスチック類 ²⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		
				木くず ³⁾	kt-CH ₄	1.8	1.8	2.2	2.9	4.2	4.8	5.5	5.4	5.4	5.3	5.3		
		RPF ²⁾	RPF ²⁾	kt-CH ₄	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
				kt-CH ₄	NO	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	合計			kt-CH ₄	3.5	3.6	3.8	4.0	5.0	5.6	5.8	6.4	6.2	6.2	6.2	6.1		
				kt-CO ₂ 換算	97	100	106	111	141	158	163	178	174	173	173	171		
N ₂ O	5.C. 廃棄物の焼却及び野焼き (エネルギー回収を伴わない) ²⁾			kt-N ₂ O	4.81	5.89	6.47	7.16	5.48	5.77	5.04	5.08	4.76	4.58	4.51	4.48		
	1.A. 燃料の燃焼	廃棄物が焼却される際にエネルギーを回収	一般廃棄物 ²⁾	kt-N ₂ O	1.19	1.32	1.53	1.13	0.93	0.93	0.86	0.94	0.89	0.86	0.85	0.81		
			産廃	廃油 ²⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
				廃プラスチック類 ²⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00		
				食物くず ³⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
			産廃	紙くず ²⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
				木くず ³⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
				天然繊維くず ³⁾	kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
				下水汚泥以外の汚泥 ³⁾	kt-N ₂ O	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.01	0.01	
		廃棄物を原燃料として直接利用	産廃	プラスチック ²⁾	kt-N ₂ O	NO	NO	0.00	0.00	0.00	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	
				廃油 ²⁾	kt-N ₂ O	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
				廃プラスチック類 ²⁾	kt-N ₂ O	0.03	0.02	0.03	0.02	0.05	0.04	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	
				木くず ³⁾	kt-N ₂ O	0.02	0.02	0.03	0.03	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
		RPF ²⁾	RPF ²⁾	kt-N ₂ O	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
				kt-N ₂ O	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	合計			kt-N ₂ O	6.08	7.29	8.10	8.41	6.57	6.89	6.11	6.25	5.88	5.67	5.57	5.50		
				kt-CO ₂ 換算	1,611	1,931	2,147	2,229	1,742	1,825	1,618	1,656	1,558	1,503	1,475	1,458		
合計				kt-CO ₂ 換算	22,240	27,014	30,397	29,901	27,017	27,712	27,211	28,841	27,456	28,095	28,287	27,407		

(注)

- 1) 化石燃料起源成分のみを含む。
- 2) 化石燃料起源成分及び生物起源成分を含む。
- 3) 生物起源成分のみ含む。

7.4.1. 廃棄物の焼却（エネルギー回収を伴わない）（5.C.1.）

7.4.1.1. 一般廃棄物（5.C.1.-）

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは、施設外に電気もしくは熱を供給しない一般廃棄物の焼却に伴う排出の算定・報告を行う。CO₂排出量は表 7-27 のように廃棄物の種類に応じて「一般廃棄物（生物起源）（5.C.1.a.i.）」又は「一般廃棄物（非生物起源）（5.C.1.b.i.）」に報告する。CH₄ 排出量、N₂O 排出量は焼却される炉種ごとに排出量を計算するが、この際用いる一般廃棄物の焼却データでは生物起源廃棄物と非生物起源廃棄物を区分できないことから、生物起源分も含めた全排出量を「一般廃棄物（非生物起源）（5.C.1.b.i.）」にまとめて報告する。

b) 方法論

1) CO₂

■ 算定方法

当該排出源から排出される CO₂ については、2006 年 IPCC ガイドラインのデシジョンツリー（Volume 5, Page 5.9, Fig 5.1）に従い、我が国独自のデータを用いた排出係数と焼却量（乾燥ベース）及びエネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合を用いて排出量を算定する。ここでは化石燃料起源の廃棄物の焼却に伴う CO₂ 排出量を算定するため、一般廃棄物中のペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック（以下、「プラスチック」）、合成繊維くず、紙くず、紙おむつの化石燃料起源成分を算定対象とする²。

$$E = \sum_i (EF_i \times A_i) \times (1 - R)$$

E	: 一般廃棄物 i の焼却に伴う CO ₂ 排出量 [kg-CO ₂]
EF_i	: 廃棄物 i の焼却に伴う排出係数 [kg-CO ₂ /t (dry)]
A_i	: 廃棄物 i の焼却量 [t (dry)]
R	: エネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合

■ 排出係数

○ 計算式

2006 年 IPCC ガイドラインの考え方に従い、以下のように算定する。

$$EF_i = CF_i \times FCF_i \times OF \times 44/12$$

EF_i	: 廃棄物 i の焼却に伴う排出係数 [kg-CO ₂ /t (dry)]
CF_i	: 廃棄物 i 中の炭素含有率 [% (dry)]
FCF_i	: 廃棄物 i 中の炭素の化石燃料起源割合 [%]
OF	: 酸化率 [%]

○ 炭素含有率（CF）

一般廃棄物の廃棄物種類別の炭素含有率は、下表の値を用いる。

² 食物くず、紙くずの生物起源成分、天然繊維くず、木くず、バイオマスプラスチック類の焼却による CO₂ 排出量は、「一般廃棄物（生物起源）（5.C.1.a.i.）」に参考値として報告している。排出量の算定方法は化石燃料起源廃棄物の焼却に伴う排出と同様である。

表 7-32 一般廃棄物組成別の炭素含有率（CF：乾燥ベース）

項目	炭素含有率	出典
プラスチック	76.8 %	国内 14 都市における一般廃棄物中のプラスチック素材組成及び素材別炭素含有率の調査に基づく（環境省、2020b）
ペットボトル	62.1 %	国内 10 都市の実測調査結果の平均値（環境省、2020b）
合成繊維くず	63.0 %	合成繊維種類ごとの炭素含有率を消費量で加重平均（環境省、2006b）
紙くず	40.8 %	国内 14 都市の実測調査結果の平均（環境省、2020b）
紙おむつ	56.0 %	（一社）日本衛生材料工業連合会ヒアリング結果に基づき推計（環境省、2021）

○ 廃棄物中の炭素の化石燃料起源割合（FCF）

【合成繊維くず、紙くず、紙おむつ】

一般廃棄物中の合成繊維くず及び紙くず、紙おむつ中の炭素の化石燃料起源割合は、下表の値を用いる。

表 7-33 一般廃棄物中の合成繊維くず、紙くず及び紙おむつ中の炭素の化石燃料起源割合（FCF）

項目	炭素の化石燃料起源割合	出典
合成繊維くず	100%	専門家判断によりすべて化石燃料起源とみなす。
紙くず	9.6%	加速器質量分析を用いた ^{14}C 法による現有炭素濃度（pMC）の測定（ASTM D6866）に基づく（環境省、2020b）。
紙おむつ	59%	（一社）日本衛生材料工業連合会ヒアリング結果に基づき推計（環境省、2021）。

（注）焼却される紙くず中の化石燃料起源炭素は、紙の製造時に添加される填料・顔料・紙力増強剤等の添加剤や紙を二次加工する際に付加される接着剤・インク・ラミネート等の付加物質に由来する。

【プラスチック及びペットボトル】

プラスチック及びペットボトルの化石燃料起源割合は、これらに含まれるバイオマスプラスチック類の含有量を基に推計する。なおバイオマスプラスチック類とは、バイオマスを原料とするプラスチックの総称で、複合プラスチック、プラスチック様素材などを含んでいる。一般廃棄物プラスチック、一般廃棄物ペットボトル及び産業廃棄物廃プラスチック類の化石燃料起源割合は以下の式で求める。

$$FCF_i(T) = 1 - \frac{BPW_i(T)}{PW_i(T)}$$

$FCF_i(T)$: T 年度のプラスチック i （一般廃棄物プラスチック、一般廃棄物ペットボトル、産業廃棄物廃プラスチック類）の化石燃料起源割合 [%]

$BPW_i(T)$: T 年度のプラスチック i （一般廃棄物プラスチック、一般廃棄物ペットボトル、産業廃棄物廃プラスチック類）中のバイオマス起源成分量 [t (dry)]

$PW_i(T)$: T 年度のプラスチック i （一般廃棄物プラスチック、一般廃棄物ペットボトル、産業廃棄物廃プラスチック類）の排出量（付着物を除く）[t (dry)]

T 年度の一般廃棄物プラスチック、一般廃棄物ペットボトル及び産業廃棄物廃プラスチック類の排出量（ $PW_i(T)$ ）は環境省「循環利用量調査報告書」の値を用いる。 T 年度に廃棄される一般廃棄物プラスチック、一般廃棄物ペットボトル及び産業廃棄物廃プラスチック類のバイオマス起源成分量（ $BPW_i(T)$ ）はそれぞれ以下の式で求める。

$$BPW_i(T) = \sum_t \sum_j (BP_{j,t} \times DP_{j,t} \times B_j \times W_{i,j,t}(T) \times DW_i(T))$$

$BP_{j,t}$: t 年度におけるバイオマスプラスチック類製品 j の生産量 [t (dry)]

$DP_{j,t}$: t 年度におけるバイオマスプラスチック類製品 j の国内出荷割合 [%]

B_j : バイオマスプラスチック類製品 j のバイオマス起源成分重量割合 [%]

$W_{i,j,t}(T)$: t 年度に生産されたバイオマスプラスチック類製品 j が製品の使用に伴い T 年度にプラスチック i (一般廃棄物プラスチック、一般廃棄物ペットボトル、産業廃棄物廃プラスチック類) として廃棄される割合 [%]

$DW_i(T)$: プラスチック i (一般廃棄物プラスチック、一般廃棄物ペットボトル、産業廃棄物廃プラスチック類) が T 年度に国内処理される割合 [%]

バイオマスプラスチック類製品の生産量 ($BP_{j,t}$)、国内出荷割合 ($DP_{j,t}$)、バイオマス成分重量割合 (B_i) は、日本バイオマス製品推進協議会及び日本バイオプラスチック協会による調査より把握する。なお、当該調査では、最終商品としてのバイオマスプラスチック類製品をバイオマスプラスチック類の種類別 (バイオ PE、バイオ PET、ポリ乳酸、等)・用途別 (包装資材、容器、日用品、液晶機器、等) に分類している。

同調査では中間製品としてのバイオマスプラスチック類樹脂 (バイオ PE、バイオ PET、ポリ乳酸) の供給量も把握している。このバイオマスプラスチック類樹脂の供給量から樹脂別に上述の把握済み最終製品に含まれるバイオマスプラスチック類樹脂量を減じ、同調査では未把握となっている最終製品量 (BP) を樹脂量として推計する。未把握の最終製品の国内出荷割合 (DP) 及びバイオマス起源成分重量割合 (B) は専門家判断により設定する。

なお、我が国で普及するバイオマスプラスチック類樹脂のうちペットボトル用途に含まれるバイオ PET 樹脂の一部は、最終製品の使用後に回収・マテリアルリサイクルされ、再び最終商品 (ボトル、日用品) となった後に廃棄・焼却されている。このような状況を踏まえ、一般廃棄物ペットボトルのバイオマス起源成分量 ($BPW_{MSW\ PET\ bottles}(T)$) については、一次利用された後のバイオ PET 廃棄量に加え、マテリアルリサイクルされた後に廃棄されるバイオ PET 樹脂量も考慮し設定する。マテリアルリサイクル由来のバイオ PET 樹脂量は PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトル年次報告書」にあるペットボトルのマテリアルリサイクルデータを考慮して推計する。

一般廃棄物として廃棄される割合 $W_{i,j,t}(T)$ は専門家判断に基づき推計する。

一般廃棄物プラスチック及び産業廃棄物廃プラスチック類が T 年度に国内処理される割合 ($DW_i(T)$) は、ペットボトル以外の製品については輸出する割合が不明なため、100%とする。ペットボトルについては、PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトル年次報告書」より求める (表 7-34)。

表 7-34 廃プラスチック類が国内処理される割合 (DW)

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
プラスチック (一般廃棄物)	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ペットボトル (一般廃棄物)	%	48.6	48.6	48.6	48.6	47.5	51.6	52.0	62.8	69.0	74.6	81.1	75.2
廃プラスチック類 (産業廃棄物)	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

以上より得られるプラスチックの化石燃料起源割合を表 7-35 に記す。

表 7-35 廃プラスチック類の化石燃料起源割合 (FCF)

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
プラスチック (一般廃棄物)	%	100.0	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.2	99.0	98.7	98.7	98.0	97.8
ペットボトル (一般廃棄物)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8	99.8	99.7	99.6	99.6	99.5	99.1
廃プラスチック類 (産業廃棄物)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.7	99.6	99.9	99.9	99.8	99.8	99.9

○ 酸化率

我が国の実態を考慮し、2006 年 IPCC ガイドラインに示されるデフォルト値の 100%を採用する。

○ 排出係数

以上の計算より得られた排出係数を表 7-36 に記す。

表 7-36 一般廃棄物の焼却に関する化石燃料起源の CO₂ 排出係数

項目	単位	排出係数	備考
プラスチック	kg-CO ₂ /t (dry)	2,816	FCF=1 の場合
ペットボトル	kg-CO ₂ /t (dry)	2,277	
合成繊維くず	kg-CO ₂ /t (dry)	2,310	—
紙くず	kg-CO ₂ /t (dry)	144	—
紙おむつ	kg-CO ₂ /t (dry)	1,220	—

■ 活動量

活動量推計の基本情報として、環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データに示されたプラスチック、プラスチックから区別されたペットボトル、繊維くず及び紙くずの焼却量の値を用いる。ここで報告されるプラスチック及びペットボトルの焼却量には、潜在的にバイオマスプラスチックが含まれている。活動量推計の詳細は以下のとおり。

○ プラスチック、ペットボトル

一般廃棄物のプラスチック及びペットボトルの焼却に伴う CO₂ 排出の活動量(乾燥ベース)は、次式で求める。

$$A_i = MSW_i \times (1 - u_i) \times (1 - F_{impurity,i})$$

A_i : 一般廃棄物プラスチック又はペットボトル焼却の活動量 [t (dry)]

MSW_i : 一般廃棄物プラスチック又はペットボトルの焼却量 [t (wet)]

u_i : 一般廃棄物プラスチック又はペットボトルの含水率 [%]

$F_{impurity,i}$: 一般廃棄物プラスチック又はペットボトルに付着する異物の割合(付着物割合) [%]

【含水率 (u)】

ペットボトル(一般廃棄物)及びペットボトル以外のプラスチック(一般廃棄物)中のプラスチックの含水率は下表の値を用いる。

表 7-37 一般廃棄物プラスチック及びペットボトルの含水率

項目	含水率	出典
プラスチック	26.1%	13 都市での測定結果に基づく(環境省、2020b)
ペットボトル	8.4%	9 都市での測定結果に基づく(環境省、2020b)

【付着物割合 ($F_{impurity}$)】

一般廃棄物組成調査時にプラスチックとして分類されるものに、異物(食品などの生物由来廃棄物)が残留し付着している場合が多い。この付着した異物をプラスチック焼却量から除いたものを活動量とする。プラスチックの付着物割合は下表の値を用いる。

表 7-38 一般廃棄物プラスチック及びペットボトルの付着物割合

項目	付着物割合	出典
プラスチック	11.9%	国内 14 都市での測定結果に基づく(環境省、2020b)
ペットボトル	0%	専門家判断(環境省、2020b)

○ 合成繊維くず

一般廃棄物の合成繊維くずの活動量は、一般廃棄物の繊維くず焼却量(排出ベース)に、繊維くず中の合成繊維くず割合を乗じ、繊維くずの含水量(含水率 20%。表 7-11 を参照のこと。)を差し引いて乾燥ベースの焼却量に変換して求める。

$$A_{textiles} = MSW_{textiles} \times (1 - u_{textiles}) \times F_{synthetic}$$

A_{textiles}	: 合成繊維くず焼却の活動量 [t (dry)]
MSW_{textiles}	: 一般廃棄物の繊維くず焼却量 [t (wet)]
u_{textiles}	: 繊維くずの含水率 [%]
$F_{\text{synthetic}}$	: 繊維くず中の合成繊維割合 [%]

【繊維くず中の合成繊維くず割合 ($F_{\text{synthetic}}$)】

一般廃棄物中の繊維くず中の合成繊維くず割合は、繊維別のファイバーベース最終消費量（日本化学繊維協会提供データ）を用いて設定する。

$$F_{\text{synthetic}} = (C_{\text{synthetic}} + 0.4 \times C_{\text{semisynthetic}}) / C_{\text{total fiber}}$$

$C_{\text{synthetic}}$	: 合成繊維最終消費量 [t (dry)]
$C_{\text{semisynthetic}}$	: 半合成繊維最終消費量 [t (dry)]
$C_{\text{total fiber}}$	: 繊維最終消費量 [t (dry)]

（注）国内市場における半合成繊維の大半は酢酸セルロースを材料とするアセテート繊維であり、半合成繊維における合成繊維重量割合は専門家判断により 40%とする。

表 7-39 繊維くず中の合成繊維くずの割合

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
合成繊維くず割合	%	52.2	52.9	55.3	54.4	59.4	62.2	65.3	63.6	61.3	61.4	60.6	61.8

○ 紙くず

一般廃棄物の紙くずの活動量は、一般廃棄物の紙くず焼却量（排出ベース）に、紙くずの含水量（含水率 20%。表 7-11 を参照のこと。）を差し引いて乾燥ベースの焼却量に変換して求める。なお、環境省「循環利用量調査報告書」における紙くずの項目には紙おむつが含まれているため、紙おむつの活動量を一般廃棄物の紙くず焼却量から控除することで、紙くずの活動量とする。

$$A_{\text{paper}} = MSW_{\text{paper}} \times (1 - u_{\text{paper}}) - A_{\text{nappy}}$$

A_{paper}	: 紙くず焼却の活動量 [t (dry)]
MSW_{paper}	: 紙くず焼却量 [t (wet)]
u_{paper}	: 紙くずの含水率 [%]
A_{nappy}	: 紙おむつ焼却の活動量 [t (dry)]

○ 紙おむつ

紙おむつは一般廃棄物において紙くず又は繊維くずの一部として分類されるが、その焼却量は不明である。

【2004 年度以前】

2004 年度以前については、専門家判断に基づき紙おむつの焼却量は排出年度における国内生産量の全量とみなす。

紙おむつの国内生産量は、（一社）日本衛生材料工業連合会「日衛連 NEWS」に掲載される紙おむつの生産量（大人用、乳幼児用の合計値：乾燥ベース）より求める。

【2005 年度以降】

2005 年度以降については、紙おむつの焼却の活動量は紙おむつ消費量として、環境省（2020a）

に基づき以下の式で推計する。

$$A_{nappy} = \sum_i WT_i \times N_i \times PN_i \times 365/10^6$$

A_{nappy} : 紙おむつ焼却の活動量（紙おむつの消費量）[t (dry)]

WT_i : 1枚あたりの紙おむつ i （大人用、子供用）の重量 [g (dry)]

N_i : 1人1日あたりの紙おむつ i （大人用、子供用）の消費量 [枚/人・日]

PN_i : 紙おむつ i （大人用、子供用）の消費者数 [人]

各パラメータの詳細を次表に示す。

表 7-40 紙おむつ消費量の推計に用いるパラメータ

項目	用途	数量	出典
1枚あたりの紙おむつの重量 (WT)	大人用	292g (アウター84g×1、パッド 52g×4)	環境省 (2020a)
	子供用	30g	
1人1日あたりの紙おむつの消費量 (N)	大人用	1枚 (アウター1枚、パッド 4枚) / 人・日	環境省 (2020a)
	子供用	5枚 / 人・日	
紙おむつの利用者数 (PN)	大人用	$PN_{adult} = \sum_a P_a \times (PS_{1/2,a} \times 0.2 + PC_{1/2,a} \times 0.64)$ P_a : 年齢層 a の人口 $PS_{1/2,a}$: 年齢層 a における要支援 1~2 認定者割合 $PC_{1/2,a}$: 年齢層 a における要介護 1~2 認定者割合	推計式: 環境省 (2020a) P_a : 総務省「人口推計」 $PS_{1/2,a}$ 、 $PC_{1/2,a}$: 厚生労働省「介護保険事業状況報告」
	子供用	$PN_{child} = P_{0-3} \times 0.9$ P_{0-3} : 0~3歳の人口	

○ 活動量

以上の計算より得られる活動量を表 7-41 に記す。

表 7-41 CO₂ 排出量の計算に使用する一般廃棄物の活動量

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
プラスチック	kt (dry)	3,056	3,180	3,708	2,686	1,769	2,261	1,971	2,197	2,198	2,325	2,387	2,316
ペットボトル	kt (dry)	275	286	412	280	173	211	232	321	310	268	340	315
合成繊維くず	kt (dry)	505	555	489	610	774	582	644	576	550	582	567	559
紙くず	kt (dry)	8,885	9,583	10,523	10,751	8,964	9,366	8,662	8,224	8,471	8,440	8,314	8,066
紙おむつ	kt (dry)	272	333	340	442	483	515	524	564	562	566	570	573

■ エネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合

エネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合とは、施設外に電気もしくは熱を供給する一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合であり、「一般廃棄物処理実態調査」より把握する。

表 7-42 エネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
場外での発電・熱利用あり	%	53.7	55.6	61.1	68.4	66.9	66.4	65.0	73.7	72.4	71.8	71.7	71.2
場外での発電・熱利用なし	%	46.3	44.4	38.9	31.6	33.1	33.6	35.0	26.3	27.6	28.2	28.3	28.8

2) CH₄、N₂O

■ 算定方法

該当排出源である焼却炉とガス化溶融炉からの CH₄ 及び N₂O 排出量について算定する。

焼却炉からの CH₄ 及び N₂O 排出量は、燃焼方式別の一般廃棄物焼却量（排出ベース）に、各々定めた排出係数を乗じ算定する。ガス化溶融炉からの CH₄ 及び N₂O 排出量は、ガス化溶融炉での一般廃棄物焼却量（排出ベース）に、排出係数を乗じ算定する。

これら算定した排出量について、エネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設からの排出量

を差し引いて、廃棄物分野で計上する。

$$E = \sum_i (EF_i \times A_i) \times (1 - R)$$

E : 一般廃棄物の焼却に伴う CH₄ 又は N₂O 排出量 [kg-CH₄] [kg-N₂O]
 EF_i : 一般廃棄物の燃焼方式(又は炉種) i の排出係数 [kg-CH₄/t (wet)] [kg-N₂O/t (wet)]
 A_i : 一般廃棄物の燃焼方式(又は炉種) i の焼却量 [t (wet)]
 R : エネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合

■ 排出係数

○ 焼却炉

我が国の焼却炉は 1990 年後半から 2000 年代前半にかけてダイオキシン類削減対策のため施設の更新・改修が行われたため、2000 年度以降に対策が施された施設は、それ以前の施設に比べ CH₄ 排出係数の改善が認められる(環境省、2010)との専門家判断により、焼却炉の炉種別(ストーカ炉、流動床炉)・燃焼方式別(全連続燃焼式、准連続燃焼式、バッチ燃焼式)の CH₄ 排出係数は、2001 年度以前(環境省、2006b)と、2002 年度以降(環境省、2010)において設定した値を用いる。採用した排出係数はいずれも実測調査に基づいている。これら CH₄ 排出係数は大気中の CH₄ 濃度を考慮した吸気補正は行っていない。

N₂O 排出係数は、CH₄ 排出係数と同様に、焼却炉の炉種別・燃焼方式別の排出係数は 2001 年度以前(環境省、2006b)と 2002 年度以降(環境省、2010)で異なる値を用いる。

CH₄ 及び N₂O 排出の活動量は燃焼方式ごとの焼却量を使用するため、それぞれの排出係数は環境省「日本の廃棄物処理」から算出した各年度の炉種別焼却量の比率で加重平均をおこない、燃焼方式(全連続燃焼式、准連続燃焼式、バッチ燃焼式)ごとに推計する。

○ ガス化溶融炉

炉種(シャフト式、流動床式、ロータリー式)ごとにガス化溶融炉の排出係数が得られているが(環境省、2010)、活動量はガス化溶融炉での総焼却量を使用するため、排出量算定における排出係数は各年度の炉種別焼却量の比率で加重平均を行い、推計する。

表 7-43 燃焼方式別 CH₄ 及び N₂O 排出係数(一般廃棄物)

焼却方式	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
CH ₄ 排出係数													
全連続燃焼式焼却炉	g-CH ₄ /t (wet)	8.2	8.2	8.3	2.6	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5
准連続燃焼式焼却炉	g-CH ₄ /t (wet)	69.6	69.6	75.1	19.9	20.9	20.9	20.7	20.5	20.9	21.1	20.5	19.8
バッチ燃焼式焼却炉	g-CH ₄ /t (wet)	80.5	80.5	84.1	13.2	11.6	11.7	11.8	11.0	11.0	11.0	11.1	11.1
ガス化溶融炉	g-CH ₄ /t (wet)	NA	NA	5.6	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	6.9
N ₂ O排出係数													
全連続燃焼式焼却炉	g-N ₂ O/t (wet)	58.8	58.8	59.1	37.9	38.0	38.0	38.1	37.9	37.9	37.7	37.6	37.7
准連続燃焼式焼却炉	g-N ₂ O/t (wet)	56.8	56.8	57.3	71.5	73.2	73.1	72.8	72.5	73.2	73.6	72.5	71.3
バッチ燃焼式焼却炉	g-N ₂ O/t (wet)	71.4	71.4	74.8	76.0	76.2	76.2	76.2	76.3	76.3	76.3	76.3	76.3
ガス化溶融炉	g-N ₂ O/t (wet)	NA	NA	16.9	12.0	11.5	11.7	12.2	12.3	12.7	12.7	12.8	13.1

(出典) 環境省(2000)、環境省(2010)、環境省「日本の廃棄物処理」、石川県他(1991-1997)、大気環境学会(1996)、上野他(1992)

■ 活動量

焼却炉及びガス化溶融炉における CH₄ 及び N₂O 排出の活動量は、環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データに示された一般廃棄物焼却量(排出ベース)に、環境省「一般廃棄物処理実態調査」データから算出した焼却炉の各燃焼方式又はガス化溶融炉の焼却比率を乗じて推計する。

表 7-44 燃焼方式別の一般廃棄物焼却量（活動量）

焼却方式	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
全連続燃焼式焼却炉	kt (wet)	26,215	29,716	32,749	32,246	27,603	28,246	27,364	27,266	26,344	25,998	25,812	25,196
准連続燃焼式焼却炉	kt (wet)	4,810	5,455	5,882	4,047	2,968	2,827	2,349	1,849	1,760	1,580	1,488	1,326
バッチ燃焼式焼却炉	kt (wet)	5,643	4,328	3,131	1,562	1,078	970	842	625	589	562	509	485
ガス化溶融炉	kt (wet)	NO	NO	370	2,397	3,605	4,098	4,328	4,889	4,875	4,902	4,785	4,612

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

CO₂ 排出係数については、化石燃料起源廃棄物の炭素含有率データから計算される 95%信頼区間より不確実性を算定する。CH₄ 及び N₂O 排出係数については、排出係数算定に用いられた実測データから計算される 95%信頼区間より不確実性を評価する。活動量の不確実性については、表 7-2 に基づき一般廃棄物データの不確実性を適用する。不確実性評価の詳細は表 7-45 及び表 7-46 に記す。

表 7-45 一般廃棄物のエネルギー回収を伴わない焼却（5.C.1.-）における不確実性評価（CO₂）

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
プラスチック	CO ₂	-1%	+1%	-10%	+10%	-10%	+10%	排出係数の出典である環境省（2020b）より引用。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
ペットボトル	CO ₂	-0.4%	+0.4%	-10%	+10%	-10%	+10%	排出係数の出典である環境省（2020b）より引用。		
合成繊維くず	CO ₂	-2%	+2%	-10%	+10%	-10%	+10%	繊維くずの炭素含有率実測データの 95%信頼区間より設定。		
紙くず	CO ₂	-13%	+13%	-10%	+10%	-16%	+16%	炭素含有率及び化石燃料起源割合の実測データの 95%信頼区間を合成。		
紙おむつ	CO ₂	-13%	+13%	-10%	+10%	-16%	+16%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により紙くずの不確実性を代用。		

表 7-46 一般廃棄物のエネルギー回収を伴わない焼却（5.C.1.-）における不確実性評価（CH₄ 及び N₂O）

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
連続燃焼式・ストーカー式	CH ₄	-39%	+39%	-10%	+10%	-40%	+40%	排出係数出典の環境省（2010）より引用。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-34%	+34%	-10%	+10%	-35%	+35%			
連続燃焼式・流動床式	CH ₄	-100%	+719%	-10%	+10%	-100%	+719%			
	N ₂ O	-98%	+98%	-10%	+10%	-98%	+98%			
准連続燃焼式・ストーカー式	CH ₄	-82%	+82%	-10%	+10%	-83%	+83%			
	N ₂ O	-82%	+82%	-10%	+10%	-82%	+82%			
准連続燃焼式・流動床式	CH ₄	-100%	+162%	-10%	+10%	-100%	+162%			
	N ₂ O	-64%	+64%	-10%	+10%	-64%	+64%			
バッチ燃焼式・ストーカー式	CH ₄	-75%	+75%	-10%	+10%	-76%	+76%			
	N ₂ O	-100%	+111%	-10%	+10%	-100%	+111%			
バッチ燃焼式・流動床式	CH ₄	-100%	+394%	-10%	+10%	-100%	+394%			
	N ₂ O	-100%	+133%	-10%	+10%	-100%	+134%			
ガス化溶融炉・シャフト式	CH ₄	-100%	+203%	-10%	+10%	-100%	+203%			
	N ₂ O	-45%	+45%	-10%	+10%	-46%	+46%			
ガス化溶融炉・流動床式	CH ₄	-100%	+133%	-10%	+10%	-100%	+134%			
	N ₂ O	-100%	+252%	-10%	+10%	-100%	+252%			
ガス化溶融炉・回転式	CH ₄	-54%	+54%	-10%	+10%	-55%	+55%			
	N ₂ O	-87%	+87%	-10%	+10%	-88%	+88%			

■ 時系列の一貫性

1997 年度以前はごみ種別の焼却量データが無いことから、各年の一般廃棄物焼却全量と 1998 年度のごみ種別焼却量の割合を用いて、データの推計を行っている。排出量算定において時系列の一貫性は担保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動については、別添 4 に詳述している。

e) 再計算

バイオマスプラスチック製品データの改訂に伴い、2005 年度以降の CO₂ 排出量の再計算を行った。統計データの更新に伴い 2019 年度以降の CO₂ 排出量及び 2022 年度の CH₄ 及び N₂O 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.4.1.2. 産業廃棄物 (5.C.1.-)

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは施設外に電気もしくは熱を供給しない産業廃棄物の焼却に伴う CO₂、CH₄、N₂O の排出量を産業廃棄物の種類ごとに算定し、それぞれ該当する「産業廃棄物 (生物起源) (5.C.1.a.ii.1.)」、「その他 (非化石液体廃棄物) (生物起源) (5.C.1.a.ii.5.)」、「その他 (汚泥) (生物起源) (5.C.1.a.ii.5.)」、「産業廃棄物 (非生物起源) (5.C.1.b.ii.1.)」又は「化石液体廃棄物 (非生物起源) (5.C.1.b.ii.5.)」のカテゴリーで報告する (表 7-27 を参照のこと)。

b) 方法論

1) CO₂

■ 算定方法

産業廃棄物の化石燃料起源の廃油、廃プラスチック類、紙くずの焼却に伴い排出される化石燃料起源の CO₂ について、国独自の排出係数と焼却量及びエネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物の割合を用いて排出量を算定する。産業廃棄物の廃油及び廃プラスチック類については、排出ベースでの排出係数を適用する。なお、産業廃棄物の繊維くずには廃掃法の規定では合成繊維くずが含まれないため、全て天然繊維くずと見なし、生物起源の CO₂ 排出として我が国の総排出量には含めない。

$$E = \sum_i \{EF_i \times A_i \times (1 - R_i)\}$$

E_i : 産業廃棄物 i の焼却に伴う CO₂ 排出量 [kg-CO₂]

EF_i : 産業廃棄物 i の焼却に伴う排出係数
[kg-CO₂/t (wet)-廃油、廃プラスチック類]、[kg-CO₂/t (dry)-紙くず]

A_i : 廃棄物中 i の焼却量 [t (wet)-廃油、廃プラスチック類]、[t (dry)-紙くず]

R_i : エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物 i の割合

■ 排出係数

○ 計算式

2006 年 IPCC ガイドラインの考え方に従い、以下のように算定する。

$$EF_i = CF_i \times FCF_i \times OF \times 44/12$$

EF_i : 産業廃棄物 i の焼却に伴う排出係数 [kg-CO₂/t]
 CF_i : 産業廃棄物 i の炭素含有率 [%]
 FCF_i : 産業廃棄物 i の炭素の化石燃料起源割合 [%]
 OF : 酸化率 [%]

○ 炭素含有率 (CF)

産業廃棄物の炭素含有率は、下表の値を適用する。

表 7-47 産業廃棄物中の炭素含有率 (CF)

項目	炭素含有率	出典
化石燃料起源の廃油	43.0% (wet)	環境省 (2025)
使用済み溶剤・再生油	51.6% (wet)	環境省 (2025)
再生重油	84.0% (wet)	環境省 (2025)
廃プラスチック類	70% (wet)	環境庁 (1992)
紙くず	40.8% (dry)	性状が同様である一般廃棄物のデータ (環境省、2020b) を代用

(注) 使用済み溶剤・再生油、再生重油については、「7.4.3.2.b 産業廃棄物 (廃プラスチック類、廃油、木くず) の原燃料利用に伴う焼却 (1.A.2)」を参照のこと。

○ 化石燃料起源割合 (FCF)

産業廃棄物中の化石燃料起源割合は、下表の値を適用する。

表 7-48 産業廃棄物中の炭素の化石燃料起源割合 (FCF)

項目	化石燃料起源割合	出典
化石燃料起源の廃油	100%	専門家判断
使用済み溶剤・再生油	100%	専門家判断
再生重油	100%	専門家判断
廃プラスチック類	可変	表 7-35 を参照のこと
紙くず	9.6%	性状が同様である一般廃棄物のデータ (環境省、2020b) を代用

(注) 使用済み溶剤・再生油、再生重油については、「7.4.3.2.b 産業廃棄物 (廃プラスチック類、廃油、木くず) の原燃料利用に伴う焼却 (1.A.2)」を参照のこと。

○ 酸化率 (OF)

2006 年 IPCC ガイドラインに示されるデフォルト値の 100%を採用する。

○ 排出係数 (EF)

以上の計算より得られた排出係数を表 7-49 に記す。

表 7-49 産業廃棄物中の廃油、廃プラスチック類及び紙くずの化石燃料起源成分の排出係数 (EF)

項目	単位	排出係数	備考
化石燃料起源の廃油	kg-CO ₂ /t (wet)	1,576	—
使用済み溶剤・再生油	kg-CO ₂ /t (wet)	1,892	—
再生重油	kg-CO ₂ /t (wet)	3,081	—
廃プラスチック類	kg-CO ₂ /t (wet)	2,567	FCF=1 の場合
紙くず	kg-CO ₂ /t (dry)	144	—

(注) 使用済み溶剤・再生油、再生重油については、「7.4.3.2.b 産業廃棄物 (廃プラスチック類、廃油、木くず) の原燃料利用に伴う焼却 (1.A.2)」を参照のこと。

■ 活動量

産業廃棄物の廃油、廃プラスチック類及び紙くずの焼却に伴う CO₂ 排出の活動量は、環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データに示された当該区分の焼却量を用いる。この統計では、当該焼却量について特別管理産業廃棄物を包含して報告しているため、重複計上を防ぐ目的で特別管理産業廃棄物の焼却の計上分（「7.4.1.3. 特別管理産業廃棄物（5.C.1.-）」節を参照のこと。）を差し引いている。活動量推計の詳細は以下のとおり。

○ 化石燃料起源の廃油

$$A_{oil-fossil} = \{IW_{oil} \times (1 - F_{bio}) - SIW_{oil}\} \times (1 - F_{non-oil})$$

$A_{oil-fossil}$: 化石燃料起源の廃油の活動量 [t (wet)]

IW_{oil} : 産業廃棄物の廃油焼却量 [t (wet)]

SIW_{oil} : 特別管理産業廃棄物の廃油焼却量¹⁾ [t (wet)]

F_{bio} : 動植物性廃油割合²⁾ [%]

$F_{non-oil}$: 非廃油成分割合³⁾ [%]

(注) 1) 特別管理産業廃棄物の廃油は全量が化石燃料起源とみなす。

2) 環境省調査より。

3) 廃油の焼却量データに含まれる、廃油容器（ドラム缶）等の廃油でない成分の割合（3%：環境省、2025）。

表 7-50 動植物性廃油割合 (F_{bio})

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
動植物性廃油割合	%	2.6	3.5	4.5	5.4	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0

○ 廃プラスチック類

$$A_{plastics} = IW_{plastics} - A_{inf. plastics}$$

$A_{plastics}$: 廃プラスチック類焼却の活動量 [t (wet)]

$IW_{plastics}$: 産業廃棄物廃プラスチック類焼却量 [t (wet)]

$A_{inf. plastics}$: 特別管理産業廃棄物のうち感染性廃棄物（プラスチック）焼却量 [t (wet)]

(注) 産業廃棄物廃プラスチックの化石燃料起源割合は、「7.4.1.1. 一般廃棄物（5.C.1.-）b) 1) CO₂」の活動量と同様に求める（表 7-35）。なお、産業廃棄物廃プラスチックでは、一般廃棄物と異なりペットボトルは含まないものとする。

○ 紙くず

$$A_{paper} = (IW_{paper} - A_{inf. exc. plastics}) \times (1 - u_{paper})$$

A_{paper} : 紙くず焼却の活動量 [t (dry)]

IW_{paper} : 産業廃棄物紙くず焼却量 [t (wet)]

$A_{inf. exc. plastics}$: 特別管理産業廃棄物のうち感染性廃棄物（プラスチック類以外）焼却量 [t (wet)]

u_{paper} : 産業廃棄物紙くずの含水率 [%]

(注) 特別管理産業廃棄物のうち感染性廃棄物（プラスチック類以外）を紙くずとみなしている。産業廃棄物紙くずの含水率は「固形廃棄物の処分（5.A.）」と同様に 15%とする。表 7-11 を参照のこと。

推計した活動量の詳細は表 7-53 を参照のこと。

■ エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物の割合（種類別）

エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物の割合とは、施設外に電気もしくは熱を供給する産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物の種類ごとの割合で

あり、環境省 環境再生・資源循環局「産業廃棄物処理施設状況調査」より把握する。

我が国の場合、産業廃棄物焼却施設は主に民間の廃棄物処理業者によって設置されており、主に自治体が設置する一般廃棄物焼却施設と比べて、エネルギー回収（発電・熱利用）は普及上にあるため、本割合は産業廃棄物の方が小さくなっている。

表 7-51 エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物の割合

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
廃油 ¹⁾	%	0.6	0.7	0.6	2.5	4.1	4.0	4.8	3.8	4.0	2.2	4.8	4.8
廃プラスチック類	%	1.4	1.4	4.1	6.6	13.3	13.3	19.2	20.8	25.8	21.4	20.0	20.0
木くず ²⁾	%	0.2	0.8	1.1	1.5	5.9	8.5	10.2	7.9	9.5	11.1	11.0	11.0
汚泥 ³⁾	%	0.9	0.8	1.0	1.1	2.2	8.3	12.2	11.2	14.5	12.0	9.0	9.0
その他 ⁴⁾	%	0.2	0.8	1.1	1.5	1.5	1.9	4.2	3.3	11.4	10.4	4.4	4.4

(注)

- 1) 「化石燃料起源の廃油」及び「動植物性廃油」に適用する。
- 2) 「紙くず」及び「木くず」に適用する。
- 3) 「下水汚泥」には適用しない。
- 4) 「天然繊維くず」及び「動植物性残渣・動物の死体」に適用する。

2) CH₄

■ 算定方法

産業廃棄物の焼却に伴い排出される CH₄ は、ごみ種類別の廃棄物焼却量に国独自の排出係数を乗じ、更にエネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物の割合を用いて排出量を算定する。

$$E = \sum_j \{EF_j \times A_j \times (1 - R_j)\}$$

E : 産業廃棄物の焼却に伴う CH₄ 排出量 [kg-CH₄]

EF_j : 産業廃棄物 j の排出係数 [kg-CH₄/t (wet)]

A_j : 産業廃棄物 j の焼却量 [t (wet)]

R_j : エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物 j の割合

■ 排出係数

廃棄物の種類別の排出係数については、専門家判断により、焼却炉のダイオキシン類対策を考慮して 2001 年度以前（環境省、2006b）と 2002 年度以降（環境省、2010）で異なる値を用いる。これら排出係数は実測調査により設定されており、また、大気中 CH₄ 濃度による排出係数の吸気補正は行っていない。「天然繊維くず」「動植物性残さ・動物の死体」の排出係数は環境省（2006b）及び環境省（2010）にある「紙くず又は木くず」の値を代用している。

表 7-52 産業廃棄物の種類別の CH₄ 排出係数

項目	単位	1990-2001 年度	2002 年度以降
廃油（化石燃料起源及び動植物性）	g-CH ₄ / t (wet)	4.8	4.0
廃プラスチック類	g-CH ₄ / t (wet)	30	8.0
紙くず	g-CH ₄ / t (wet)	22	225
木くず	g-CH ₄ / t (wet)	22	225
天然繊維くず	g-CH ₄ / t (wet)	22	225
動植物性残さ・動物の死体	g-CH ₄ / t (wet)	22	225
下水汚泥	g-CH ₄ / t (wet)	14	1.5
下水汚泥以外の汚泥	g-CH ₄ / t (wet)	14	1.5

(出典) 環境庁（2000）、環境省（2006b）、環境省（2010）、石川県他（1991-1999）、大気環境学会（1996）

■ 活動量

産業廃棄物の焼却に伴う CH₄ 排出の活動量については、廃棄物の種類ごとの焼却量（排出ベース）を用いる。

○ 紙くず、木くず、天然繊維くず、動植物性残渣・動物の死体

環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データに示された種類ごとの焼却量を用いる。動植物性残さ・動物の死体は文献中にある「動植物性残さ」及び「動物の死体」の焼却量の合計値である。

○ 汚泥

環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データに示された「その他有機性汚泥焼却量」及び国土交通省調査の「下水汚泥焼却量」を活動量とする。

○ 廃油、廃プラスチック類

環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データに示された当該区分の焼却量を用いる。この統計では当該焼却量について特別管理産業廃棄物を包含して報告しているため、重複計上を防ぐ目的で特別管理産業廃棄物の焼却（5.C.1.-）の計上分を差し引いている。なお、廃油については CO₂ 排出量の活動量と異なり、化石燃料起源の廃油に加え動植物性廃油も算定対象に含める。

○ 動植物性廃油

$$A_{bio-oil} = IW_{oil} \times F_{bio} \times (1 - F_{non-oil})$$

$A_{bio-oil}$: 動植物性廃油の活動量 [t (wet)]

IW_{oil} : 産業廃棄物の廃油焼却量 [t (wet)]

F_{bio} : 動植物性廃油割合¹⁾ [%]

$F_{non-oil}$: 非廃油成分割合²⁾ [%]

(注) 1) 環境省調査より。

2) 廃油の焼却量データ含まれる、廃油容器（ドラム缶）等の廃油でない成分の割合（3%：環境省、2025）。

表 7-53 産業廃棄物の種類別焼却量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
化石燃料起源の廃油	kt (wet)	1,221	1,454	1,596	1,448	1,423	1,258	1,155	1,169	1,110	1,134	1,178	1,055
動植物性廃油	kt (wet)	39	67	100	112	117	100	97	100	95	93	95	87
廃プラスチック類	kt (wet)	842	1,794	1,780	1,808	1,703	1,778	1,826	1,848	1,574	1,626	1,620	1,561
紙くず	kt (wet)	335	712	718	323	292	152	114	5	18	16	15	19
木くず	kt (wet)	2,679	4,744	3,114	1,865	1,101	1,388	1,120	1,161	1,055	958	1,021	990
天然繊維くず	kt (wet)	31	49	50	43	24	35	27	23	30	28	29	30
動植物性残さ・動物の死体	kt (wet)	77	125	272	167	190	151	168	204	170	198	175	170
下水汚泥	kt (wet)	3,214	3,829	4,300	5,174	5,187	5,078	5,046	5,236	5,023	4,938	5,009	5,009
下水汚泥以外の汚泥	kt (wet)	1,972	2,023	2,071	2,288	2,010	1,954	1,880	1,962	1,790	1,690	1,664	1,561

3) N₂O

■ 算定方法

当該排出源から排出される N₂O については、主要な排出源である下水汚泥とそれ以外に分けて排出量を算定する。下水汚泥については、凝集剤別・炉種別に排出係数をそれぞれ設定し、高分子系凝集剤・流動床炉については、更に燃焼温度別に排出係数を設定して排出量を算定する。下水汚泥以外の産業廃棄物については、焼却量に国独自の排出係数を乗じ排出量を算定する。算定した排出量についてエネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物の割合を用いて廃棄物分野で報告する排出量を算定する。

$$E = \sum \{EF_j \times A_j \times (1 - R_j)\}$$

- E : 産業廃棄物の焼却に伴う N_2O 排出量 [kg- N_2O]
 EF_j : 産業廃棄物 j の排出係数 [kg- N_2O /t (dry)-下水汚泥] [kg- N_2O /t (wet)-その他の廃棄物]
 A_j : 産業廃棄物 j の焼却量 [t (dry)-下水汚泥] [t (wet)-その他の廃棄物]
 R_j : エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物 j の割合

■ 排出係数

○ 下水汚泥

下水汚泥の焼却の N_2O 排出係数は、国土交通省による実測調査が行われた各焼却施設の N_2O 排出係数を当該施設の下水汚泥焼却量で加重平均して排出係数を算定する。焼却炉の種類、燃焼温度別、凝集剤の種類によって排出係数は異なることから、表 7-54 に示す区分ごとの排出係数を設定する。

表 7-54 下水汚泥の焼却における N_2O 排出係数

区分	焼却炉の種類		燃焼温度	凝集剤の種類	排出係数 [g-N ₂ O/t (dry)]
1	従来型の流動床炉		通常燃焼 (850 度未満)	高分子凝集剤	6,700
2			高温燃焼 (850 度以上)		2,880
3	多層燃焼式流動床炉、過給式流動床炉、それに類する N ₂ O 排出抑制型流動床炉	N ₂ O 排 出 量 の 少 な い 炉	高温燃焼 (850 度以上)		914
4	二段燃焼式循環流動床炉 階段式ストーカー炉、ガス化炉				86.0
5	炭化固形燃料化炉				144
6	多段炉		—		4,100
7	—		—	石灰系凝集剤	907

(出典) 兵庫県 (1994)、神奈川県 (1994)、国土技術政策総合研究所 (2001)、国土技術政策総合研究所 (2002)、中村他 (1998)、松原他 (1994)、竹石他 (1994)、竹石他 (1996)、環境省 (2006b)、環境省 (2013b)、環境省 (2015)、環境省 (2025)

○ その他の産業廃棄物

廃棄物の種類別の排出係数について、専門家判断により、焼却炉のダイオキシン類対策を考慮して 2001 年度以前 (環境省、2006b) と 2002 年度以降 (環境省、2010) で異なる値を用いる。これら排出係数は実測調査により設定されており、また、大気中 N_2O 濃度による排出係数の吸気補正は行っていない。「天然繊維くず」「食物くず」の排出係数は環境省 (2006b) 及び環境省 (2010) にある「紙くず又は木くず」の値を代用する。

表 7-55 産業廃棄物の種類別の N_2O 排出係数

項目	単位	1990-2001 年度	2002 年度以降
廃油 (化石燃料起源及び動植物性)	g- N_2O / t (wet)	12	62
廃プラスチック類	g- N_2O / t (wet)	180	15
紙くず	g- N_2O / t (wet)	21	77
木くず	g- N_2O / t (wet)	21	77
天然繊維くず	g- N_2O / t (wet)	21	77
動植物性残さ・動物の死体	g- N_2O / t (wet)	21	77
汚泥 (下水汚泥を除く)	g- N_2O / t (wet)	457	99

(出典) 環境省 (2000)、環境省 (2010)、石川県他 (1991-1997)、大気環境学会 (1996)、中村他 (1998)、松原他 (1994)、鈴木他 (2001)、竹石他 (1994)、竹石他 (1996)、上野他 (1995)、安田他 (1994)

■ 活動量

○ 下水汚泥

国土交通省調査の「炉種別・燃焼温度別・凝集剤別の下水汚泥焼却量」を活動量（乾燥ベース）とする。

表 7-56 下水汚泥の焼却量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
1. 従来型の流動床炉（通常燃焼）	kt (dry)	220	319	388	719	440	505	384	396	365	348	332	332
2. 従来型の流動床炉（高温燃焼）	kt (dry)	115	206	325	359	524	492	537	558	528	507	517	517
3. 多層燃焼式流動床炉、過給式流動床炉、それに類するN ₂ O排出抑制型流動床炉	kt (dry)	NO	NO	NO	NO	NO	15	45	69	76	85	88	88
4. 二段燃焼式循環流動床炉、階段式ストーク炉、ガス化炉	kt (dry)	72	86	105	135	198	135	141	130	121	129	129	129
5. 炭化固形燃料化炉	kt (dry)	NO	NO	NO	0.3	1	16	30	48	54	49	50	50
6. 多段炉	kt (dry)	152	140	114	23	12	7	NO	NO	NO	NO	NO	NO
7. 石灰系凝集剤	kt (dry)	218	139	91	116	35	8	NO	NO	NO	NO	NO	NO

○ その他の産業廃棄物

産業廃棄物からの CH₄ 排出と同様に活動量（排出ベース）を把握する。但し汚泥（下水汚泥を除く）については、「その他有機性汚泥焼却量」を活動量とする。

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

CO₂ 排出係数については、化石燃料起源廃棄物の炭素含有率データから計算される 95%信頼区間より不確実性を算定する。CH₄ 及び N₂O 排出係数については、排出係数算定に用いられた実測データから計算される 95%信頼区間より不確実性を算定する。活動量の不確実性については、表 7-2 に基づき産業廃棄物データの不確実性を適用する。不確実性評価の詳細は表 7-57 に記す。

表 7-57 産業廃棄物のエネルギー回収を伴わない焼却（5.C.1.-）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
廃油	CO ₂	-22%	+22%	-30%	+30%	-37%	+37%	環境省（2025）。	専門家判断により設定した産業廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	CH ₄	-100%	+181%	-30%	+30%	-104%	+184%	環境省（2010）。		
	N ₂ O	-76%	+76%	-30%	+30%	-81%	+81%			
廃プラスチック類	CO ₂	-2%	+2%	-30%	+30%	-30%	+30%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により一般廃棄物のプラスチックの2倍の不確実性を代用。		誤差伝播式で合成。
	CH ₄	-100%	+216%	-30%	+30%	-104%	+218%	環境省（2010）。		
	N ₂ O	-44%	+44%	-30%	+30%	-53%	+53%			
紙くず	CO ₂	-13%	+13%	-30%	+30%	-104%	+401%	炭素含有率及び化石燃料起源割合の実測データの95%信頼区間を合成。		誤差伝播式で合成。
紙くず又は木くず	CH ₄	-100%	+412%	-30%	+30%	-104%	+413%	環境省（2010）。		誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-64%	+64%	-30%	+30%	-71%	+71%			
汚泥	CH ₄	-100%	+201%	-30%	+30%	-104%	+203%			誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-84%	+84%	-30%	+30%	-89%	+89%			
天然繊維くず	CH ₄	-100%	+412%	-30%	+30%	-104%	+413%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により紙くず又は木くずの不確実性を代用。		誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-64%	+64%	-30%	+30%	-71%	+71%			
動植物性残渣、動物の死体	CH ₄	-100%	+412%	-30%	+30%	-104%	+413%			誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-64%	+64%	-30%	+30%	-71%	+71%			

■ 時系列の一貫性

算定方法、排出係数、活動量のいずれにおいても時系列の一貫性が確保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動については、別添 4 を参照のこと。

e) 再計算

廃油焼却にかかる排出係数及び活動量の推計方法の改訂に伴い、全時系列に亘って CO₂、CH₄ 及び N₂O 排出量の再計算を行った。下水汚泥焼却にかかる排出係数の改訂に伴い、全時系列に亘って N₂O 排出量の再計算を行った。バイオマスプラスチック製品データの改訂に伴い、2015 年度以降の CO₂ 排出量の再計算を行った。統計データの更新に伴い 2022 年度の CO₂、CH₄ 及び N₂O 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.4.1.3. 特別管理産業廃棄物 (5.C.1.-)

a) 排出源カテゴリーの説明

特別管理産業廃棄物とは産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものである。算定対象となる廃棄物を表 7-58 に記す。

表 7-58 特別管理産業廃棄物の焼却での算定対象

項目	主な対象物質
廃油 (引火性)	揮発油類、灯油類、軽油類
廃油 (特定有害産業廃棄物)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン
感染性廃棄物 (プラスチック)	プラスチック
感染性廃棄物 (プラスチック以外)	ガラス類、繊維類、紙

特別管理産業廃棄物の焼却に伴い排出される CO₂、CH₄、N₂O の排出量を廃棄物の種類ごとに算定し、「医療廃棄物 (生物起源) (5.C.1.a.ii.3.)」、「有害廃棄物 (非生物起源) (5.C.1.b.ii.2.)」又は「医療廃棄物 (非生物起源) (5.C.1.b.ii.3.)」のカテゴリーで報告する。表 7-27 を参照のこと。

なお、特別管理産業廃棄物焼却時のエネルギー回収については、実態を十分に把握できていないことから、特別管理産業廃棄物の焼却に伴う排出量の全量を廃棄物の焼却 (カテゴリー 5.C.) で報告する。

b) 方法論

1) CO₂

■ 算定方法

特別管理産業廃棄物中の廃油（引火性、特定有害産業廃棄物）及び感染性廃棄物中の廃プラスチック類の焼却に伴い排出される CO₂ について、2006 年 IPCC ガイドラインのデシジョンツリー（Page 5.9, Fig. 5.1）に従い、国独自の排出係数と焼却量を用いて排出量を算定する。

■ 排出係数

2006 年 IPCC ガイドラインの考え方に従い、以下のように算定する。ただし、当該排出源中の炭素の化石燃料起源割合（*FCF*）及び酸化率（*OF*）は 2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値（各廃棄物種類について、それぞれ 100%）を用いる。

【廃油（引火性）、感染性廃棄物（プラスチック）】

$$EF = CF \times FCF \times OF \times 44/12$$

- EF* : 廃油（引火性）又は感染性廃棄物（プラスチック）の焼却に伴う排出係数 [kg-CO₂/t (wet)]
CF : 廃油（引火性）又は感染性廃棄物（プラスチック）中の炭素含有率 [% (wet)]
FCF : 廃油（引火性）又は感染性廃棄物（プラスチック）中の炭素の化石燃料起源割合 [%]
OF : 酸化率 [%]

【廃油（特定有害産業廃棄物）】

$$EF = CF \times FCF \times OF \times (1 - u) \times 44/12$$

- EF* : 廃油（特定有害産業廃棄物）の焼却に伴う排出係数 [kg-CO₂/t (wet)]
CF : 廃油（特定有害産業廃棄物）中の炭素含有率 [% (dry)]
FCF : 廃油（特定有害産業廃棄物）中の炭素の化石燃料起源割合 [%]
OF : 酸化率 [%]
u : 廃油（特定有害産業廃棄物）中の含水率 [%]（専門家判断により、5%）

表 7-59 特別管理産業廃棄物中の廃油及び感染性廃棄物（プラスチック）の炭素含有率

項目	炭素含有率（CF）	出典
廃油（引火性）	80 % (wet)	環境庁（1992）。
廃油（特定有害産業廃棄物）	29.4% (dry)	対象物質（表 7-58）の化学式及び対象物質の 2009～2010 年度の廃棄量（環境省、2010-2011）を用いた炭素含有率の加重平均。
感染性廃棄物（プラスチック）	70 % (wet)	環境庁（1992）。産業廃棄物の廃プラスチック類と同値。

表 7-60 特別管理産業廃棄物中の廃油、感染性廃棄物（プラスチック）の CO₂ 排出係数

項目	排出係数
廃油（引火性）	2,933 kg-CO ₂ /t (wet)
廃油（特定有害産業廃棄物）	1,024 kg-CO ₂ /t (wet)
感染性廃棄物（プラスチック）	2,567 kg-CO ₂ /t (wet)

■ 活動量

2008 年以降については環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データに示される特別管理産業廃棄物の焼却量を用いる。同調査データの無い過去の焼却量については、特別管理産業廃棄物の排出が全量焼却されとの仮定の下、厚生省生活衛生局水道環境部「産業廃棄物行政組織等調査報告書」に掲載された特別管理産業廃棄物の排出量を用いる。

【廃油（引火性）】

環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データに示される特別管理産業廃棄物の廃油の焼却量を用いる。当該焼却量には引火性及び特定有害産業廃棄物の廃油が含まれるため、廃油（引火性）の焼却量は以下の式で求める。なお、当該廃油はすべて化石燃料起源の廃油である。

$$A_{\text{flam.oil}} = SIW_{\text{oil}} - A_{\text{s-hazard.oil}}$$

$A_{\text{flam.oil}}$	: 廃油（引火性）の焼却量 [t (wet)]
SIW_{oil}	: 特別管理産業廃棄物の廃油の総焼却量 [t (wet)]
$A_{\text{s-hazard.oil}}$	: 特定有害産業廃棄物の廃油の焼却量 [t (wet)]

【廃油（特定有害産業廃棄物）】

環境省 環境再生・資源循環局「特別管理産業廃棄物に係る温室効果ガス排出量推計調査」に示される特定有害産業廃棄物の廃油の減量化量及び環境省「循環利用量調査報告書」に示される廃油の焼却処理残渣率（3%）を用いて、以下の式で求める。

$$A_{\text{s-hazard.oil}} = R_{\text{s-hazard.oil}} \times (1 + r)$$

$A_{\text{s-hazard.oil}}$	: 特定有害産業廃棄物の廃油の焼却量 [t (wet)]
$R_{\text{s-hazard.oil}}$	: 特定有害産業廃棄物の廃油の減量化量 [t (wet)]
r	: 焼却処理残さ率 [%]

【感染性廃棄物（プラスチック）】

環境省「循環利用量調査報告書」及び同調査データに示される感染性廃棄物の焼却量及び、廃棄物学会（1997）に掲載された感染性廃棄物の組成分析結果より求めたプラスチック類組成割合（42.6%）を用いて、以下の式で求める。

$$A_{\text{inf.plastics}} = ISW_{\text{inf.}} \times C_{\text{inf.plastics}}$$

$A_{\text{inf.plastics}}$	: 感染性廃棄物（プラスチック）の焼却量 [t (wet)]
$ISW_{\text{inf.}}$	: 感染性廃棄物の総焼却量 [t (wet)]
$C_{\text{inf.plastics}}$	: 感染性廃棄物のプラスチック類組成割合 [%]

2) CH₄

■ 算定方法

特別管理産業廃棄物中の「廃油」「感染性廃棄物」の焼却に伴い排出される CH₄ は、ごみ種類別廃棄物焼却量（排出ベース）に国独自の排出係数を乗じて排出量を算定する。

■ 排出係数

実測結果が得られないことから、いずれも産業廃棄物の焼却に伴う排出係数を代用して、特別管理産業廃棄物種類別の排出係数を設定する。化石燃料起源の廃油（引火性、特定有害産業廃棄物）は産業廃棄物の化石燃料起源の廃油、感染性廃棄物中のプラスチック類は産業廃棄物の廃プラスチック類、感染性廃棄物中のその他（プラスチック以外）は産業廃棄物の紙くず・木くずの排出係数を用いる。

■ 活動量

【感染性廃棄物（プラスチック）】

CO₂ 排出量の算定に用いる活動量と同一の値を用いる。

【廃油（特定有害産業廃棄物）】

CO₂ 排出量の算定に用いる活動量と同一の値を用いる。

【感染性廃棄物（プラスチック）】

CO₂ 排出量の算定に用いる活動量と同一の値を用いる。

【感染性廃棄物（プラスチック以外）】

感染性廃棄物（プラスチック）の焼却量と同様に、以下の式で求める。

$$A_{inf.exc. plastics} = ISW_{inf.} \times (1 - C_{inf.plastics})$$

$A_{inf.exc. plastics}$: 感染性廃棄物（プラスチック以外）の焼却量 [t (wet)]

$ISW_{inf.}$: 感染性廃棄物の総焼却量 [t (wet)]

$C_{inf.plastics}$: 感染性廃棄物のプラスチック類組成割合 [%]

3) N₂O

■ 算定方法

特別管理産業廃棄物の「廃油」「感染性廃棄物」の焼却に伴い排出される N₂O は、ごみ種別廃棄物焼却量（排出ベース）に国独自の排出係数を乗じて排出量を算定する。

■ 排出係数

実測結果が得られないことから、いずれも産業廃棄物の焼却に伴う排出係数を代用して、特別管理産業廃棄物種類別の排出係数を設定する。廃油（引火性、特定有害産業廃棄物）は産業廃棄物の廃油、感染性廃棄物（プラスチック）は産業廃棄物の廃プラスチック類、感染性廃棄物中のその他（プラスチック以外）は産業廃棄物の紙くず・木くずの排出係数を用いる。

■ 活動量

CH₄ 排出量の算定に用いた活動量と同一の値を用いる。

表 7-61 特別管理産業廃棄物の焼却量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
廃油（引火性）	kt (wet)	238	353	520	478	390	271	236	317	311	301	282	287
廃油（特定有害産業廃棄物）	kt (wet)	18	27	40	37	41	54	145	100	75	38	39	33
感染性廃棄物（プラスチック）	kt (wet)	78	128	167	169	154	133	166	207	182	175	196	178
感染性廃棄物（プラスチック以外）	kt (wet)	105	172	225	228	106	92	114	142	125	121	135	123

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

産業廃棄物の焼却に係る不確実性と同様の評価を行う。活動量の不確実性については、表 7-2 に基づき産業廃棄物データの不確実性を適用する。不確実性評価の詳細は表 7-62 に記す。

表 7-62 特別管理産業廃棄物の焼却（5.C.1.-）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
特別管理産業廃棄物	CO ₂	-2%	+2%	-60%	+60%	-60%	+60%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により産業廃棄物の廃プラスチック類の不確実性を代用。	専門家判断により設定した特別管理産業廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	CH ₄	-100%	+216%	-60%	+60%	-117%	+224%			
	N ₂ O	-44%	+44%	-60%	+60%	-74%	+74%			

■ 時系列の一貫性

活動量の元データが一部期間でしか入手できないことから、推計により時系列的に一貫した活動量を構築している。排出量算定における時系列の一貫性は担保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動については、別添 4 に詳述している。

e) 再計算

統計データの更新に伴い、2021 年度及び 2022 年度の CO₂、CH₄ 及び N₂O 排出量の再計算を行った。廃油（特定有害産業廃棄物）の焼却にかかる活動量推計の修正により、全時系列に亘って CO₂ 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.4.2. 廃棄物の野焼き (5.C.2.)

7.4.2.1. 一般廃棄物 (5.C.2.-)

a) 排出源カテゴリーの説明

我が国では廃掃法により廃棄物の野焼きは禁止されているため、一般廃棄物の野焼きに伴う排出は「NO」と報告する。

7.4.2.2. 産業廃棄物 (5.C.2.-)

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは産業廃棄物（木くず、建設混合廃棄物、廃プラスチック、その他／不明）の違法な野焼きに伴い排出される CO₂、CH₄、N₂O の排出量を算定し、「Non-biogenic, Industrial solid waste」のカテゴリーで報告する。

b) 方法論

1) CO₂

■ 算定方法

産業廃棄物の廃プラスチック類の野焼きに伴い排出される CO₂ について、2006 年 IPCC ガイドラインのデンジョンツリーに従い、国独自の排出係数と焼却量を用いて排出量を算定する。

■ 排出係数

2006 年 IPCC ガイドラインの考え方に従い、以下のように算定する。

$$EF = CF \times FCF \times OF \times 44/12$$

EF	: 産業廃棄物（廃プラスチック類）の焼却に伴う CO ₂ 排出係数 [kg-CO ₂ /t (wet)]
CF	: 産業廃棄物（廃プラスチック類）中の炭素含有率 [% (wet)]
FCF	: 産業廃棄物（廃プラスチック類）中の炭素の化石燃料起源割合 [%]
OF	: 酸化率 [%]

表 7-63 産業廃棄物廃プラスチック類の野焼きに伴う CO₂ 排出係数及び推計用パラメータ

項目	値	出典	備考
EF	1,822 kg-CO ₂ /t (wet)	—	国独自の排出係数
CF	70%	環境庁 (1992)	「7.4.1.2. 産業廃棄物 (5.C.1.-)」を参照のこと
FCF	100%	2006 年 IPCC ガイドライン	デフォルト値
OF	71%	2019 年改訂 IPCC ガイドライン	デフォルト値

■ 活動量

1996 年度以降については、環境省環境再生・資源循環局「産業廃棄物行政組織等調査報告書」に示される、野外焼却される産業廃棄物廃プラスチック類の量を用いる。1995 年度以前の産業廃棄物の野外焼却量は同報告書から把握できないが、適切な推計方法を想定することが困難なため、1996 年度データを 1990～1995 年度にも代用する。なお、野外焼却される廃プラスチック類はバイオマスプラスチックの含有が不明なため、すべて化石燃料起源と見做している。

表 7-64 化石燃料起源の産業廃棄物の野外焼却量 (活動量)

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
廃プラスチック類	kt (wet)	3.4	3.4	0.9	0.2	0.1	0.1	0.02	0.1	0.03	0.02	0.02	0.02

2) CH₄、N₂O

■ 算定方法

産業廃棄物の野焼きに伴い排出される CH₄ 及び N₂O について、2006 年 IPCC ガイドラインのデシジョンツリーに従い、IPCC デフォルト排出係数と国独自の焼却量を用いて排出量を算定する。

■ 排出係数

我が国独自の知見が無いことから、2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値を用いる。

表 7-65 産業廃棄物の野焼きに伴う CH₄・N₂O 排出係数

ガス種類	単位	排出係数	出典
CH ₄	kg-CH ₄ /t (wet)	6.5	2006 年 IPCC ガイドライン
N ₂ O	kg-N ₂ O/t (dry)	0.15	2006 年 IPCC ガイドライン

■ 活動量

CH₄ 排出量推計の活動量は、環境省環境再生・資源循環局「産業廃棄物行政組織等調査報告書」に記載される野外焼却されるすべての産業廃棄物を合計した焼却量 (排出ベース) を用いる。N₂O 排出量推計の活動量については、上述の焼却量 (排出ベース) を廃棄物種類別の含水率を用いて乾燥ベースに換算する。適用する IPCC デフォルト排出係数との整合性を考慮し、含水率には 2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値を適用する (木くず: 15%、廃プラスチック類: 0%、建設混合廃棄物: 0%、その他/不明: 10%)。1995 年度以前の産業廃棄物の野外焼却量は同報告書から把握できないが、適切な推計方法を想定することが困難なため、1996 年度データを 1990～1995 年度にも代用する。

表 7-66 産業廃棄物の野外焼却量 (活動量)

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
総重量 (排出ベース)	kt (wet)	72.2	72.2	28.9	3.5	1.3	1.3	1.0	0.8	0.4	0.6	0.6	0.6
総重量 (乾燥ベース)	kt (dry)	62.4	62.4	25.5	3.1	1.1	1.2	0.8	0.7	0.4	0.5	0.5	0.5

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

不確実性評価の詳細を表 7-67 に記す。

表 7-67 廃棄物の野焼き（5.C.2.）における不確実性評価

項目		GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
			(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
産業廃棄物	廃プラスチック類	CO ₂	-2%	+2%	-30%	+30%	-30%	+30%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により産業廃棄物の廃プラスチック類の不確実性を代用。 2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト排出係数の不確実性を適用。	専門家判断により設定した産業廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
		CH ₄	-100%	+100%	-30%	+30%	-104%	+104%			
		N ₂ O	-100%	+100%	-30%	+30%	-104%	+104%			

■ 時系列の一貫性

調査に基づく活動量データが 1996 年度以降しか入手できないことから、推計により時系列的に一貫した活動量を構築している。排出量算定における時系列の一貫性は担保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動については、別添 4 に詳述している。

e) 再計算

特になし。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.4.3. 廃棄物の焼却等（エネルギー分野での報告）（1.A.）

7.4.3.1. 廃棄物が焼却される際にエネルギーが回収される場合（1.A.）

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは、一般廃棄物及び産業廃棄物が焼却される際にエネルギーが回収される場合の CO₂、CH₄、N₂O 排出量の算定・報告を行う。排出量の報告カテゴリーは「その他部門（カテゴリー1.A.4.）」とし、燃料種を表 7-28 に従い「その他化石燃料」又は「バイオマス」とする。

b) 方法論

「7.4.1.1. 一般廃棄物（5.C.1.-）」及び「7.4.1.2. 産業廃棄物（5.C.1.-）」と同様の方法論を用いる。排出量算定式は以下のとおり設定する。

1) CO₂

■ 算定方法

○ 一般廃棄物

$$E = \sum_i (EF_i \times A_i) \times R$$

- E : 一般廃棄物 i の焼却に伴う CO_2 排出量 [kg-CO_2]
 EF_i : 一般廃棄物 i の焼却に伴う排出係数 [$\text{kg-CO}_2/\text{t (dry)}$]
 A_i : 一般廃棄物 i の焼却量 [t (dry)]
 R : エネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合

○ 産業廃棄物

$$E = \sum_i (EF_i \times A_i \times R_i)$$

- E : 産業廃棄物 i の焼却に伴う CO_2 排出量 [kg-CO_2]
 EF_i : 産業廃棄物 i の焼却に伴う排出係数
 [$\text{kg-CO}_2/\text{t (wet)}$ - 廃油、廃プラスチック類]、 $[\text{kg-CO}_2/\text{t (dry)}$ - 紙くず]
 A_i : 産業廃棄物 i の焼却量 [t (wet) - 廃油、廃プラスチック類]、 $[\text{t (dry)}$ - 紙くず]
 R_i : エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物 i の割合

2) CH_4 、 N_2O

■ 算定方法

○ 一般廃棄物

$$E = \sum_i (EF_i \times A_i) \times R$$

- E : 一般廃棄物の焼却に伴う CH_4 又は N_2O 排出量 [kg-CH_4]、 $[\text{kg-N}_2\text{O}]$
 EF_i : 一般廃棄物の燃焼方式(又は炉種) i の排出係数 [$\text{kg-CH}_4/\text{t (wet)}$]、 $[\text{kg-N}_2\text{O}/\text{t (wet)}$]
 A_i : 一般廃棄物の燃焼方式(又は炉種) i の焼却量 [t (wet)]
 R : エネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合

○ 産業廃棄物

$$E = \sum_j (EF_j \times A_j \times R_j)$$

- E : 産業廃棄物の焼却に伴う CH_4 又は N_2O 排出量 [kg-CH_4]、 $[\text{kg-N}_2\text{O}]$
 EF_j : 産業廃棄物 j の排出係数 [$\text{kg-CH}_4/\text{t (wet)}$]、 $[\text{kg-N}_2\text{O}/\text{t (wet)}$]
 A_j : 産業廃棄物 j の焼却量 [t (wet)]
 R_j : エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物 j の割合

(注) エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設では下水汚泥は焼却されないことに注意。

■ 熱量に換算した活動量(参考値)

CRT で報告する熱量に換算した活動量は、以下の式で計算する。

○ 一般廃棄物

$$A_E = A \times GCV \times R / 10^6$$

- A_E : 一般廃棄物の熱量に換算した活動量 [TJ]
 A : 一般廃棄物の総焼却量 [kg (wet)]
 GCV : 一般廃棄物の発熱量 [MJ/kg]
 R : エネルギー回収を行う一般廃棄物焼却施設で焼却される一般廃棄物の割合

一般廃棄物の発熱量は、自治体での測定事例を参考に $9.9 [\text{MJ/kg}]$ を用いる。

○ 産業廃棄物

$$A_E = \sum_j A_j \times GCV_j \times R / 10^6$$

- A_E : 産業廃棄物の熱量に換算した活動量 [TJ]
 A_j : 産業廃棄物 j の焼却量 [kg (wet)]
 GCV_j : 産業廃棄物 j の発熱量 [MJ/kg]
 R : エネルギー回収を行う産業廃棄物焼却施設で焼却される産業廃棄物 j の割合

産業廃棄物の発熱量は表 7-71 の値を用いる（後述）。

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

「7.4.1.1. 一般廃棄物 (5.C.1.-)」及び「7.4.1.2. 産業廃棄物 (5.C.1.-)」と同様である。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動については、別添 4 に詳述している。

e) 再計算

廃棄物の焼却と同じ理由で再計算を行った。詳細は「7.4.1.1. 一般廃棄物 (5.C.1.-)」及び「7.4.1.2. 産業廃棄物 (5.C.1.-)」節を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.4.3.2. 廃棄物が原燃料として直接利用される場合 (1.A.)

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは、廃棄物が燃料として直接利用される場合の CO_2 、 CH_4 、 N_2O 排出量の算定・報告を行う。排出量の報告カテゴリーは、廃棄物ごとに、原燃料としての利用用途に応じて、表 7-29 のように「エネルギー産業 (1.A.1.)」、「製造業及び建設業 (1.A.2.)」もしくは「その他部門 (1.A.4.)」に含まれる。報告する際の燃料種は表 7-28 に従い「その他化石燃料」又は「バイオマス」とする。

なお、プラスチックの高炉還元剤利用やコークス炉化学原料利用のように、廃棄物を原料として直接利用する過程もしくは廃棄物を原料として製造した中間製品を利用する際に温室効果ガスが排出される場合は、本カテゴリーにおいて排出量を算定する。これらの原料利用と燃料利用を合わせて、本章では「原燃料利用」と表記する。

b) 方法論

1) CO_2

■ 算定方法

原燃料として利用された各廃棄物の量に国独自の排出係数を乗じて排出量を算定する。算定対象は一般廃棄物のプラスチック、産業廃棄物の廃プラスチック類及び化石燃料起源の廃油、使用済み溶剤・再生油、再生重油、廃タイヤの原燃料利用分である。

■ 排出係数

本カテゴリーにおける多くの排出源については、「7.4.1. 廃棄物の焼却（エネルギー回収を

伴わない) (5.C.1.)」で用いた排出係数をそのまま利用する。ただし、一般廃棄物プラスチックのコークス炉化学原料利用、使用済み溶剤・再生油、再生重油、廃タイヤについては、排出係数を本カテゴリー独自に設定する。詳細は関連の節を参照のこと。

■ 活動量

原燃料として利用された廃棄物量の把握方法の詳細は7.4.3.2.a～7.4.3.2.cの各節を参照のこと。

表 7-68 廃棄物の原燃料利用量 (活動量: 排出ベース)

算定対象		原燃料利用の内訳	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
一般廃棄物		油化	kt (wet)	NO	NO	3	7	1	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
	プラスチック	高炉還元剤	kt (wet)	NO	NO	25	37	27	30	31	28	29	31	28	15
		コークス炉化学原料	kt (wet)	NO	NO	11	175	177	NO	29	25	24	24	23	67
		ガス化	kt (wet)	NO	NO	1	59	53	58	55	45	42	35	41	44
産業廃棄物	化石燃料起源の廃油	(区分無し)	kt (wet)	1,278	1,407	1,316	1,738	1,600	1,608	1,681	1,781	1,662	1,714	1,711	1,606
	動植物性廃油														
	使用済溶剤・再生油														
	再生重油														
	廃プラスチック類	高炉還元剤	kt (wet)	NO	NO	57	160	134	107	144	148	115	147	144	115
		化学産業	kt (wet)	21	23	118	311	464	533	592	768	768	798	802	811
		製紙業													
		セメント焼成													
		自動車製造業	kt (wet)	NO	NO	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	油化	kt (wet)	NO	NO	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ガス化	kt (wet)	NO	NO	NO	11	117	97	81	86	99	92	71	78		
木くず	(区分無し)	kt (wet)	1,635	1,635	2,061	2,683	3,900	4,425	4,628	5,097	4,996	4,986	4,948	4,907	
廃タイヤ	セメント焼成	kt (wet)	111	275	361	181	95	62	59	70	69	73	81	67	
	ボイラー	kt (wet)	119	126	75	12	8	6	2	2	2	3	5	5	
	製鉄	kt (wet)	NO	NO	57	51	30	27	20	18	16	17	NO	NO	
	ガス化	kt (wet)	NO	NO	NO	27	49	44	49	56	10	1	2	1	
	金属精錬	kt (wet)	67	37	30	10	1	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	
	タイヤメーカー	kt (wet)	NO	32	39	24	23	27	23	9	2	2	3	2	
	製紙	kt (wet)	NO	26	42	210	388	372	439	402	412	425	433	476	
	発電	kt (wet)	NO	NO	7	9	9	40	51	66	96	112	136	113	
ごみ固形燃料 (RDF)	(区分無し)	kt (wet)	34	39	148	415	380	386	361	318	310	297	285	266	
ごみ固形燃料 (RPF)	石油製品業	kt (wet)	NO	8	33	493	845	971	981	1,048	1,018	1,085	1,047	1,049	
	化学工業														
	製紙業														
	セメント製造業														

(注) CO₂ 排出量の算定に用いる活動量には、生物起源 (動植物性廃油、木くず) の利用量は含めない。

また、CO₂ 排出量の算定に用いる一般廃棄物のプラスチック、木くず、廃タイヤ、RDF、RPF の活動量は、含水率を用いて乾燥ベース重量に換算する。

2) CH₄、N₂O

■ 算定方法

原燃料として利用された各廃棄物の量に我が国独自の排出係数を乗じて排出量を算定する。

■ 排出係数

廃棄物の原燃料利用の排出係数は、該当するエネルギー分野の CH₄ 及び N₂O 排出係数に、廃棄物別の発熱量を乗じて重量ベースの排出係数に換算して設定する。利用したデータは表 7-69 のとおりである。

$$EF_i = EF_{E,i} \times GCV_i / 1000$$

EF_i : 廃棄物 i の排出係数 [kg-CH₄/t (wet)], [kg-N₂O/t (wet)]
 $EF_{E,i}$: 廃棄物 i の熱量ベースの排出係数 [kg-CH₄/TJ]、[kg-N₂O/TJ]
 GCV_i : 廃棄物 i の高位発熱量 [MJ/kg]

表 7-69 廃棄物の原燃料利用に伴う CH₄ 及び N₂O 排出係数の設定に用いるデータ一覧

算定対象		原燃料利用の内訳	エネルギー分野の排出係数		発熱量	
			CH ₄	N ₂ O		
一般廃棄物	プラスチック	油化	ボイラー（A 重油、軽油、灯油、ナフサ、その他液体燃料）		廃プラスチック類発熱量	
		高炉還元剤	NA		NA	
		コークス炉化学原料	NA		NA	
		ガス化	NA		NA	
産業廃棄物	廃油（有価物を含む）	（区分無し）	ボイラー（A 重油、軽油、灯油、ナフサ、その他液体燃料）		再生油発熱量／ 廃油比重 ¹⁾	
	廃プラスチック類	高炉還元剤	NA		NA	
		化学工業	ボイラー（一般炭、コークス、その他固体燃料）	常圧流動床ボイラー（固体燃料）	廃プラスチック類発熱量	
		製紙業				
		自動車製造業	その他の工業炉（固体燃料）			
		セメント焼成	ボイラー（A 重油、軽油、灯油、ナフサ、その他液体燃料）			
		油化	NA		NA	
	ガス化	NA			NA	
	木くず	（区分無し）	ボイラー（木材、木炭）	ボイラー（流動床炉以外） （固体燃料）	木材の発熱量 ²⁾	
廃タイヤ	製鉄	NA		NA		
	セメント焼成	その他の工業炉（固体燃料）		廃タイヤ発熱量		
	ガス化	その他工業炉（気体燃料）及びその他の工業炉（液体燃料） ³⁾				
	金属精錬（乾留用）	ボイラー（気体燃料）				
	ボイラー	ボイラー（一般炭、コークス、その他固体燃料）、	ボイラー（流動床炉以外）（固体燃料）			
	タイヤメーカー					
	製紙					
	発電					
ごみ固形燃料（RDF）	（区分無し）	ボイラー（一般炭、コークス、その他固体燃料）	ボイラー（流動床炉以外）（固体燃料）	RDF 発熱量		
ごみ固形燃料（RPF）	石油製品業	ボイラー（一般炭、コークス、その他固体燃料）	ボイラー（流動床炉以外）（固体燃料）	RPF 発熱量		
	化学工業					
	製紙業					
	セメント製造業	その他の工業炉（固体燃料）				

(注)

- 1) 廃棄物学会 (1997) より把握した廃油比重(0.9 kg/l)で除して体積あたりの発熱量を設定。
- 2) 環境庁 (1995) より。
- 3) 廃タイヤのガス化に伴い回収される物質割合 (兵庫県、2003) におけるガス、油の割合 (0.22、0.43) を用いて加重平均を行う。

表 7-70 エネルギー分野において適用されている排出係数

炉種・燃料種	CH ₄ 排出係数 [kg-CH ₄ /TJ]	N ₂ O 排出係数 [kg-N ₂ O/TJ]
ボイラー (A 重油、軽油、灯油、ナフサ、その他液体燃料)	0.26	0.19
ボイラー (気体燃料)	0.23	0.17
ボイラー (一般炭、コークス、その他固体燃料)	0.13	—
ボイラー (木材、木炭)	74.9	—
ボイラー (流動床炉以外) (固体燃料)	—	0.85
常圧流動床ボイラー (固体燃料)	—	54.39
その他の工業炉 (液体燃料)	0.83	1.8
その他の工業炉 (固体燃料)	13.1	1.1
その他の工業炉 (気体燃料)	2.3	1.2

(出典) 環境省 (2006a)

表 7-71 廃棄物の焼却及び原燃料利用に伴う発熱量

項目		単位	発熱量	出典
廃油（有価物を含む）		TJ/L	40.2	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」； 0.9 [kg/L]（廃棄物学会、1997）として計算
廃プラスチック類		MJ/kg	29.3	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」
紙くず		MJ/kg	15.1	廃棄物学会（1997）（乾燥ベース）； 含水率を基に排出ベースに換算する
木くず（木材を含む）		MJ/kg	14.4	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」
繊維くず		MJ/kg	17.9	廃棄物学会（1997）（乾燥ベース）； 含水率を基に排出ベースに換算する
食物くず		MJ/kg	4.4	廃棄物学会（1997）（乾燥ベース）； 含水率を基に排出ベースに換算する
汚泥（下水汚泥を含む）		MJ/kg	4.7	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」（乾燥ベース）； 含水率を基に排出ベースに換算する
廃タイヤ	2004 年度以前	MJ/kg	20.9	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」
	2005 年度以降	MJ/kg	33.2	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」
ごみ固形燃料（RDF）		MJ/kg	18.0	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」
ごみ固形燃料（RPF）		MJ/kg	29.3	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」

■ 活動量

○ 原燃料利用量

活動量はいずれも排出ベースで把握する（表 7-68）。把握方法の詳細は各節を参照のこと。

○ 熱量に換算した活動量（参考値）

CRT で報告する熱量に換算した活動量は以下の式で計算する。

$$A_{E,i} = N_i \times GCV_i / 10^6$$

$A_{E,i}$: 熱量に換算した廃棄物 i の活動量 [TJ]

N_i : 廃棄物 i の原燃料利用量 [kg (wet)]

GCV_i : 廃棄物 i の高位発熱量 [MJ/kg]

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

各節にて詳述する。

d) QA/QC と検証

各節にて詳述する。

e) 再計算

各節にて詳述する。

f) 今後の改善計画及び課題

各節にて詳述する。

7.4.3.2.a. 一般廃棄物（プラスチック）の原燃料利用に伴う焼却（1.A.1 及び 1.A.2）

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは、一般廃棄物（プラスチック）の原燃料利用に伴う排出を報告する。容器包装リサイクル法（以下、容リ法。）に基づき回収された一般廃棄物のプラスチックは原燃料利用のため処理（油化、高炉還元剤化、コークス炉化学原料化、ガス化）される。なお、ペットボトルは当該排出源の一般廃棄物に含まれていない。

b) 方法論

1) CO₂

■ 算定方法

一般廃棄物の化石燃料起源プラスチックの利用用途別（油化、高炉還元剤、コークス炉化学原料、ガス化）の原燃料利用量に、それぞれ国独自の排出係数を乗じて排出量を算定する。

■ 排出係数

一般廃棄物プラスチックの油化・高炉還元剤・ガス化利用の排出係数は、「7.4.1.1. 一般廃棄物（5.C.1.-）」と同じ値を利用する。プラスチックのコークス炉化学原料利用の排出係数には、一般廃棄物（プラスチック）の焼却に伴う排出係数から、プラスチック中炭素の炭化水素油への炭素ベース移行割合（47.9%）を控除し、化学原料として製品利用され、大気中へのCO₂排出を伴わない炭化水素油分を除いた排出係数を設定する。

$$EF_{coke} = EF_{plastics} \times (1 - M) \times FCF_{MSW\ plastics}$$

EF_{coke} : プラスチックのコークス炉化学原料利用に伴う CO₂ 排出係数（乾燥ベース）

$EF_{plastics}$: 一般廃棄物中のプラスチックの燃焼に伴う排出係数（乾燥ベース）

M : コークス炉化学原料プラスチックのうち炭化水素油に移行する割合

$FCF_{MSW\ plastics}$: 一般廃棄物プラスチックの化石燃料起源割合 [%]（表 7-35 参照）

表 7-72 一般廃棄物プラスチックの原燃料利用にかかる CO₂ 排出係数

項目	単位	排出係数	備考
油化・高炉還元剤・ガス化利用	kg-CO ₂ /t (dry)	2,816	FCF=1 の場合
コークス炉化学原料利用	kg-CO ₂ /t (dry)	1,467	

■ 活動量

一般廃棄物のプラスチックのうち利用用途別の原燃料利用量（排出ベース）は、指定法人ルート及び市町村独自処理ルートで処理された利用用途別の原燃料利用量（排出ベース）を合わせた値とする。当該排出源における活動量を推計する方法は 7.4.1.1. 一般廃棄物 (5.C.1.-) と同様である。

$$A_i = WP_i \times (1 - u_{plastics})$$

A_i : 利用用途 i の化石燃料起源プラスチック原燃料利用量の活動量 [t (dry)]

WP_i : 利用用途 i のプラスチック原燃料利用量 [t (wet)]

$u_{plastics}$: プラスチックの含水率 [%]

○ 一般廃棄物プラスチック利用用途別の原燃料利用量（排出ベース）

【指定法人ルートにおける一般廃棄物プラスチック原燃料利用の処理量】

（公財）日本容器包装リサイクル協会「再商品化（リサイクル）実績」に示される「プラスチック製容器包装（その他プラスチック、食品用トレイ）」の再商品化方法別の再商品化製品量（熱分解油：油化・高炉還元剤・コークス炉化学原料及び合成ガス：ガス化）から把握する。ただし CO₂ を排出しない製品原料としての利用量は控除する。

【市町村独自ルートにおける一般廃棄物プラスチック原燃料利用の処理量】

市町村独自ルートにおける一般廃棄物プラスチックの原燃料利用量を以下のように計算する。

$$P_{LG} = \sum (PR - P_{JCPRA}) \times F_i \times R_i$$

- P_{LG} : 市町村独自ルートにおける一般廃棄物プラスチック原燃料利用の処理量 [t (wet)]
 PR : 容リ法に基づき再商品化されたプラスチック量¹⁾ [t (wet)]
 P_{JCPRA} : 指定法人ルートにて再商品化されたプラスチック量²⁾ [t (wet)]
 F_i : 再商品化方法 i のプラスチック量割合³⁾ [%]
 R_i : 再商品化方法 i の再商品化製品量割合⁴⁾ [%] (指定法人ルートの値を求め市町村独自ルートの値に適用)

(注)

- 1) 環境省環境再生・資源循環局「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」に示される「年度別年間再商品化量」。
- 2) (公財) 日本容器包装リサイクル協会「再商品化 (リサイクル) 実績」に示される「プラスチック製容器包装引き取り実績量」。
- 3) (社) プラスチック処理促進協会「平成 13 年度 廃プラスチック処理に関する自治体アンケート調査報告書」に示される市町村独自処理ルートにおける再商品化方法の割合。
- 4) 環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」及び (公財) 日本容器包装リサイクル協会「再商品化 (リサイクル) 実績」のデータを基に算出。

○ 含水率

(財) 日本容器包装リサイクル協会提供値より、4%と設定する (環境省、2006b)。

○ 一般廃棄物プラスチックの化石燃料由来割合

7.4.1.1. 一般廃棄物 (5.C.1.-) の表 7-35 を参照のこと。

2) CH₄、N₂O

算定方法と排出係数については「7.4.3.2. 廃棄物が原燃料として直接利用される場合 (1.A.)」節を参照のこと。活動量の利用用途別の原燃料利用量 (排出ベース) は、指定法人ルート及び市町村独自処理ルートで処理された利用用途別の原燃料利用量 (排出ベース) を合わせた値とする。ここにはバイオマスプラスチック使用量も含まれる。

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

一般廃棄物の焼却に係る不確実性と同様の評価を行う。詳細を表 7-73 に記す。

表 7-73 一般廃棄物が原燃料として直接利用される場合 (1.A.1 及び 1.A.2) の不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
プラスチック	CO ₂	-1%	+1%	-10%	+10%	-10%	+10%	「5.C 焼却」の一般廃棄物のプラスチックの不確実性と同値。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	CH ₄	-39%	+39%	-10%	+10%	-40%	+40%	「5.C 焼却」の一般廃棄物の不確実性と同値。		
	N ₂ O	-34%	+34%	-10%	+10%	-35%	+35%	確実性と同値。		

■ 時系列の一貫性

排出量算定において時系列の一貫性は担保されている。なお、2000 年度以前において廃棄物の原燃料利用は一般的でなかったため、統計情報として活動量が報告されるのは 2000 年度以降である。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動の詳細については、別添 4 を参考のこと。

e) 再計算

バイオマスプラスチック製品データの改訂に伴い、2005年度以降のCO₂排出量の再計算を行った。統計データの更新に伴い2022年度のCO₂排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第10章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.4.3.2.b. 産業廃棄物（廃プラスチック類、廃油、木くず）の原燃料利用に伴う焼却（1.A.2）

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは、産業廃棄物（廃プラスチック類、廃油、木くず）の原燃料利用に伴う排出を報告する。本カテゴリーの廃油には、有価物である使用済み溶剤・再生油、再生重油を含めている。

b) 方法論

1) CO₂

■ 算定方法、排出係数

原燃料として利用された廃プラスチック類及び化石燃料起源の廃油、使用済み溶剤・再生油、再生重油の焼却量に産業廃棄物の焼却で用いた排出係数（表 7-49 を参照のこと。）を乗じて算定する。

■ 活動量

○ 廃プラスチック類

鉄鋼業、化学工業、製紙業、セメント製造業、自動車製造業及びその他業務における産業廃棄物中の廃プラスチック類の原燃料利用量（排出ベース）を算定対象とする。鉄鋼業における原燃料利用量は（一社）日本鉄鋼連盟「廃プラ等利用の現状と今後の課題」から把握する。セメント製造業における原燃料利用量は（一社）セメント協会「セメントハンドブック」から把握する。化学工業、製紙業及び自動車製造業における原燃料利用量は、それぞれ（一社）日本化学工業協会、日本製紙連合会及び（一社）日本自動車工業会から提供されたボイラーにおける廃プラスチック類使用量のデータより把握する。その他業務における原燃料利用量は、油化・ガス化された製品化量を区別して環境省環境再生・資源循環局「廃棄物統計等の精度向上及び迅速化のための検討調査報告書」より把握する。

○ 廃油（化石燃料起源の廃油、使用済み溶剤・再生油、再生重油）

【化石燃料起源の廃油】

廃油の活動量は、環境省「循環利用量報告書」に示される、産業廃棄物の「直接循環利用」の「燃料化」及び「処理後循環利用」の「燃料化」に示される廃油の量から把握する。これには生物起源の廃油や非廃油成分（ドラム缶容器など）も含まれている。よってCO₂排出量算定では、この量から「7.4.1.2. 産業廃棄物（5.C.1.-）b) 1) CO₂」節で示される方法と同様に生物起源の「動植物性廃油」量及び非廃油成分を差し引き化石燃料起源の量を求める。1997年度以前のデータは、産業廃棄物の廃油焼却量の推移を用いて推計する。

【使用済み溶剤・再生油】

使用済み溶剤・再生油の活動量は、日本溶剤リサイクル工業会調べによる、使用済み溶剤の燃料利用量データのうち有価物由来の量から把握する。この項目はすべて化石燃料起源と

見なす。

【再生重油】

再生重油の活動量は、使用済み潤滑油由来の再生重油の製造量[kL]（（一社）潤滑油協会「潤滑油リサイクルハンドブック」及び全国オイルリサイクル協同組合提供データ）及び再生重油密度（0.8642 g/cm³：全国オイルリサイクル協同組合調べ）から把握する。この項目はすべて化石燃料起源と見なす。

2) CH₄、N₂O

■ 算定方法、排出係数

算定方法と排出係数については「7.4.3.2. 廃棄物が原燃料として直接利用される場合（1.A.）」節を参照のこと。

■ 活動量

○ 廃プラスチック類

当該排出源のCO₂排出量の算定の際に求めた活動量を用いる。ただし、高炉還元剤として用いられる廃プラスチック類及びガス化された廃プラスチック類は、活動量に含めない。表 7-29 を参照のこと。

○ 廃油（化石燃料起源の廃油、動植物性廃油、使用済み溶剤・再生油、再生重油）

当該排出源のCO₂排出量の算定の際に求めた原燃料利用量を用いる。ただし、CO₂排出量の活動量と異なり、動植物性廃油も算定対象に含める。動植物性廃油の活動量は、「7.4.1.2. 産業廃棄物（5.C.1.-）b）1）CO₂」節で示される同様の方法で非廃油成分（ドラム缶容器など）を除いている。

○ 木くず

環境省「循環利用量報告書」に示される、産業廃棄物の「直接循環利用」の「燃料化」及び「処理後循環利用」の「燃料化」に示される木くずの量から把握する。1997年度以前のデータは、1998～2002年度の平均値を適用する。

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

産業廃棄物の焼却に係る不確実性と同様の評価を行う。不確実性評価の詳細は表 7-74 に記す。

表 7-74 産業廃棄物が原燃料として直接利用される場合（1.A.2）における不確実性評価

項目		GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法	
			(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)				
廃プラスチック類		CO ₂	-2%	+2%	-30%	+30%	-30%	+30%	「5.C 焼却」の産業廃棄物の廃プラスチック類の不確実性と同値。	専門家判断により設定した産業廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。	
		CH ₄	-100%	+216%	-30%	+30%	-104%	+218%				
		N ₂ O	-44%	+44%	-30%	+30%	-53%	+53%				
廃油	化石燃料起源の廃油	CO ₂	-22%	+22%	-30%	+30%	-37%	+37%	「5.C 焼却」の産業廃棄物の廃油の不確実性と同値。 環境省(2025)。		誤差伝播式で合成。	
			-14%	+14%	-30%	+30%	-33%	+33%				
			-1%	+1%	-30%	+30%	-30%	+30%				
	使用済み溶剤・再生油	CH ₄	-100%	+181%	-30%	+30%	-104%	+184%	「5.C 焼却」の産業廃棄物の廃油の不確実性と同値。			
			N ₂ O	-76%	+76%	-30%	+30%	-81%				+81%
			CH ₄	-100%	+412%	-30%	+30%	-104%				+413%
N ₂ O	-64%	+64%	-30%	+30%	-71%	+71%						
木くず		CH ₄	-100%	+412%	-30%	+30%	-104%	+413%		誤差伝播式で合成。		
			N ₂ O	-64%	+64%	-30%	+30%	-71%			+71%	

■ 時系列の一貫性

廃油と木くずの燃料利用に関するデータが 1998 年以降しかデータが存在しない。廃油は燃料利用を伴わない廃油全体の焼却量の推移を用いて、木くずは 1998～2002 年度 5 年間のデータの平均値を用いて、過去量の推計を行い活動量の構築を行っている。算定方法自体の時系列の一貫性は確保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動の詳細については、別添 4 を参考のこと。

e) 再計算

廃油の燃料利用にかかる排出係数及び活動量の推計方法の改訂に伴い、全時系列に亘って CO₂、CH₄、N₂O 排出量の再計算を行った。バイオマスプラスチック製品データの改訂に伴い、2015 年度以降の CO₂ 排出量の再計算を行った。統計データの更新に伴い 2022 年度の CO₂ 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.4.3.2.c. 廃タイヤの原燃料利用に伴う焼却（1.A.1 及び 1.A.2）

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは、原燃料として利用された廃タイヤの焼却に伴う排出を報告する。

b) 方法論

1) CO₂

■ 算定方法

原燃料利用された廃タイヤの焼却量に国独自の排出係数を乗じて算定を行う。

■ 排出係数

廃タイヤ中の化石燃料起源の炭素含有率、廃タイヤの燃料利用施設における廃タイヤの酸化率を乗じて算定する。廃タイヤ中の化石燃料起源の炭素含有率は、新品タイヤ中の原材料構成を用いて求める。廃タイヤの酸化率は2006年IPCCガイドラインに示されるデフォルト値の100%を採用する。

$$EF = CF \times OF \times 1000 \times 44/12$$

EF : 廃タイヤの燃料利用に伴うCO₂排出係数 [kg-CO₂/t (dry)]

CF : 廃タイヤ中の化石燃料起源の炭素含有率

OF : 廃タイヤの酸化率

表 7-75 廃タイヤの原燃料利用にかかるCO₂排出係数

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
廃タイヤ	kg-CO ₂ /t (dry)	1,867	1,794	1,799	1,746	1,759	1,744	1,698	1,645	1,641	1,562	1,563	1,563

■ 活動量

(一社) 日本自動車タイヤ協会「日本のタイヤ産業」で把握した原燃料利用された廃タイヤ量(排出ベース)に、(財) 日本環境衛生センター(2001)に示された分割タイヤの三成分分析例を用いて設定した廃タイヤ中の含水量を差し引いて廃タイヤ焼却量(乾燥ベース)を求める。

2) CH₄、N₂O

■ 算定方法、排出係数

算定方法については「7.4.3.2. 廃棄物が原燃料として直接利用される場合(1.A.)」節を参照のこと。

■ 活動量

CO₂排出量の算定の際に把握した「用途別廃タイヤ原燃料利用量」を用いる。セメント焼成用は「セメント焼成用」、ボイラー用は「中・小ボイラー」「タイヤメーカー工場用」「製紙」「発電」、乾留用は「金属精錬」、ガス化は「ガス化」にそれぞれ計上されている廃タイヤの量を活動量とする。

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

産業廃棄物の焼却に係る不確実性と同様の評価を行う。詳細を表 7-76 に記す。

表 7-76 廃タイヤが原燃料として直接利用される場合(1.A.1 及び 1.A.2)の不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
廃タイヤ	CO ₂	-2%	+2%	-30%	+30%	-30%	+30%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により産業廃棄物の廃プラスチック類の不確実性を代用。	専門家判断により設定した産業廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	CH ₄	-100%	+216%	-30%	+30%	-104%	+218%			
	N ₂ O	-44%	+44%	-30%	+30%	-53%	+53%			

■ 時系列の一貫性

排出量算定において時系列の一貫性は担保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動の詳細については、別添 4 を参考のこと。

e) 再計算

統計データの更新に伴い 2022 年度の CO₂ 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.4.3.3. 廃棄物が燃料に加工された後に利用される場合 (1.A.)

7.4.3.3.a. ごみ固形燃料 (RDF、RPF) の燃料利用 (1.A.1 及び 1.A.2)

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは、廃棄物が燃料に加工された後に利用される場合の CO₂、CH₄、N₂O 排出量の算定・報告を行う。廃棄物から加工された燃料として、ごみ固形燃料 (RDF : Refuse Derived Fuel、RPF : Refuse Paper and Plastic Fuel) を算定対象とする。排出量の報告カテゴリーは、燃料の利用用途に応じて、表 7-29 のとおり「エネルギー産業 (1.A.1)」及び「製造業及び建設業 (1.A.2)」の各業種とする。報告する際の燃料種は表 7-28 に従い「その他化石燃料」又は「バイオマス」とする。

b) 方法論

1) CO₂

■ 算定方法

RDF、RPF の各焼却量に国独自の排出係数を乗じて求める。

$$E_{RDF} = EF_{RDF} \times AD_{RDF}$$

E_{RDF} : 廃棄物の RDF 利用に伴う CO₂ 排出量 [kg-CO₂]
 EF_{RDF} : RDF の利用に伴う排出係数 [kg-CO₂/t (dry)]
 AD_{RDF} : RDF の利用に伴う活動量 [t (dry)]

$$E_{RPF} = EF_{RPF} \times AD_{RPF}$$

E_{RPF} : 廃棄物の RPF 利用に伴う CO₂ 排出量 [kg-CO₂]
 EF_{RPF} : RPF の利用に伴う排出係数 [kg-CO₂/t (dry)]
 AD_{RPF} : RPF の利用に伴う活動量 [t (dry)]

■ 排出係数

ごみ固形燃料 (RDF・RPF) の燃料利用に伴う排出係数は、RDF、RPF 別に以下に示す式で求める。

○ RDF

RDF の利用に伴う排出係数は、RDF に含まれる一般廃棄物（紙くず、合成繊維くず、プラスチック）の化石燃料起源成分を考慮し、次式で推計する。

$$EF_{RDF} = 1000 \times \sum_i (F_{RDF,i} \times CF_i \times FCF_i) \times OF_{RDF} \times 44/12$$

$F_{RDF,i}$: RDF における廃棄物 i の組成比（乾燥ベース）

CF_i : 廃棄物 i の炭素含有率（乾燥ベース）

FCF_i : 廃棄物 i の化石燃料起源割合

OF_{RDF} : RDF 利用施設における RDF の酸化率

【RDF における廃棄物組成比（ F_{RDF} ：乾燥ベース）】

RDF における排出ベースでの廃棄物組成比は、環境省（2003）に示される各施設の「ごみ組成分析結果」の平均値を元に、環境省（2020b）及び日本化学繊維協会「繊維ハンドブック」の情報を補足的に用い推計する。なお、乾燥ベースへの換算に用いる含水率は、「管理処分場（5.A.1.）CH₄」及び「一般廃棄物の焼却に伴う排出（5.C.1.）CO₂」において設定した一般廃棄物組成別の含水率を用いる（紙くず：20%、合成繊維くず：20%、プラスチック：26.1%）。RDF における乾燥ベースでのこれら廃棄物の組成比の推計値はそれぞれ、紙くずが 38.2%、合成繊維くずが 10.3%、プラスチックが 28.0%である。なお、RDF には、ペットボトルがほとんど含まれていないものと考えられる。

【炭素含有率（ CF ：乾燥ベース）】

RDF は一般廃棄物由来であることから、廃棄物 i の炭素含有率（乾燥ベース）は「管理処分場（5.A.1.）CH₄」及び「一般廃棄物の焼却に伴う排出（5.C.1.）CO₂」において設定した一般廃棄物組成別の炭素含有率を用いる（紙くず：40.8%、合成繊維くず：63.0%、プラスチック：76.8%）。

【化石燃料起源割合（ FCF ）】

RDF は一般廃棄物由来であることから、「一般廃棄物の焼却に伴う排出（5.C.1.）CO₂」において設定した一般廃棄物組成別の化石燃料起源割合を用いる（紙くず：9.6%、合成繊維くず：100%、プラスチック。表 7-35 を参照のこと。）。

【RDF 利用施設における酸化率（ OF_{RDF} ）】

2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値（100%）を適用する。

○ RPF

RPF の品質には「石炭相当品」と「コークス相当品」があることから（日本 RPF 工業会、2004）、石炭相当品及びコークス相当品に分けて RPF の排出係数を設定する。ただし、活動量を算定する際に、それぞれの燃料利用量を把握できない場合には、石炭相当品及びコークス相当品の排出係数を両者の平均的な燃料利用量割合を用いて加重平均し設定した排出係数を適用する（「RPF の利用に伴う排出係数（加重平均排出係数）（乾燥ベース）」を参照のこと）。

石炭相当品

$$\begin{aligned} EF_{RPF,coal} &= 1000 \times P_{RPF,coal} \times C \times OF_{RPF} \times 44 / 12 \times FCF_{plastics} \\ &= 1000 \times 0.528 \times 0.737 \times 1.0 \times 44 / 12 \times FCF_{plastics} \\ &= 1426 \text{ [kg-CO}_2\text{/t (dry)]} \times FCF_{plastics} \end{aligned}$$

コークス相当品

$$EF_{RPF,coke} = 1000 \times P_{RPF,coke} \times C \times OF_{RPF} \times 44 / 12 \times FCF_{plastics}$$

$$= 1000 \times 0.910 \times 0.737 \times 1.0 \times 44 / 12 \times FCF_{plastics}$$

$$= 2457 \text{ [kg-CO}_2\text{/t (dry)]} \times FCF_{plastics}$$

$EF_{RPF,coal}$	: RPF (石炭相当品) の利用に伴う排出係数 [kg-CO ₂ /t (dry)]
$EF_{RPF,coke}$	: RPF (コークス相当品) の利用に伴う排出係数 [kg-CO ₂ /t (dry)]
$P_{RPF,coal}$	: RPF (石炭相当品) 中の廃プラスチック類由来成分割合 (乾燥ベース)
$P_{RPF,coke}$	: RPF (コークス相当品) 中廃プラスチック類由来成分割合 (乾燥ベース)
C	: 廃プラスチック類中の炭素含有率 (乾燥ベース)
OF_{RPF}	: RPF 利用施設における RPF の酸化率
$FCF_{plastics}$	: RPF 中のプラスチックにおける化石燃料起源割合

【RPF 中の廃プラスチック類由来成分割合 (乾燥ベース) ($P_{RPF,coal/coke}$)】

RPF 中の廃プラスチック類由来成分割合 (乾燥ベース) は、RPF 中の廃プラスチック類由来成分割合 (排出ベース) を乾燥ベースに換算して設定する。RPF 中の廃プラスチック類由来成分割合 (排出ベース) は、(社) 日本 RPF 工業会ヒアリング結果に基づき、石炭相当品 50%、コークス相当品 90%と設定する (環境省、2006b)。

RPF 中の含水率は、RPF 製造に用いられる産業廃棄物中の廃プラスチック類の平均的な含水率とし、専門家判断により 5%と設定する。

【廃プラスチック類中の炭素含有率 (乾燥ベース) (C)】

RPF の製造原材料に用いられる廃プラスチック類の大部分は産業廃棄物由来であることから (関、2004)、「産業廃棄物 (廃プラスチック類) の焼却に伴う排出 (5.C.) CO₂」において設定した産業廃棄物中の廃プラスチック類の炭素含有率 (排出ベース) (70%) を、RPF 製造に用いられる産業廃棄物中の廃プラスチック類の含水率 (5%) で乾燥ベースに換算して算定する (73.7%)。

【RPF の利用施設における RPF 酸化率 (OF_{RPF})】

RPF 利用施設における RPF 酸化率は、「7.4.1.2. 産業廃棄物 (5.C.1.-)」と同様に、2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値である 100%と設定する。

【RPF 中のプラスチックにおける化石燃料起源割合 ($FCF_{plastics}$)】

産業廃棄物廃プラスチックの物と同値を用いる (表 7-35 を参照のこと)。

【RPF の利用に伴う排出係数 (加重平均排出係数) (乾燥ベース) ($EF_{RPF,av}$)】

石炭相当品及びコークス相当品の各燃料利用量を把握できない場合には、石炭相当品及びコークス相当品の排出係数を両者の平均的な燃料利用量割合を用いて加重平均し、設定した排出係数を適用する。

日本 RPF 工業会ヒアリング結果に基づいた RPF の石炭相当品及びコークス相当品の製造量割合 (排出ベース) を乾燥ベースに換算した割合を当該燃料利用量割合 (乾燥ベース) として代用する。

乾燥ベースへの換算に用いる RPF 中の含水率は、日本 RPF 工業会制定の RPF 品質基準に示される石炭相当品及びコークス相当品の水分品質を用い、それぞれ 3%及び 1%と設定する。なお、算定した乾燥ベース製造量割合は変動の状況を把握できる統計等が得られないことから、設定した割合を各年度一律に用いる。

$$EF_{RPF,av} = EF_{RPF,coal} \times P_{coal} + EF_{RPF,coke} \times P_{coke}$$

$$= (1426 \times FCF_{plastics}) \times 0.797 + (2457 \times FCF_{plastics}) \times 0.203$$

$$= 1636 \text{ [kg-CO}_2\text{/t (dry)]} \times FCF_{plastics}$$

$EF_{RPF,av}$	: RPF の利用に伴う排出係数 (加重平均排出係数) [kg-CO ₂ /t (dry)]
P_{coal}	: RPF (石炭相当品) の利用量割合 (乾燥ベース)
P_{coke}	: RPF (コークス相当品) の利用量割合 (乾燥ベース)
$FCF_{plastics}$	: RPF 中のプラスチックにおける化石燃料起源割合

表 7-77 ごみ固形燃料 (RDF、RPF) の燃料利用に伴う CO₂ 排出係数

項目	排出係数 [kg-CO ₂ /t (dry)]
RDF	1,081
RPF (石炭相当品)	1,426
RPF (コークス相当品)	2,457
RPF (加重平均値)	1,636

(注) いずれもプラスチック中の化石燃料起源割合 ($FCF_{plastics}$) が 100% の場合。

■ 活動量

○ RDF

RDF の燃料利用量は RDF 燃料製造量の値を代用する。「一般廃棄物処理実態調査結果」に示されたごみ燃料化施設での燃料製造量 (排出ベース) と RDF の含水率から RDF 燃料製造量 (乾燥ベース) を求める。データの入手できない年度は、ごみ処理能力の値を用いて推計を行っている。

$$A_{RDF} = a_{RDF} \times (1 - u_{RDF})$$

A_{RDF}	: RDF の利用に伴う活動量 [t (dry)]
a_{RDF}	: ごみ燃料化施設における RDF 製造量 [t (wet)]
u_{RDF}	: RDF の含水率

○ RPF

RPF の燃料利用量は化学工業、製紙業、セメント製造業及び石油製品業を対象として把握する (表 7-68 を参照のこと)。製紙業における RPF 燃料利用量 (乾燥ベース) は日本製紙連合会の取りまとめ結果を用いる。化学工業、セメント製造業及び石油製品業における RPF 燃料利用量 (乾燥ベース) はそれぞれ (一社) 日本化学工業協会、(一社) セメント協会及び石油連盟による取りまとめ結果 (排出ベース) と RPF の平均的な含水率から把握する。

2) CH₄、N₂O

■ 算定方法、排出係数

算定方法と排出係数については「7.4.3.2. 廃棄物が原燃料として直接利用される場合 (1.A.)」を参照のこと。

■ 活動量

○ RDF

RDF は CO₂ 排出量算定の際に把握した RDF の製造量 (排出ベース) の全量を RDF のボイラーにおける利用量と設定する。

○ RPF

RPF は CO₂ 排出量算定の際に把握した燃料利用量のうち、化学工業、製紙業及び石油製品業で利用された量をボイラーにおける燃料利用量 (排出ベース) とする。また、セメント製造業で利用された量をセメント焼成炉における燃料利用量 (排出ベース) とした。製紙業における RPF 燃料利用量は乾燥ベースのため、RPF の平均的な含水量を加算して排出ベースの重量に換算する。

○ 熱量に換算した活動量（参考値）

CRT で報告する熱量に換算した活動量は以下の式で計算する。

$$A_{E,i} = A_i \times GCV_i / 10^6$$

$A_{E,i}$: 熱量に換算した燃料種 i の活動量 [TJ]
 A_i : 燃料種 i (RDF、RPF) の消費量 [kg (wet)]
 GCV_i : 燃料種 i の高位発熱量 [MJ/kg]

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却に係る不確実性と同様の評価を行う。詳細を表 7-78 に記す。

表 7-78 ごみ固形燃料（RDF、RPF）の燃料利用（1.A.1 及び 1.A.2）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
RDF	CO ₂	-1%	+1%	-10%	+10%	-10%	+10%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により一般廃棄物のプラスチックの不確実性を代用。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	CH ₄	-39%	+39%	-10%	+10%	-40%	+40%			
	N ₂ O	-34%	+34%	-10%	+10%	-35%	+35%			
RPF	CO ₂	-2%	+2%	-30%	+30%	-30%	+30%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により産業廃棄物の廃プラスチック類の不確実性を代用。	専門家判断により設定した産業廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	CH ₄	-100%	+216%	-30%	+30%	-104%	+218%			
	N ₂ O	-44%	+44%	-30%	+30%	-53%	+53%			

■ 時系列の一貫性

RDF 製造量について、1997 年度以前のデータが存在しないことから、ごみ燃料化施設の処理能力の推移を用いて RDF 製造量を推計し、時系列データを構築する。算定方法自体の一貫性は確保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動の詳細については、別添 4 を参考のこと。

e) 再計算

バイオマスプラスチック製品データの改訂に伴い、2005 年度以降の CO₂ 排出量の再計算を行った。統計データの更新に伴い 2022 年度の CO₂、CH₄ 及び N₂O 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.5. 排水の処理と放出 (5.D.)

排水の処理と放出(5.D.)では、生活排水及び産業排水の処理及び放出に伴い発生する CH₄、N₂O の排出量を報告する。我が国における算定区分は表 7-79 のとおりである。

なお、我が国では、排水処理プロセスからの排出と汚泥処理プロセスからの排出の両方を考慮した排出係数を用い、両プロセスからの排出量をまとめて計算している。また、当該カテゴリーでは、様々な形態の排出源を含むことから、IEF の解析が困難である。

表 7-79 排水の処理と放出 (5.D.) で排出量の算定を行う区分

区分	算定対象				処理方式			CH ₄	N ₂ O				
5.D.1. (7.5.1)	生活排水	処理施設	公共下水道	下水	終末処理場 (7.5.1.1)	標準活性汚泥法		○	○				
						嫌気好気活性汚泥法			○				
						嫌気無酸素好気法及び循環式硝化脱窒法			○				
						循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法			○				
			公共下水道以外	生活雑排水	生活排水処理施設（主に浄化槽） (7.5.1.2)	コミュニティ・プラント		○	○				
						合併処理浄化槽 性能評価型	窒素除去型高度処理		○	○			
							窒素・リン除去型高度処理						
							BOD 除去型高度処理						
							その他性能評価型		○	○			
						構造例示型		○	○				
				単独処理浄化槽		○	○						
				汲み取り便槽		○	○						
		収集し尿	し尿及び浄化槽汚泥 （生活排水処理施設から）	し尿処理施設 (7.5.1.3)	高負荷脱窒素		○	○					
					膜分離		○	○					
					嫌気性処理		○	○					
					好気性処理		○						
		標準脱窒素		○									
		その他		○									
		流出物	排水	未処理排水	生活排水の自然界における分解 (7.5.1.4)	未処理放出	単独処理浄化槽から	○	○ ²⁾				
							汲み取り便槽から	○	○ ²⁾				
自家処理から	○		○ ²⁾										
汚泥	し尿及び浄化槽汚泥 下水汚泥		処理後放出	（各種処理施設から）		○	○ ²⁾						
				汚泥の海洋投入処分 ¹⁾		（生活排水処理施設から）		○	○ ²⁾				
						（終末処理場から）		○	○ ²⁾				
5.D.2. (7.5.2)	産業排水	処理施設	食料品製造業		産業排水の処理 (7.5.2.1)	（産業排水処理施設）		○	○				
			パルプ・紙・紙加工品製造業					○	○				
			化学工業					○	○				
			鉄鋼業					○	○				
			飲料・たばこ・飼料製造業					○	○				
			繊維工業										
			石油製品・石炭製品製造業										
			プラスチック製品製造業										
			ゴム製品製造業										
			なめし革・同製品・毛皮製造業										
		流出物	排水	未処理排水	産業排水の自然界における分解 (7.5.2.2)	未処理放出	（工場・事業場から）		○	○ ²⁾			
				処理後排水			処理後放出	（産業排水処理施設から）		NA	○ ²⁾		
			埋立最終処分場浸出液（処理施設）					埋立最終処分場浸出液の処理 (7.5.2.3)				○	○

(注)

1) 法的規制により、2009 年度以降は行われていない。

- 2) 「生活排水の自然界における分解」及び「産業排水の自然界における分解」に伴う N₂O 排出量は、CRT の表 5B において「流出物 (Effluent)」に報告している。その他の排出源からの CH₄ 及び N₂O 排出量は全て「処理施設 (Plant)」に含めている。

推定した排水処理に伴い発生する温室効果ガス排出量を表 7-80 に示す。2023 年度における当該排出源カテゴリーからの温室効果ガス排出量は 3,416 kt-CO₂ 換算であり、我が国の温室効果ガス総排出量 (LULUCF を除く) の 0.3% を占めている。また、1990 年度の排出量と比較すると 36.9% の減少となっている。本カテゴリーの排出量の減少は、排水処理施設の普及により「生活排水の自然界における分解」からの CH₄ 排出量が減少したことが原因である。

表 7-80 排水の処理と放出 (5.D.) に伴い発生する温室効果ガスの排出量

ガス	区分		単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
CH ₄	5.D.1. 生活排水	終末処理場	kt-CH ₄	8.6	9.9	11.1	12.1	12.7	12.5	12.4	13.1	12.9	12.9	12.6	12.6
		生活排水処理施設	kt-CH ₄	30.4	35.0	38.8	38.3	36.8	35.3	34.3	31.3	30.8	31.5	31.1	30.9
		し尿処理施設	kt-CH ₄	5.2	3.2	1.8	1.0	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
		生活排水の自然界における分解	kt-CH ₄	61.7	50.8	39.5	28.7	21.1	18.1	16.4	13.7	13.1	11.8	11.1	10.5
	5.D.2. 産業排水	産業排水の処理	kt-CH ₄	2.2	2.2	2.1	1.9	1.8	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
		産業排水の自然界における分解	kt-CH ₄	8.2	7.8	7.9	8.3	4.9	4.1	4.6	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
		最終処分場浸出液の処理	kt-CH ₄	1.2	1.2	1.1	0.8	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		合計	kt-CH ₄	117.7	110.0	102.2	91.2	78.1	72.5	70.0	64.0	62.6	61.9	60.5	59.7
		kt-CO ₂ 換算	3,295	3,080	2,863	2,553	2,188	2,029	1,959	1,793	1,753	1,733	1,695	1,672	
	N ₂ O	5.D.1. 生活排水	終末処理場	kt-N ₂ O	1.39	1.55	1.58	1.67	1.67	1.59	1.55	1.53	1.47	1.46	1.44
生活排水処理施設			kt-N ₂ O	1.52	1.65	1.70	1.57	1.53	1.56	1.55	1.57	1.56	1.60	1.61	1.59
し尿処理施設			kt-N ₂ O	0.22	0.26	0.12	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
生活排水の自然界における分解			kt-N ₂ O	2.79	2.72	2.49	2.29	2.11	2.08	2.02	2.03	1.91	1.88	1.87	1.86
5.D.2. 産業排水		産業排水の処理	kt-N ₂ O	1.00	0.96	0.81	1.10	1.09	1.15	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13
		産業排水の自然界における分解	kt-N ₂ O	1.06	1.02	1.02	0.97	0.66	0.59	0.54	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55
		最終処分場浸出液の処理	kt-N ₂ O	0.03	0.03	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004
		合計	kt-N ₂ O	8.01	8.18	7.72	7.65	7.10	6.99	6.80	6.82	6.64	6.65	6.61	6.58
		kt-CO ₂ 換算	2,123	2,169	2,046	2,028	1,881	1,851	1,803	1,807	1,760	1,762	1,751	1,744	
合計		kt-CO ₂ 換算	5,417	5,249	4,909	4,581	4,069	3,880	3,762	3,601	3,512	3,495	3,447	3,441	

7.5.1. 生活排水 (5.D.1.)

我が国で発生する生活・商業排水は様々な排水処理施設 (例えば終末処理場、生活排水処理施設、し尿処理施設など) で処理されており、当該排出を「生活排水 (5.D.1.)」に報告する。CH₄、N₂O の発生特性は排水処理施設ごとに異なることから、排水処理施設別に排出量算定方法を設定する。

我が国では污水处理の各種システムの実績、効果、経済性等を十分検討し、各地域に最も適したシステムを選択し、過大な投資を避け効率的な整備を図っている。環境省「日本の廃棄物処理」データによると、2023 年度末時点の公共下水道水洗化率は 78.0% であり、普及の中心は大都市地域から中小市町村に移行している。一般的に人口密度が低く平坦地の割合も低いことが多い中小市町村では、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設が下水道整備と並んで有効な施設であり、生活排水対策の重要な柱として計画的に整備推進を図っている。2023 年度における浄化槽水洗化率 (集落排水施設等を含む) は 18.2% である。残りは収集後処理されるか自家処理される。

なお、国独自の算定方法において、このカテゴリーの活動量は以下に示すとおり排出ガス及び排水処理施設ごとに異なるため、有機炭素量 (BOD ベース) 及び窒素量を指定している CRT の活動量記述欄には「NA」として報告している。

表 7-81 生活排水（5.D.1.）にかかる活動量の種類

排出源	CH ₄ 排出量算定の活動量	N ₂ O 排出量算定の活動量
終末処理場	終末処理場における年間下水処理量 [単位：m ³]	
生活排水処理施設	生活排水処理施設における年間処理人口 [単位：人]	
し尿処理施設	し尿処理施設に投入されたし尿及び 浄化槽汚泥量 [単位：m ³]	し尿処理施設に投入されたし尿及び 浄化槽汚泥中の窒素量 [単位：kg-N]
生活排水の自然界における分解	放出された生活排水中の有機物量 [単位：kg-BOD]	放出された生活排水中の窒素量 [単位：kg-N]

7.5.1.1. 終末処理場（5.D.1.-）

a) 排出源カテゴリーの説明

本サブカテゴリーでは、下水道により収集された排水が下水の終末処理場で処理される際に排出される CH₄、N₂O を算定する。

b) 方法論

■ 算定方法

当該排出源から排出される CH₄ 及び N₂O については、2006 年 IPCC ガイドラインのデシジョンツリー（Page 6.10, Fig. 6.2）に従い国独自の算定方法を用い、終末処理場における下水処理量に排出係数を乗じて排出量を算定する。

$$E = EF \times A$$

E : 生活・商業排水の処理に伴う終末処理場からの CH₄、N₂O 排出量 [kg-CH₄]、[kg-N₂O]

EF : 排出係数 [kg-CH₄/m³]、[kg-N₂O/m³]

A : 終末処理場における年間下水処理量 [m³]

■ 排出係数

1) CH₄

終末処理場の水処理プロセス及び汚泥処理プロセスにおいて実測された CH₄ の放出量を国内の研究事例（国内の 8 施設におけるサンプリング調査で、それぞれの施設において複数の異なる季節に測定）より引用し、処理プロセスごとの単純平均値を合計して排出係数を設定する（環境省、2006b）。

$$EF_{CH_4} = EF_{WWTT} + EF_{SSTT} \\ = 8.8 \times 10^{-4} \text{ [kg-CH}_4\text{/m}^3\text{]}$$

EF_{CH_4} : CH₄ 排出係数

EF_{WWTT} : 水処理プロセスの排出係数（528.7 [mg-CH₄/m³]

EF_{SSTT} : 汚泥処理プロセスの排出係数（348.0 [mg-CH₄/m³]

2) N₂O

終末処理場の水処理プロセス及び汚泥処理プロセスにおいて実測された N₂O の放出量を国内の研究事例（国内の 42 施設におけるサンプリング調査で、それぞれの施設において複数の異なる季節に測定）より引用し、排出係数を設定する。これら研究は水処理方式別に複数の施設での測定で構成されている。

国内の研究事例より、終末処理場における排水処理方法に応じて N₂O 発生量が異なることが明らかになっていることから、水処理方式別の排出係数を用いる（環境省、2013b）。

$$EF_{N_2O} = EF_{WWTTi} + EF_{SSTT}$$

EF_{N_2O} : N₂O 排出係数

EF_{WWTi} : 水処理プロセス (方式) i の排出係数 (表 7-82 を参照のこと。)

EF_{SST} : 汚泥処理プロセスの排出係数 (0.6 [mg-N₂O/m³])

表 7-82 終末処理場における N₂O 排出係数

水処理方式	N ₂ O 排出係数 ³⁾ (水処理プロセス) [mg-N ₂ O/m ³]	N ₂ O 排出係数 (汚泥処理プロセス) [mg-N ₂ O/m ³]
標準活性汚泥法 ¹⁾	142	0.6
嫌気好気活性汚泥法	29.2	0.6
嫌気無酸素好気法及び循環式硝化脱窒法 ²⁾	11.7	0.6
循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法	0.5	0.6

(注)

- 1) 本分類に該当しない処理法を含む。
- 2) 当該方法と同程度以上に窒素を処理することができる方法を含み、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法を除く。
- 3) 標準活性汚泥法は主として BOD を除去することを目的としており、硝化反応が十分に進行する前に処理が終わってしまうため、硝化反応の副生成物である N₂O 発生量が多くなる。それに対して嫌気好気活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒法といった高度処理においては、窒素除去等のために硝化反応が十分に行われるため、N₂O 発生量が少ない。

■ 活動量

終末処理場における水処理に伴う N₂O 排出の活動量については、国土交通省提供の水処理方式別の排水処理量を用いる。CH₄ 排出の活動量については N₂O 排出で用いた排水処理量の合計値を用いる。

表 7-83 終末処理場における下水処理の活動量

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
標準活性汚泥法	10 ⁶ m ³	9,761	10,780	10,686	11,405	11,358	10,736	10,401	10,124	9,733	9,664	9,479	9,479
嫌気好気活性汚泥法	10 ⁶ m ³	73	446	1,523	1,039	909	931	933	1,497	1,456	1,456	1,417	1,417
嫌気無酸素好気法及び循環式硝化脱窒法	10 ⁶ m ³	23	89	487	1,374	2,181	2,629	2,819	3,361	3,480	3,533	3,452	3,452
循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法	10 ⁶ m ³	NO	NO	NO	0.1	2.0	14.9	0.2	5.8	6.2	12.0	15.1	15.1
合計	10 ⁶ m ³	9,857	11,316	12,696	13,818	14,450	14,311	14,153	14,989	14,674	14,665	14,363	14,363

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

終末処理場の CH₄ 及び N₂O 排出係数については、排出係数算定に用いられた実測データから計算される 95%信頼区間より不確実性を評価する。活動量の不確実性については、表 7-2 にある下水道の値を適用する。不確実性評価の詳細を表 7-84 に記す。

表 7-84 終末処理場 (5.D.1.-) における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
終末処理場	CH ₄	-31%	+31%	-5%	+5%	-31%	+31%	環境省(2006b)を参考に、同報告書で用いられた実測データの95%信頼区間より不確実性を査定。	専門家判断により設定した下水道統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-100%	+146%	-5%	+5%	-100%	+146%			

■ 時系列の一貫性

排出量算定において時系列の一貫性は担保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動については、別添 4 を参考のこと。

e) 再計算

統計データの更新に伴い 2021 年度及び 2022 年度の CH₄ 及び N₂O 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.5.1.2. 生活排水処理施設（主に浄化槽）（5.D.1.-）

a) 排出源カテゴリーの説明

我が国では公共下水道で処理されない生活・商業排水の一部が、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便槽といった生活排水処理施設及び設備で処理されている。

表 7-85 生活排水処理施設・設備の概要

施設			処理対象	概要	
コミュニティ・プラント				地域ごとに設置される小規模な排水処理施設	
浄化槽	合併処理浄化槽	性能評価型	し尿及び雑排水	個別の世帯に設置される分散型排水処理設備	2001 年度改正建築基準法に基づく性能評価型
		窒素除去型高度処理			
		窒素・磷除去型高度処理			
		BOD 除去型高度処理			
		その他性能評価型			
		構造例示型			旧建築基準法に基づく構造例示型
	単独処理浄化槽		し尿のみ		浄化槽法の改正により 2001 年度より新設禁止
汲み取り便槽				個別の世帯に設置	

本カテゴリーではこれらの生活排水処理施設における処理プロセスにより発生する CH₄、N₂O の排出量を報告する。なお、汲み取り便槽については、し尿が汲み取り便槽内に滞留している期間内の排出が本カテゴリーでの報告対象であり、汲み取り便槽から収集されたし尿を収集後に処理する際に発生する CH₄、N₂O は、「7.5.1.3. し尿処理施設（5.D.1.-）」で取り扱う。

b) 方法論

■ 算定方法

当該排出源から排出される CH₄ 及び N₂O については、2006 年 IPCC ガイドラインのデシジョンツリー（Page 6.10, Fig. 6.2）に従い、国独自の算定方法を用いる。各生活排水処理施設の種類ごとの年間処理人口に排出係数を乗じて、排出量を算定する。

$$E = \sum_i (EF_i \times A_i)$$

E : 生活排水処理施設（主に浄化槽）における生活・商業排水の処理に伴う CH_4 、 N_2O 排出量
[kg- CH_4]、[kg- N_2O]

EF_i : 生活排水処理施設 i の排出係数 [kg- CH_4 /人]、[kg- N_2O /人]

A_i : 生活排水処理施設 i における年間処理人口 [人]

■ 排出係数

国内の研究事例より、当該排出源から排出される CH_4 及び N_2O の排出係数を表 7-86 のように設定する。

表 7-86 生活排水処理施設の CH_4 ・ N_2O 排出係数

CH ₄ 排出係数（単位：kg-CH ₄ /人・年）							
施設			1990～ 1995 年度	1996～ 2000 年度	2001～ 2004 年度	2005 年度～	出典
コミュニティ・プラント ¹⁾			0.195	内挿		0.062	1990～1995 年度：田中（1998） 2005 年度～：池・惣田（2010）
合併 処理 浄 化 槽	性能 評価 型	窒素除去型高度処理	NA ²⁾	1.044		環境省（2012）及び環境省（2013c）	
		窒素・リン除去型高度処理					
		BOD 除去型高度処理		1.984			
		その他性能評価型					
	構造例示型 ³⁾		2.477				
単独処理浄化槽 ³⁾			0.46				
汲み取り便槽 ³⁾			0.062				
N ₂ O 排出係数（単位：kg-N ₂ O/人・年）							
施設			1990～ 1995 年度	1996～ 2000 年度	2001～ 2004 年度	2005 年度～	出典
コミュニティ・プラント ¹⁾			0.0394	内挿		0.0048	1990～1995 年度：田中他（1995） ⁴⁾ 2005 年度～：池・惣田（2010）
合併 処理 浄 化 槽	性能 評価 型	窒素除去型高度処理	NA ²⁾	0.123		環境省（2012）及び環境省（2013c）	
		窒素・リン除去型高度処理					
		BOD 除去型高度処理		0.055			
		その他性能評価型					
	構造例示型 ³⁾		0.0717				
単独処理浄化槽 ³⁾			0.039				
汲み取り便槽 ³⁾			0.000022				

（注）

- 1) 2005 年度以降はプラントの性能向上を考慮して排出係数を設定
- 2) 2001 年度の建築基準法の改正に伴い導入
- 3) 期間中に大きな技術の変化が無い場合、全年度を通じて同じ排出係数を適用
- 4) 出典の実測値の上限値及び下限値の単純平均値

■ 活動量

生活排水処理施設における水処理に伴う CH_4 及び N_2O の排出の活動量については環境省「日本の廃棄物処理」に示された、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便槽の年間処理人口を用いる。合併処理浄化槽の活動量については、性能評価型及び構造例示型の設置基数（環境省「浄化槽指導普及に関する調査」）より求められる設置割合を浄化槽年間処理人口割合とみなし、これを用いて構造例示型及び性能評価型に区別する。

表 7-87 浄化槽種類別処理人口（活動量）

浄化槽種類	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
コミュニティ・プラント	千人	493	398	414	552	293	304	294	306	259	193	172	163
合併処理浄化槽（小計）	千人	6,274	8,515	10,806	12,792	14,082	14,492	14,600	14,381	14,421	15,206	15,370	15,344
性能評価型													
窒素除去型高度処理	千人	NO	NO	NO	263	1,433	2,612	3,105	4,507	4,772	5,315	5,566	5,557
窒素・リン除去型高度処理	千人	NO	NO	NO	3	14	35	39	56	51	58	120	120
BOD除去型高度処理	千人	NO	NO	NO	34	33	25	19	54	58	35	27	27
その他性能評価型	千人	NO	NO	NO	4,501	6,132	6,123	6,153	5,345	5,110	5,273	5,390	5,381
構造例示型	千人	6,274	8,515	10,806	7,991	6,471	5,697	5,284	4,419	4,429	4,524	4,267	4,260
単独処理浄化槽	千人	26,828	26,105	23,289	18,303	13,948	12,383	11,415	9,875	9,319	8,317	7,755	7,411
汲み取り便槽	千人	38,920	29,409	20,358	13,920	9,984	8,242	7,197	5,745	5,481	5,097	4,846	4,570
合計	千人	72,515	64,427	54,867	45,567	38,307	35,421	33,506	30,307	29,480	28,813	28,143	27,488

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便槽の CH₄ 及び N₂O 排出係数については、排出係数算定に用いられた実測データから計算される 95%信頼区間より不確実性を算定する。コミュニティ・プラントの CH₄ 及び N₂O 排出係数については、類似する排出源の不確実性を代用する。活動量の不確実性については、表 7-2 にある一般廃棄物（下水を除く生活排水）の値を適用する。不確実性評価の詳細を表 7-88 に記す。

表 7-88 生活排水処理施設（5.D.1.-）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
コミュニティ・プラント	CH ₄	-32%	+32%	-10%	+10%	-33%	+33%	専門家判断により排出係数の不確実性を設定（合併処理浄化槽の不確実性を代用）。環境省（2013c）より引用。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-45%	+45%	-10%	+10%	-46%	+46%			
合併処理浄化槽	CH ₄	-32%	+32%	-10%	+10%	-33%	+33%			誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-45%	+45%	-10%	+10%	-46%	+46%			
単独処理浄化槽	CH ₄	-84%	+84%	-10%	+10%	-84%	+84%			誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-87%	+87%	-10%	+10%	-88%	+88%			
汲み取り便槽	CH ₄	-49%	+49%	-10%	+10%	-50%	+50%			誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-72%	+72%	-10%	+10%	-73%	+73%			

■ 時系列の一貫性

排出量算定において時系列の一貫性は担保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動については、別添 4 を参考のこと。

e) 再計算

統計データの更新に伴い CH₄ 及び N₂O 排出量の 2022 年度の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.5.1.3. し尿処理施設（5.D.1.-）

a) 排出源カテゴリーの説明

本カテゴリーでは、し尿処理施設に収集された汲み取りし尿及び浄化槽汚泥がし尿処理施設で処理される際に発生する CH₄、N₂O の排出量を算定している。

b) 方法論

1) CH₄

■ 算定方法

当該排出源から排出される CH₄ については、2006 年 IPCC ガイドラインのデシジョンツリー（Page 6.10, Fig. 6.2）に従い、国独自の算定方法を用いた。し尿処理施設における生活排水処理量に排出係数を乗じて、排出量を算定する。

$$E = \sum_i (EF_i \times A_i)$$

E : し尿処理施設における生活・商業排水の処理に伴う CH₄ 排出量 [kg-CH₄]

EF_i : し尿処理施設（処理方式 i ）の排出係数 [kg-CH₄/m³]

A_i : し尿処理施設（処理方式 i ）に投入されたし尿及び浄化槽汚泥量 [m³]

■ 排出係数

し尿処理施設の処理方式別に、嫌気性処理、好気性処理、標準脱窒素処理、高負荷脱窒素処理、膜分離、その他の各処理形式の CH₄ の排出係数を設定する（環境省、2006b）。

表 7-89 処理形式ごとの CH₄ 排出係数

処理方法	CH ₄ 排出係数 [kg-CH ₄ /m ³]	出典
嫌気性処理	0.543	（財）日本環境衛生センター（1990）に示された CH ₄ 排出量の実測値に（1-メタンの回収率（90%））を乗じて算定。
好気性処理	0.00545	排出実態が不明なため、標準脱窒素処理と高負荷脱窒素処理の単純平均値を採用。
標準脱窒素処理	0.0059	田中他（1995）
高負荷脱窒素処理	0.005	田中他（1995）
膜分離	0.00545	排出実態が不明なため、好気性処理の排出係数にて代用。
その他	0.00545	排出実態が不明なため、好気性処理の排出係数にて代用。

■ 活動量

し尿処理施設における水処理に伴う CH₄ の排出の活動量は、環境省「日本の廃棄物処理」に示されたし尿処理施設で処理されたし尿及び浄化槽汚泥の総量（表 7-90）に、し尿処理方式別の処理能力（表 7-91）から求めた処理能力割合を乗じて、各処理方式別の処理量（表 7-92）を求める。

$$A_i = W_H \times C_i / C_T$$

A_i : し尿処理方式 i の活動量 [kL]

W_H : し尿及び浄化槽汚泥の総量 [kL]

C_i : し尿処理方式 i による処理能力 [kL]

C_T : 全し尿処理方式による処理能力の合計 [kL]

表 7-90 し尿処理施設に投入されたし尿及び浄化槽汚泥量

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
汲み取りし尿量	千kL	20,406	18,049	14,673	10,400	7,917	6,771	6,153	5,191	4,974	4,781	4,536	4,351
浄化槽汚泥量	千kL	9,224	11,545	13,234	13,790	13,760	13,726	13,537	13,415	13,372	13,260	13,082	13,007
合計	千kL	29,630	29,594	27,907	24,190	21,677	20,497	19,690	18,606	18,346	18,041	17,618	17,358

表 7-91 処理形式ごとの処理能力

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
嫌気性処理	kL/日	34,580	19,869	10,996	6,476	3,891	3,059	2,245	1,527	1,330	898	930	650
好気性処理	kL/日	26,654	19,716	12,166	8,465	6,753	6,001	5,979	3,760	3,666	4,967	4,245	4,110
標準脱窒素	kL/日	25,196	30,157	31,908	29,655	26,173	25,153	24,023	21,599	21,322	20,416	19,660	19,078
高負荷脱窒素	kL/日	8,158	13,817	16,498	17,493	16,104	14,529	13,831	13,153	12,601	12,330	12,147	11,989
膜分離	kL/日	NO	1,616	2,375	3,055	3,684	4,074	3,373	2,458	2,410	2,240	1,910	1,845
その他	kL/日	13,777	20,028	25,917	30,277	34,577	33,975	33,940	40,137	40,882	40,906	44,577	44,234

表 7-92 処理形式ごとのし尿処理量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
嫌気性処理	千kL	9,455	5,589	3,073	1,642	925	722	530	344	297	198	196	138
好気性処理	千kL	7,288	5,546	3,400	2,146	1,605	1,417	1,412	847	818	1,096	896	871
標準脱窒素	千kL	6,889	8,483	8,917	7,518	6,222	5,940	5,672	4,863	4,758	4,505	4,150	4,043
高負荷脱窒素	千kL	2,231	3,887	4,611	4,435	3,828	3,431	3,266	2,962	2,812	2,721	2,564	2,541
膜分離	千kL	NO	455	664	774	876	962	796	553	538	494	403	391
その他	千kL	3,767	5,634	7,243	7,676	8,220	8,024	8,014	9,037	9,123	9,026	9,409	9,374
合計	千kL	29,630	29,594	27,907	24,190	21,677	20,497	19,690	18,606	18,346	18,041	17,618	17,358

2) N₂O

■ 算定方法

当該排出源から排出される N₂O については、2006 年 IPCC ガイドラインのデシジョンツリー（Page 6.10, Fig. 6.2）に従い、国独自の算定方法を用いた。し尿処理施設における投入窒素量に排出係数を乗じて、排出量を算定する。

$$E = \sum_i (EF_i \times A_i)$$

E : し尿処理施設における生活・商業排水の処理に伴う N₂O 排出量[kg-N₂O]

EF_i : し尿処理施設(処理方式 i)の排出係数[kg-N₂O/kg-N]

A_i : し尿処理施設(処理方式 i)に投入されたし尿及び浄化槽汚泥中の窒素量[kg-N]

■ 排出係数

高負荷脱窒素処理、膜分離処理、その他の各処理形式ごとに我が国の研究事例を用いて N₂O 排出係数を設定する（環境省、2006b）。

我が国のし尿処理施設の排出係数について、1994 年度（田中他、1998）及び 2003 年度（大村他、2004）に調査が行われている。この間、し尿処理施設の施設構造及び維持管理技術が向上しており、測定により高負荷脱窒素処理及び膜分離処理における排出係数が改善していることが確認されている。よって、当該処理の排出係数について 1994 年度以前と 2003 年度以降で別の値を用いる。

表 7-93 処理形式ごとの N₂O 排出係数

処理方法	N ₂ O 排出係数[kg-N ₂ O/kg-N]		
	1990～1994 年度	1995～2002 年度	2003 年度～
高負荷脱窒素処理	0.033 ¹⁾	内挿	0.0029 ²⁾
膜分離	0.033 ¹⁾	内挿	0.0024 ²⁾
その他（嫌気性処理、好気性処理、標準脱窒素処理を含む）	0.0000045 ³⁾		

(注)

- 1) 田中他（1998）に示された 13 施設における実測値の中央値を採用
- 2) 大村他（2004）に示された 13 施設における実測値の中央値を採用
- 3) 田中他（1995）（標準脱窒素処理における上限値（ 1.0×10^{-5} [kg-N₂O/m³]）を、1994 年度における投入窒素濃度 2,211 [mg/L] で除して算出）

■ 活動量

活動量であるし尿処理施設における投入窒素量は、収集し尿及び収集浄化槽汚泥中の窒素量をし尿処理施設で処理されたし尿及び浄化槽汚泥の量で加重平均して算出した投入窒素濃度に、環境省「日本の廃棄物処理」に示されたし尿処理施設におけるし尿処理量（汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の合計量）を乗ずることによって算出する。

$$A_i = (W_H \times N_H + W_J \times N_J) \times F_i / 1000$$

- A_i : し尿処理方式 i の活動量 [kg-N]
 W_H : し尿処理施設に投入されたし尿量 [m³]
 W_J : し尿処理施設に投入された浄化槽汚泥量 [m³]
 N_H : し尿中の窒素濃度 [mg-N/L]
 N_J : 浄化槽汚泥中の窒素濃度 [mg-N/L]
 F_i : し尿処理方式 i による処理能力割合 [%]

○ し尿処理施設に投入されたし尿量及び浄化槽汚泥量

し尿処理施設からの CH₄ 排出量算定に用いたデータ（表 7-90）と同様。

○ し尿処理方式別のし尿処理割合

し尿処理施設からの CH₄ 排出量算定に用いたデータ（表 7-91）と同様。

○ 投入されたし尿及び浄化槽汚泥の窒素濃度

投入されたし尿及び浄化槽汚泥の窒素濃度は、岡崎他（2001）に従い、1989～1991 年度、1992～1994 年度、1995～1997 年度、1998～2000 年度の 4 回に分けて分析された値を使用し、2001 年度以降の値は 2000 年度値で代替する（表 7-94）。

表 7-94 収集し尿及び収集浄化槽汚泥中の窒素濃度

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
し尿	mg-N/L	3,940	3,100	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
浄化槽汚泥	mg-N/L	1,060	300	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580
加重平均値	mg-N/L	3,043	2,008	1,695	1,491	1,354	1,280	1,242	1,171	1,155	1,142	1,126	1,111

表 7-95 し尿処理施設で処理されたし尿及び浄化槽汚泥中の窒素量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
嫌気性処理	kt-N	28.8	11.2	5.2	2.4	1.3	0.9	0.7	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2
好気性処理	kt-N	22.2	11.1	5.8	3.2	2.2	1.8	1.8	1.0	0.9	1.3	1.0	1.0
標準脱窒素	kt-N	21.0	17.0	15.1	11.2	8.4	7.6	7.0	5.7	5.5	5.1	4.7	4.5
高負荷脱窒素	kt-N	6.8	7.8	7.8	6.6	5.2	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.9	2.8
膜分離	kt-N	NO	0.9	1.1	1.2	1.2	1.2	1.0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4
その他	kt-N	11.5	11.3	12.3	11.4	11.1	10.3	10.0	10.6	10.5	10.3	10.6	10.4
合計	kt-N	90.2	59.4	47.3	36.1	29.4	26.2	24.5	21.8	21.2	20.6	19.8	19.3

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

し尿処理施設（5.D.1.-）における CH₄ 及び N₂O 排出係数については、類似する排出源の不確実性を代用する。活動量の不確実性については、表 7-2 にある一般廃棄物（下水を除く生活排水）の値を適用する。詳細を表 7-96 に記す。

表 7-96 生活排水処理施設（5.D.1.-）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
し尿処理施設	CH ₄	-84%	+84%	-10%	+10%	-84%	+84%	専門家判断により排出係数の不確実性を設定（単独処理浄化槽の不確実性を代用）。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-87%	+87%	-10%	+10%	-88%	+88%			

■ 時系列の一貫性

N₂O 排出係数について実測データが得られない期間は、表 7-93 に記載したとおりの方法でデータを補完している。その他のパラメータは一貫したデータを利用している。算定方法自体の一貫性も担保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動については、別添 4 に詳述している。

e) 再計算

統計データの更新に伴い 2022 年度の CO₂、CH₄ 及び N₂O 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.5.1.4. 生活排水の自然界における分解（5.D.1.-）

a) 排出源カテゴリーの説明

我が国で発生する生活排水の多くは排水処理施設において処理されているが、公共用水域に放出されている処理後排水にも窒素が残存する。また、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放出されている。本カテゴリーでは、公共用水域で分解する未処理の生活排水

及び汚泥から発生する CH₄、N₂O、及び処理後排水から発生する N₂O の報告を行う。本カテゴリーで算定対象とする排出源は表 7-97 のとおりである。

表 7-97 生活排水の自然界における分解 (5.D.1.-) で扱う排出源

排出源	詳細
未処理排水 (CH ₄ 、N ₂ O)	単独処理浄化槽を利用する家庭等における未処理の生活雑排水
	汲み取り便槽を利用する家庭等における未処理の生活雑排水
	自家処理を行う家庭等における未処理の生活雑排水
処理後排水 (N ₂ O)	終末処理場で処理された生活排水
	コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽（性能評価型／構造例示型）で処理された生活排水
	単独処理浄化槽で処理されたし尿由来の排水
汚泥 (CH ₄ 、N ₂ O)	し尿処理施設におけるし尿・浄化槽汚泥の処理に伴う排水
	海洋投入処分されたし尿及び浄化槽汚泥
	海洋投入処分された下水汚泥

b) 方法論

■ 算定方法

2006 年 IPCC ガイドラインに記載された方法に従い算定方法を設定する。自然界における排水の分解では、汚泥として引き抜かれた有機物量と CH₄ 回収量はゼロとなるため、CH₄ 排出量は未処理のまま公共用水域に放出された生活排水中の有機物量に排出係数を乗じて算定する。N₂O 排出量は排水中に含まれる窒素量に排出係数を乗じて算定する。

$$E = EF \times A$$

E : 生活排水の自然界における分解に伴う CH₄、N₂O 排出量 [kg-CH₄]、[kg-N₂O]
 EF : 排出係数 [kg-CH₄/kg-BOD]、[kg-N₂O/kg-N]
 A : 生活排水中の有機物量 [kg-BOD] 又は窒素量 [kg-N]

■ 排出係数

CH₄ 排出係数は、2006 年 IPCC ガイドラインに従い最大メタン生成能 (B₀) にメタン変換係数 (MCF) を乗じて設定する。最大メタン生成能は 2006 年 IPCC ガイドラインに示される生活排水 (domestic wastewater) のデフォルト値を用いて 0.6 [kg-CH₄/kg BOD] と設定する。メタン変換係数は「Untreated system」の「Sea, river and lake discharge」のデフォルト値を用いて 0.1 と設定する。

$$\begin{aligned}
 EF_{CH_4} &= B_0 \times MCF \\
 &= 0.6 \text{ [kg-CH}_4\text{/kg-BOD]} \times 0.1 \\
 &= 0.06 \text{ [kg-CH}_4\text{/kg-BOD]}
 \end{aligned}$$

N₂O の排出係数は、2006 年 IPCC ガイドラインに示されるデフォルト値 0.005 [kg N₂O-N/kg N] を単位換算して設定する。

$$\begin{aligned}
 EF_{N_2O} &= 0.005 \text{ [kg-N}_2\text{O-N/kg-N]} \times 44/28 \\
 &= 0.0079 \text{ [kg-N}_2\text{O/kg-N]}
 \end{aligned}$$

■ 活動量

○ 未処理排水

未処理排水からの CH₄ 及び N₂O 排出量にかかる活動量は以下の式で求める。

$$A = \sum_i P_i \times U$$

A : 家庭等から未処理のまま排出する生活排水の活動量 [g-BOD]、[g-N]

P_i : 生活排水処理方式 i (単独処理浄化槽、汲み取り便槽、自家処理) の利用人口 ¹⁾ [人]

U : 生活雑排水の BOD 原単位 (40 [g-BOD/人日] ²⁾)、窒素原単位 (2 [g-N/人日] ²⁾)

(出典)

1) 環境省「日本の廃棄物処理」

2) (社) 日本下水道協会 (1999)

なお、我が国ではし尿の自家処理として農地還元が行われているが、これに伴う N_2O 排出量は農業分野の「土壌からの直接排出 (3.D.1.)」において計上していることから、本排出源の算定対象には含めていない。

○ 処理後排水

処理後排水からの N_2O 排出量にかかる活動量は以下の式で求める。

$$A = A_{sp} + A_{dp} + A_{hp}$$

A : 生活排水の処理後排水中の窒素量 (活動量) [t-N]

A_{sp} : 終末処理場での処理後排水中の窒素量 [t-N]

A_{dp} : 生活排水処理施設での処理後排水中の窒素量 [t-N]

A_{hp} : し尿処理施設での処理後排水中の窒素量 [t-N]

【終末処理場】

終末処理場の処理後排水中窒素量は以下の式で求める。

$$A_{sp} = \sum_i (W_i \times D_i) \times 10^{-6}$$

W_i : 終末処理場 i における排水処理量 [m^3]

D_i : 終末処理場 i における処理後排水中の窒素濃度 [mg-N/L]

(出典) いずれのパラメータとも、(公社) 日本下水道協会「下水道統計」

【生活排水処理施設】

生活排水処理施設 (コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽 (性能評価型/構造例示型)、単独処理浄化槽) の処理後排水中窒素量は、以下の式で求める。

$$A_{dp} = \sum_i \{TN_i \times d \times P_i \times (1 - R_i)\} \times 10^{-6}$$

TN_i : 処理施設 i における一人一日当たり流入 TN 負荷量 [g-N/人日] (表 7-98 を参照のこと。)

P_i : 処理施設 i の利用人口 [人] (表 7-87 を参照のこと。)

R_i : 処理施設 i の窒素除去率 [%] (表 7-99 を参照のこと。)

d : 年間日数 [日]

ここで、各処理施設における一人当たり流入 TN 負荷量及び窒素除去率は下表のとおりである。

表 7-98 各処理施設における一人当たり流入 TN 負荷量

処理施設	処理水	一人一日当たり流入 TN 負荷量 [g-N/人日]	出典
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	10	環境省（2009）
合併処理浄化槽 （性能評価型及び構造例示型）			
単独処理浄化槽	し尿のみ	8	

表 7-99 各処理施設の窒素除去率

処理施設			窒素除去率	出典
コミュニティ・プラント			20%	(財) 東京都環境公社 (1996) を参考に専門家判断
合併処理 浄化槽	性能 評価型	窒素除去型高度処理	60%	当該施設における処理後排水中の平均的な窒素濃度 (20 mg/L)、一人一日当たり流入 TN 負荷量 (10 g/人日)、処理水量 (200L/人日) を仮定して推計
		窒素・リン除去型高度処理		
		BOD 除去型高度処理	20%	(財) 東京都環境公社 (1996) を参考に専門家判断
		その他性能評価型		
	構造例示型			
単独処理浄化槽				

【し尿処理施設】

し尿処理施設での処理後排出中の窒素量は以下の式で求める。

$$A_{hp} = W \times D \times 10^{-6}$$

W : し尿処理施設におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量¹⁾ [m³]

D : し尿処理施設の処理後排水中窒素濃度 [mg-N/L]

（出典）

1) 環境省「日本の廃棄物処理」

ここで、処理後排水中の窒素濃度はし尿処理方式別の放流水質調査データ（表 7-100）の処理能力（表 7-91）での加重平均を用いる。

表 7-100 し尿処理方式別の処理後排水中の窒素濃度

処理方式	窒素濃度 [mg-N/l]	出典
嫌気性処理	98.0	岡崎他（2001）
好気性処理	32.5	
標準脱窒素	5.5	
高負荷脱窒素	19.0	
膜分離	10.0	

○ 汚泥

汚泥の海洋投入からの CH₄ 及び N₂O 排出量にかかる活動量は以下の式で求める。

【し尿・浄化槽汚泥】

$$A = V_H \times D_H + V_J \times D_J$$

A : 海洋投入されるし尿及び浄化槽汚泥の活動量 [g-BOD]、[g-N]

V_H : 海洋投入処分されるし尿量¹⁾ [kL]

D_H : し尿中の有機物濃度/窒素濃度²⁾ [mg-BOD/L]、[mg-N/L]

V_J : 海洋投入処分される浄化槽汚泥¹⁾ [kL]

D_J : 浄化槽汚泥中の有機物濃度/窒素濃度²⁾ [mg-BOD/L]、[mg-N/L]

（出典）

1) 環境省「日本の廃棄物処理」

2) 岡崎他（2001）

【下水汚泥】

$$A = V \times D$$

A : 海洋投入される下水汚泥の活動量 [g-BOD]、[g-N]

V : 海洋投入処分される下水汚泥量¹⁾ [kL]

D : 下水汚泥中の有機物濃度/窒素濃度²⁾ [mg-BOD/L]、[mg-N/L]

(出典)

1) (公社) 日本下水道協会「下水道統計」

2) 岡崎他(2001)を基に専門家判断(浄化槽汚泥の値を代用)

見積もった活動量は表 7-101 に記す。

表 7-101 公共用水域に放出された生活排水中の有機物量及び窒素量(活動量)

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
有機物量													
未処理排水 (単独処理浄化槽から)	kt-BOD	392	381	341	267	204	181	167	144	136	121	113	108
未処理排水 (汲み取り便槽から)	kt-BOD	568	429	298	203	146	120	105	84	80	74	71	67
未処理排水 (自家処理から)	kt-BOD	46	21	9	4	2	1	1	1	1	1	1	1
し尿・浄化槽汚泥 (海洋投入処分)	kt-BOD	22	14	9	4	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
下水汚泥 (海洋投入処分)	kt-BOD	1	1	0.05	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
合計	kt-BOD	1,029	846	658	478	351	302	273	229	218	197	185	176
窒素量													
未処理排水 (単独処理浄化槽から)	kt-N	19.6	19.1	17.0	13.4	10.2	9.0	8.3	7.2	6.8	6.1	5.7	5.4
未処理排水 (汲み取り便槽から)	kt-N	28.4	21.5	14.9	10.2	7.3	6.0	5.3	4.2	4.0	3.7	3.5	3.3
未処理排水 (自家処理から)	kt-N	2.3	1.1	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.04	0.04	0.04	0.03
処理後排水	kt-N	297.0	301.2	281.8	267.0	251.6	250.0	243.0	246.8	231.8	230.1	228.7	227.8
し尿・浄化槽汚泥 (海洋投入処分)	kt-N	7.2	3.2	2.2	0.8	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
下水汚泥 (海洋投入処分)	kt-N	0.1	0.1	0.01	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO
合計	kt-N	354.6	346.0	316.4	291.5	269.1	265.1	256.7	258.2	242.7	239.9	237.9	236.6

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

生活排水の自然界における分解(5.D.1.-)における CH₄ 及び N₂O 排出係数については、類似する排出源の不確実性を代用する。活動量の不確実性については、表 7-2 にある一般廃棄物(下水を除く生活排水)の値を適用する。不確実性評価の詳細を表 7-102 に記す。

表 7-102 生活排水の自然界における分解 (5.D.1.-) における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
生活排水の自然界における分解	CH ₄	-58%	+58%	-10%	+10%	-59%	+59%	排出係数は2006年IPCCガイドラインのデフォルト値であることから、同ガイドラインの不確実性デフォルト値算定の考え方に基づき不確実性を設定。	専門家判断により設定した一般廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-58%	+58%	-10%	+10%	-59%	+59%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、CH ₄ の不確実性を代用。		

■ 時系列の一貫性

排出量算定において時系列の一貫性は担保されている。

d) QA/QC と検証

2006年IPCCガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリQC手続きを実施している。一般的なインベントリQCには、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC活動の詳細については、別添4に詳述している。

e) 再計算

統計データの更新に伴い2022年度のN₂O排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第10章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.5.2. 産業排水 (5.D.2.)

水質汚濁防止法や下水道法に基づき工場等で処理される産業排水からのCH₄及びN₂Oの排出(産業排水の処理(5.D.2.-))、工場等から放出される未処理又は処理後の産業排水が自然界において分解することに伴うCH₄及びN₂Oの排出(産業排水の自然界における分解(5.D.2.-))及び最終処分場(埋立)浸出液の処理に伴うCH₄及びN₂Oの排出(最終処分場浸出液の処理(5.D.2.-))を「産業排水(5.D.2.)」に報告する。

7.5.2.1. 産業排水の処理 (5.D.2.-)

a) 排出源カテゴリーの説明

水質汚濁防止法や下水道法に基づき工場等で処理される産業排水からのCH₄及びN₂Oの排出を「産業排水の処理(5.D.2.-)」に報告する。

b) 方法論

■ 算定方法

2006年IPCCガイドラインのデシジョンツリー (Page 6.19, Fig. 6.3) に従い、排水中の有機物量が大きな産業を対象に、CH₄、N₂O排出量を算定する。CH₄排出量の算定は、2006年IPCCガイドラインで設定されているデフォルト値が我が国の実態に即していないと考えられるため、国独自の算定方法を適用し、算定対象とした産業排水中に含まれる年間有機物量をBODベースで把握し、BODあたりの国独自の排水処理に伴うCH₄排出係数を乗じて算定する。な

お、CH₄ は排水処理時の生物処理プロセスより発生するため、活動量（生物処理により分解される排水中の有機物量）を把握するには COD ベースよりも BOD ベースの方が望ましいと考えられることから、我が国では BOD ベースで CH₄ 排出量の計算を行っている。N₂O 排出量は IPCC ガイドラインに算定方法が示されていないため、CH₄ 排出算定方法と同様の方法で、産業排水中の窒素量に国独自の N₂O 排出係数を乗じて算定を行う。

$$E = EF \times A$$

E : 産業排水の処理に伴う CH₄、N₂O 排出量 [kg-CH₄]、[kg-N₂O]

EF : 排出係数 [kg-CH₄/kg-BOD]、[kg-N₂O/kg-N]

A : 産業排水中の有機物量 [kg-BOD]、産業排水中の窒素量 [kg-N]

■ 排出係数

環境省(2018 a)により得られた実測調査（8 施設における夏季及び冬季調査）に基づく国独自の排出係数を適用する（環境省、2018 b）。

表 7-103 産業排水処理施設の排出係数

業種	CH ₄ 排出係数 [g-CH ₄ /kg-BOD]	N ₂ O 排出係数 [g-N ₂ O/kg-N]
食料品製造業	1.2	0.47
パルプ・紙・紙加工品製造業	2.5	0.014
化学工業	0.92	17
鉄鋼業	7.3	4.0
その他の業種（上記業種の平均値）	3.0	5.3

なお、我が国での嫌気性排水処理ではメタンがすべて回収されている。また、好気性処理においては、部分的に発生する嫌気状態から少量のメタンが発生していることから、国独自の排出係数を設定している。このため、我が国独自の排出係数は、嫌気性処理からの発生量に対する排出係数のデフォルト値（2006 年 IPCC ガイドライン）とは意味が異なる。

■ 活動量

CH₄ 排出に係る活動量は、排水中に含まれる有機物量を BOD ベースで把握する。算定対象は、1996 年改訂 IPCC ガイドラインに示されている業種を参考に、排水中の BOD 濃度が高く、排水の処理に伴うメタンの排出量が大きい業種について設定する（表 7-104）。産業別の有機物量は、(社) 日本下水道協会（2009）にある産業細分類ごとに行った後、中分類ごとに集計する。

ここで、CRT への活動量の報告は COD ベースが指定されているため、国独自の算定方法を採用している当該排出源の活動量を NE として報告している。

$$A_{CH_4,i} = W_i \times BOD_i / 1000$$

ここで、

$$W_i = I_i \times F_{CH_4,i} \times F_{onsite,i}$$

$A_{CH_4,i}$: 産業細分類 i の活動量 [kg-BOD]

W_i : CH₄ を発生する排水処理施設に流入する産業細分類 i の産業排水量 [m³]

BOD_i : 産業細分類 i の流入排水中の BOD 濃度 [mg-BOD/L]

I_i : 製品の処理及び洗浄に用いられる産業細分類 i の用水量 [m³]

$F_{CH_4,i}$: CH₄ 発生処理施設において処理される産業細分類 i の産業排水量割合 [%]

$F_{onsite,i}$: 工場内で処理される産業細分類 i の産業排水割合 [%]

N₂O 排出に係る活動量は産業排水中の窒素量で把握する。活動量は CH₄ 排出量の算定と同じ業種区分で集計する。

$$A_{N2O,i} = W_i \times TN_i / 1000$$

ここで、

$$W_i = I_i \times F_{N2O,i} \times F_{onsite,i}$$

$A_{N2O,i}$	: 産業細分類 i の活動量 [kg-N]
W_i	: N ₂ O を発生する排水処理施設に流入する産業細分類 i の産業排水量 [m ³]
TN_i	: 産業細分類 i の流入排水中の窒素濃度 [mg-N/L]
I_i	: 製品の処理及び洗浄に用いられる産業細分類 i の用水量 [m ³]
$F_{N2O,i}$	: N ₂ O 発生処理施設において処理される産業細分類 i の産業排水量割合 [%]
$F_{onsite,i}$	: 工場内で処理される産業細分類 i の産業排水割合 [%]

○ 排水処理施設に流入する産業排水量

排水処理施設に流入する産業排水量は経済産業省「工業統計表 用地・用水編」の産業細分類別製品処理用水及び洗浄用水量を用いる。

○ CH₄ 発生処理施設において処理される産業排水量割合

産業排水処理に伴い、活性汚泥法による排水処理及び嫌気性処理において CH₄ が発生すると考えられる。よって、環境省水・大気環境局「発生負荷量管理等調査」における、「活性汚泥」、「その他生物処理」、「膜処理」、「硝化脱窒」、「その他高度処理」の届出排水量の全排水量に対する割合を産業排水処理割合として産業中分類別に設定する。

○ N₂O 発生処理施設において処理される産業排水量割合

産業排水処理に伴い、主に脱窒等の生物処理プロセスにおいて N₂O が発生すると考えられる。CH₄ 発生処理施設において処理される産業排水量割合を N₂O 排出量の算定でも同様に用いる。

○ 工場内で処理される産業排水割合

当該情報を把握できる統計情報が得られないことから、全ての産業細分類において 1.0 と設定する。

○ 流入排水中の BOD 濃度、窒素濃度

BOD 濃度には、(社)日本下水道協会(1999)に示される産業細分類別の BOD 原水水質を用いる。窒素濃度は、同調査の産業細分類別の排出量原単位(TN)を用いる。

表 7-104 活動量の算定対象業種から排出される BOD 及び窒素濃度

産業中分類	業種	mg-BOD/L	mg-N/L
9	食料品製造業	1,470	62
10	飲料・たばこ・飼料製造業	1,138	77
11	繊維工業	386	36
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	556	37
16	化学工業	1,093	191
17	石油製品・石炭製品製造業	975	289
18	プラスチック製品製造業	268	11
19	ゴム製品製造業	112	32
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	1,810	60
22	鉄鋼業	246	310

表 7-105 産業排水中の BOD 量及び窒素量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
流入排水中有機物量													
食料品製造業	kt-BOD	297.8	326.2	306.8	289.4	311.7	307.2	348.4	348.4	348.4	348.4	348.4	348.4
飲料・たばこ・飼料製造業	kt-BOD	88.7	100.5	92.0	71.5	58.0	52.8	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0
繊維工業	kt-BOD	98.1	94.2	65.5	47.7	40.1	38.2	36.4	36.4	36.4	36.4	36.4	36.4
パルプ・紙・紙加工品製造業	kt-BOD	471.8	422.7	457.3	423.4	365.4	321.4	324.0	324.0	324.0	324.0	324.0	324.0
化学工業	kt-BOD	110.2	95.3	103.0	160.1	162.9	154.2	146.1	146.1	146.1	146.1	146.1	146.1
石油製品・石炭製品製造業	kt-BOD	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
プラスチック製品製造業	kt-BOD	6.2	5.9	6.2	6.9	6.9	7.1	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2
ゴム製品製造業	kt-BOD	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
なめし革・同製品・毛皮製造業	kt-BOD	1.3	1.1	0.8	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
鉄鋼業	kt-BOD	1.2	1.3	1.3	1.5	1.8	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
流入排水中窒素量													
食料品製造業	kt-N	15.5	16.9	16.3	15.0	16.0	15.8	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4
飲料・たばこ・飼料製造業	kt-N	3.8	4.2	4.3	3.9	2.6	2.8	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
繊維工業	kt-N	10.8	10.5	7.4	5.2	4.4	4.3	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
パルプ・紙・紙加工品製造業	kt-N	18.4	16.5	17.7	16.2	14.4	11.8	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
化学工業	kt-N	40.0	38.8	30.1	48.5	50.8	50.8	49.8	49.8	49.8	49.8	49.8	49.8
石油製品・石炭製品製造業	kt-N	0.1	0.1	0.1	0.1	0.03	0.02	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
プラスチック製品製造業	kt-N	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
ゴム製品製造業	kt-N	0.04	0.04	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
なめし革・同製品・毛皮製造業	kt-N	0.1	0.1	0.05	0.03	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
鉄鋼業	kt-N	57.7	53.9	55.5	54.7	45.6	58.9	57.5	57.5	57.5	57.5	57.5	57.5

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

排出係数の不確実性は排出係数調査(環境省、2018a)に基づき設定する。活動量の不確実性については、表 7-2 にある産業廃棄物（産業排水）の値を適用する。詳細を表 7-106 に記す。

表 7-106 産業排水の処理（5.D.2.-）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
産業排水の処理	CH ₄	-60%	+60%	-30%	+30%	-67%	+67%	環境省(2018a)に基づき不確実性を設定。	専門家判断により設定した産業廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-95%	+95%	-30%	+30%	-100%	+100%			

■ 時系列の一貫性

CH₄ 及び N₂O 発生処理施設において処理される産業排水量割合のデータが、2001 年以降は 2004 年の調査結果のみが反映可能な状態であるため、残りの期間は内挿及び据え置きを行い一貫した活動量データを構築している。算定方法自体の一貫性は確保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動の詳細については、別添 4 を参考のこと。

e) 再計算

特になし。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.5.2.2. 産業排水の自然界における分解 (5.D.2.-)

a) 排出源カテゴリーの説明

我が国で発生する産業排水の多くは産業排水処理施設において処理されているが、公共用水域に放出されている処理後排水にも窒素が残存する。また、一部の産業排水は未処理のまま公共用水域に放出されている。本カテゴリーでは、公共用水域で分解する未処理の産業排水から発生する CH₄、N₂O、及び処理後排水から発生する N₂O の報告を行う。

b) 方法論

■ 算定方法

公共用水域に放出される未処理又は処理後の産業排水から排出される CH₄・N₂O 排出量は、2006 年 IPCC ガイドラインの方法論に基づき、以下のように推計する。

$$E = EF \times A$$

E : 産業排水の自然界における分解に伴う CH₄、N₂O 排出量 [kg-CH₄]、[kg-N₂O]

EF : 排出係数 [kg-CH₄/kg-BOD]、[kg-N₂O/kg-N]

A : 産業排水中の有機物量 [kg-BOD] 又は窒素量 [kg-N]

■ 排出係数

未処理排水・処理後排水ともに CH₄ 及び N₂O の排出係数は、「7.5.1.4. 生活排水の自然界における分解 (5.D.1.-)」と同様に 2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値を用いる。

表 7-107 産業排水の自然界における分解の CH₄・N₂O 排出係数

ガス	単位	排出係数	出典
CH ₄	kg-CH ₄ /kg-BOD	0.06	2006 年 IPCC ガイドライン
N ₂ O	kg-N ₂ O/kg-N	0.0079	2006 年 IPCC ガイドライン

■ 活動量

算定対象の業種は、「7.5.2.1. 産業排水の処理 (5.D.2.-)」にある表 7-104 に示す 10 区分の産業中分類とする。

○ 未処理排水

活動量は工場・事業場から公共用水域に直接放出される未処理の産業排水中の BOD 又は窒素負荷量の合計値とする。各工場・事業場における排水中の BOD 又は窒素負荷量は環境省水・大気環境局「水質汚濁物質排出量総合調査」に示される排水量と BOD 又は窒素濃度を乗じて計算する。

$$A = \sum_i (V_i \times Q_i)$$

A : 未処理排水の活動量 (BOD 又は TN 負荷量) [kg-BOD/L]、[kg-N/L]

V_i : 公共用水域に産業排水を直接排出する工場・事業場 i における産業排水量 [m³]

Q_i : 工場・事業場 i における未処理産業排水中の BOD 又は TN 濃度 [g-BOD/L]、[g-N/L]

表 7-108 公共用水域に放出された未処理の産業排水中の BOD 及び窒素負荷量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
未処理排水中の有機物量													
食料品製造業	kt-BOD	8.0	8.5	9.0	16.3	6.2	4.3	5.0	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
飲料・たばこ・飼料製造業	kt-BOD	0.6	0.6	0.6	0.6	0.3	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
繊維工業	kt-BOD	3.4	2.9	2.2	2.2	4.4	5.1	2.5	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
パルプ・紙・紙加工品製造業	kt-BOD	9.4	8.9	8.9	8.4	3.6	6.9	3.4	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
化学工業	kt-BOD	49.5	50.6	44.9	46.7	28.3	23.4	27.2	20.8	20.8	20.8	20.8	20.8
石油製品・石炭製品製造業	kt-BOD	25.4	20.8	24.6	26.9	11.3	8.5	11.2	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1
プラスチック製品製造業	kt-BOD	0.6	0.6	0.6	0.8	0.7	0.5	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ゴム製品製造業	kt-BOD	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.04	0.1	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
なめし革・同製品・毛皮製造業	kt-BOD	0.3	0.3	0.2	0.1	0.001	0.001	0.002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
鉄鋼業	kt-BOD	39.7	37.3	40.3	36.5	26.1	19.1	26.0	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
未処理排水中の窒素量													
食料品製造業	kt-N	5.0	5.3	5.6	5.3	3.2	3.3	2.6	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
飲料・たばこ・飼料製造業	kt-N	0.6	0.6	0.6	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
繊維工業	kt-N	0.8	0.7	0.5	0.4	1.7	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
パルプ・紙・紙加工品製造業	kt-N	0.7	0.7	0.7	0.5	0.6	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
化学工業	kt-N	31.4	32.2	28.5	28.2	21.3	16.1	15.5	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
石油製品・石炭製品製造業	kt-N	19.6	16.0	18.9	8.8	7.6	7.2	6.7	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
プラスチック製品製造業	kt-N	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ゴム製品製造業	kt-N	0.3	0.3	0.2	0.3	0.1	0.1	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
なめし革・同製品・毛皮製造業	kt-N	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
鉄鋼業	kt-N	33.3	31.2	33.7	41.8	17.6	14.9	14.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2

○ 処理後排水

活動量は、工場・事業場から公共用水域に排出される処理後の産業排水中の窒素負荷量の合計値とする。各工場・事業場における排水中の窒素負荷量は環境省 水・大気環境局「水質汚濁物質排出量総合調査」に示される排水量と窒素濃度を乗じて計算する。

$$A = \sum_i (V_i \times TN_i)$$

A : 処理後排水の活動量（TN 負荷量）[kg-N/L]

V_i : 産業排水処理施設で処理した後、公共用水域に産業排水を排出する工場・事業場 i における産業排水量 [m³]

TN_i : 工場・事業場 i の産業排水中の TN 濃度 [g-N/L]

表 7-109 公共用水域に放出された処理後の産業排水中の窒素負荷量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
食料品製造業	kt-N	5.8	6.2	6.5	7.0	4.0	7.9	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
飲料・たばこ・飼料製造業	kt-N	1.1	1.1	1.1	0.7	0.6	0.5	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
繊維工業	kt-N	2.5	2.1	1.6	2.1	1.7	1.5	1.1	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
パルプ・紙・紙加工品製造業	kt-N	8.4	8.0	8.0	8.0	5.4	3.8	4.4	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
化学工業	kt-N	17.0	17.4	15.5	14.2	15.9	13.7	12.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7
石油製品・石炭製品製造業	kt-N	2.2	1.8	2.1	1.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
プラスチック製品製造業	kt-N	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ゴム製品製造業	kt-N	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
なめし革・同製品・毛皮製造業	kt-N	0.28	0.23	0.18	0.09	0.04	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
鉄鋼業	kt-N	5.3	5.0	5.4	4.1	3.1	2.1	2.7	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

産業排水の自然界における分解（5.D.2.-）における CH₄ 及び N₂O 排出係数については、類似する排出源の不確実性を代用する。活動量の不確実性については、表 7-2 にある産業廃棄物（産業排水）の値を適用する。不確実性評価の詳細を表 7-110 に記す。

表 7-110 産業排水の自然界における分解（5.D.2.-）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
産業排水の自然界における分解	CH ₄	-58%	+58%	-30%	+30%	-66%	+66%	排出係数は2006年IPCCガイドラインのデフォルト値であることから、同ガイドラインの不確実性デフォルト値算定の考え方に基づき不確実性を設定。	専門家判断により設定した産業廃棄物統計の不確実性を適用。	誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-58%	+58%	-30%	+30%	-66%	+66%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、CH ₄ の不確実性を代用。		

■ 時系列の一貫性

排出量算定において時系列の一貫性は担保されている。

d) QA/QC と検証

2006年IPCCガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリQC手続きを実施している。一般的なインベントリQCには、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC活動の詳細については、別添4に詳述している。

e) 再計算

特になし。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.5.2.3. 最終処分場浸出液の処理（5.D.2.-）

a) 排出源カテゴリーの説明

最終処分場（埋立）における浸出液処理に伴うCH₄及びN₂Oの排出を「最終処分場浸出液の処理（5.D.2.-）」に算定・報告する。

b) 方法論

■ 算定方法

一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場に埋め立てられた有機性廃棄物から将来的に浸出液中に移行する有機物量（kg-BOD）及び窒素量（kg-N）を活動量として、2006年IPCCガイドラインに示された生活排水の自然界における分解に伴うCH₄・N₂O排出量算定方法を適用し、以下のとおりCH₄及びN₂O排出量を算定する。

$$E = EF \times L_i$$

E : CH₄・N₂O 排出量

EF : CH₄・N₂O 排出係数

L_i : 埋め立てられた有機性廃棄物から将来的に浸出液中に移行する有機物量・窒素量 [kg-BOD]、[kg-N]

■ 排出係数

2006年IPCCガイドラインに示された生活排水の自然界における分解に伴うCH₄及びN₂O各排出係数の算定方法に基づき設定する。

○ CH₄

2006年 IPCC ガイドラインに従い、最大メタン生成能 (B_0) にメタン変換係数 (MCF) を乗じて設定する。最大メタン生成能は 2006 年 IPCC ガイドラインに示される「生活排水 (domestic wastewater)」のデフォルト値を用いて 0.6 [kg-CH₄/kg-BOD] と設定する。メタン変換係数は、「処理設備 (treated system)」の「嫌気処理槽 (anaerobic reactor)」の場合のデフォルト値である 0.8 を採用する。

$$\begin{aligned} EF_{CH_4} &= B_0 \times MCF \\ &= 0.6 \text{ [kg-CH}_4\text{/kg-BOD]} \times 0.8 \\ &= 0.48 \text{ [kg-CH}_4\text{/kg-BOD]} \end{aligned}$$

B_0 : 最大メタン生成能 [kg-CH₄/kg-BOD] (IPCC デフォルト値 : 0.6)

MCF : メタン変換係数 (IPCC デフォルト値 : 0.8)

○ N₂O

N₂O の排出係数 (排水中の窒素負荷量あたりの N₂O 排出量) は、2006 年 IPCC ガイドラインに示されるデフォルト値 0.005 (kg-N₂O-N/kg-N) を単位換算して設定する。

$$\begin{aligned} EF_{N_2O} &= 0.005 \text{ [kg-N}_2\text{O-N/kg-N]} \times 44/28 \\ &= 0.0079 \text{ [kg-N}_2\text{O/kg-N]} \end{aligned}$$

■ 活動量

CH₄・N₂O の排出に係る活動量は、環境省 (2010) に基づき、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場における有機性廃棄物最終処分量あたりの有機物量・窒素量の浸出液中への移行率を設定し、埋め立てられた有機性廃棄物から将来的に浸出液中に移行する BOD 量・TN 量 (潜在量) にて把握する。

○ CH₄

$$L_{BODi} = F_{BOD} \times W \times T_i$$

L_{BODi} : 埋め立てられた有機性廃棄物から将来的に浸出液中に移行する有機物量 [kg-BOD]

F_{BOD} : 有機性廃棄物最終処分量あたりの有機分の浸出液中への移行率 [kg-BOD/t]
環境省 (2010) より 0.188 [kg-BOD/t] と設定する。

W : 有機性廃棄物最終処分量 [t] (直接最終処分+処理後最終処分 (焼却灰含む))
環境省「循環利用量調査報告書」より把握する。

T_i : i 処分場において生物処理される浸出液の割合
環境省 (2010) より、87.6%と設定する。

○ N₂O

$$L_{TNi} = F_{TN} \times W \times T_i$$

L_{TNi} : 埋め立てられた有機性廃棄物から将来的に浸出液中に移行する窒素量 [kg-N]

F_{TN} : 有機性廃棄物最終処分量あたりの有機分の浸出液中への移行率 [kg-N/t]
環境省 (2010) より、0.254 [kg-N/t] と設定する。

W : 有機性廃棄物最終処分量 [t] (直接最終処分+処理後最終処分 (焼却灰含む))
環境省「循環利用量調査報告書」より把握する。

T_i : i 処分場において生物処理される浸出液の割合
環境省 (2010) より、87.6%と設定する。

表 7-111 最終処分場浸出液処理に伴う有機物量及び窒素量（活動量）

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
有機物量	kt-BOD	2.6	2.5	2.2	1.6	0.8	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
窒素量	kt-N	3.5	3.3	3.0	2.2	1.1	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

最終処分場浸出液の処理（5.D.2.-）における CH₄ 及び N₂O 排出係数については、類似する排出源の不確実性を代用する。活動量の不確実性については、表 7-2 にある産業廃棄物（産業排水）の値を適用する。詳細を表 7-112 に記す。

表 7-112 最終処分場浸出液の処理（5.D.2.-）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
最終処分場浸出液の処理	CH ₄	-39%	+39%	-100%	+100%	-107%	+107%	排出係数出典の環境省(2010)より引用。	活動量の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により設定。	誤差伝播式で合成。
	N ₂ O	-39%	+39%	-100%	+100%	-107%	+107%	排出係数の不確実性に関する情報が把握できないため、CH ₄ の不確実性を代用。		

■ 時系列の一貫性

排出量算定において時系列の一貫性は確保されている。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動の詳細については、別添 4 を参考のこと。

e) 再計算

統計データの更新に伴い 2022 年度の CH₄ 及び N₂O 排出量の再計算を行った。再計算の影響の程度については、第 10 章を参照のこと。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

7.6. その他（5.E.）

本カテゴリーでは、化石燃料起源の界面活性剤の分解に伴い排出される CO₂ 排出量を算定する。推定したその他カテゴリーからの温室効果ガス排出量を表 7-114 に示す。

表 7-113 その他（5.E.）で排出量の算定を行う区分

区分	算定対象	処理方式	CO ₂	CH ₄	N ₂ O
5.E.1. (7.6.1)	化石燃料起源の界面活性剤	排水処理施設及び自然界における分解	○	NA	NA

2023 年度における当該排出源カテゴリーからの温室効果ガス排出量は 597 kt-CO₂ 換算であり、我が国の温室効果ガス総排出量（LULUCF を除く）の 0.06% を占めている。また、1990 年度の排出量と比較すると 15.0% の減少となっている。本カテゴリーの排出量の減少には、PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度によりアルキルベンゼン系界面活性剤の消費量が減少したことが寄与している。

表 7-114 その他（5.E.）カテゴリーからの温室効果ガス排出量

ガス	区分	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
CO ₂	5.E. その他（化石燃料起源の界面活性剤の分解）	kt-CO ₂	703	668	656	507	527	605	625	582	597	679	654	597

7.6.1. 化石燃料起源の界面活性剤の分解（5.E.-）

a) 排出源カテゴリーの説明

我が国では家庭や工場等における各種洗浄の際に界面活性剤が使用されている。排水処理施設及び自然界に放出された化石燃料起源の界面活性剤の分解に伴い CO₂ が排出される。本排出源は廃棄物分野の既存区分（5.A.～5.D.）に対応しないことから、「その他（5.E.）」に報告する。「排水の処理と放出に伴う CH₄・N₂O 排出」と「化石燃料起源の界面活性剤の分解に伴う CO₂ 排出」は異なるガス種類を算定対象としており、温室効果ガスの重複計上等の相互関係は存在しない。

b) 方法論

■ 算定方法

2006 年 IPCC ガイドラインには該当する排出量算定方法が記載されていないため、国独自の算定方法を適用する。国内で消費された化石燃料起源の界面活性剤中炭素の全量が排水処理施設及び自然界に放出され、最終的に CO₂ に分解され大気中に排出すると想定する。

本カテゴリーにおける CO₂ 排出量は、化石燃料起源の界面活性剤原料別の消費量に、当該原料中の炭素含有率を乗じて算定する。算定対象の界面活性剤原料は「合成アルコール」「アルキルベンゼン」「アルキルフェノール」「エチレンオキサイド」とする。

なお、排水処理施設に排出された化石燃料起源の界面活性剤中の炭素分の一部は汚泥により吸着及び資化される。これらの炭素分は微生物による分解ではなく、余剰汚泥の焼却及び埋立処分に伴い大気中に排出されるが、本算定における CO₂ 排出に含めて計算されている。

■ 排出係数

化石燃料起源の界面活性剤原料別の種類別に、分子中の平均的な炭素含有率より 1t の界面活性剤が分解された際に排出される kg で表した CO₂ の量を求め、排出係数を設定する。

$$EF_i = CF_i \times 1,000 \times 44/12$$

EF_i : 原料界面活性剤の化石燃料起源の原料 i の排出係数

CF_i : 界面活性剤の化石燃料起源の原料 i 中の平均的な炭素含有率

表 7-115 界面活性剤の化石燃料起源の原料別の平均的な炭素含有率

原料種類	炭素数	分子量	炭素含有率	設定根拠
合成アルコール	12	186	77.4%	C12 アルコールを代表的な成分として設定
アルキルベンゼン	18	246	87.8%	C12 アルキルベンゼンを代表的な成分として設定
アルキルフェノール	15	220	81.8%	C9 アルキルフェノールを代表的な成分として設定
エチレンオキシド	2	44	54.5%	エチレンオキシドの分子量より設定 (C ₂ H ₄ O)

■ 活動量

活動量は、排水処理施設及び自然界に排出された界面活性剤の製造に用いられた化石燃料起源の原料消費量である。我が国で生産される界面活性剤は一部輸出されるため、界面活性剤原料使用統計から把握した界面活性剤消費量に輸出入量補正係数を乗じて活動量を算定する。

○ 界面活性剤の原料消費量

界面活性剤原料消費量は経済産業省「生産動態統計 化学工業統計編」に示される界面活性剤等の原材料消費量を用いる。2002 年度以降は消費量の取りまとめが行われていないことから、同統計の界面活性剤生産量と、1990～2001 年度における生産量に対する原料の割合の単純平均値（k 値）を用いて消費量の推計を行う。

○ 輸出入量補正係数

財務省「貿易統計」に示された「陰イオン系界面活性剤」「非イオン系界面活性剤」の分類別輸出入量と界面活性剤生産量より算定する。界面活性剤原料の中にはいくつかの異なる界面活性剤の原料として用いられるものがあるため、その場合は該当する界面活性剤の分類ごとの輸出入量補正係数を界面活性剤生産量で加重平均して輸出入量補正係数を設定する。

$$F_{corr.} = (P + I - E)/P$$

$F_{corr.}$: 輸出入量補正係数

P : 界面活性剤生産量 [t]

I : 界面活性剤輸入量 [t]

E : 界面活性剤輸出量 [t]

表 7-116 化石燃料起源の界面活性剤の分解に伴う活動量

項目	単位	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2015	2019	2020	2021	2022	2023
合成アルコール	t	29,239	16,253	28,285	31,609	33,750	43,324	44,299	43,762	48,057	53,151	51,216	44,980
アルキルベンゼン	t	105,432	102,794	80,832	47,349	50,519	44,980	44,044	31,291	25,309	26,984	27,720	25,711
アルキルフェノール	t	10,141	8,798	7,454	3,448	2,054	4,318	4,873	4,711	3,677	4,363	4,076	3,419
エチレンオキシド	t	124,984	132,175	146,509	127,150	131,148	161,969	171,380	171,687	184,127	214,129	203,761	188,282

c) 不確実性評価と時系列の一貫性

■ 不確実性評価

CO₂ 排出係数の不確実性については、排出係数算定に用いた分子量データをもとに専門家判断により設定する。活動量については、不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により一般廃棄物統計と同値を設定する。

表 7-117 化石燃料起源の界面活性剤の分解（5.E.-）における不確実性評価

項目	GHGs	排出係数の不確実性		活動量の不確実性		排出量の不確実性		排出係数の不確実性設定方法	活動量の不確実性設定方法	排出量の不確実性設定方法
		(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)			
化石燃料起源の界面活性剤の分解	CO ₂	-1%	+1%	-10%	+10%	-10%	+10%	排出係数算定に用いた分子量データをもとに専門家判断により不確実性を設定。	活動量の不確実性に関する情報が把握できないため、専門家判断により一般廃棄物統計と同値を設定。	誤差伝播式で合成。

■ 時系列の一貫性

排出量算定において一貫した手法を用いている。ただし、活動量として利用している界面活性剤原料消費量の統計値が 2001 年で廃止されているため、2002 年以降は生産量から推計する方法を適用している。

d) QA/QC と検証

2006 年 IPCC ガイドラインに従った方法で、一般的なインベントリ QC 手続きを実施している。一般的なインベントリ QC には、排出量の算定に用いている活動量、排出係数等パラメータのチェック、及び出典文献の保存が含まれる。QA/QC 活動の詳細については別添 4 を参照のこと。

e) 再計算

特になし。

f) 今後の改善計画及び課題

特になし。

参考文献

1. ASTM International, *Standard Test Methods for Determining the Biobased Content of Solid, Liquid, and Gaseous Samples Using Radiocarbon Analysis*, ASTM D6866-20 (2020)
2. IPCC「国家温室効果ガスインベントリのための1996年改訂IPCCガイドライン」(1997)
3. IPCC「温室効果ガスインベントリにおけるグッドプラクティスガイダンス及び不確実性管理報告書」(2000)
4. IPCC「国家温室効果ガスインベントリのための2006年IPCCガイドライン」(2006)
5. IPCC「2006年IPCC国家温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良」(2019)
6. 環境庁「二酸化炭素排出量調査報告書」(1992)
7. 環境庁「平成7年度大気汚染物質排出量総合調査」(1995)
8. 環境庁「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第2部」(2000)
9. 環境省ごみ固形燃料適正管理検討会「ごみ固形燃料の適正管理方策について」(2003)
10. 環境省「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第1部」(2006a)
11. 環境省「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部」(2006b)
12. 環境省廃棄物・リサイクル対策部「メタンガス化(生ごみメタン)施設整備マニュアル, 平成20年1月」(2008)
13. 環境省廃棄物・リサイクル対策部「よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル, 平成21年3月」(2009)
14. 環境省「平成21年度廃棄物分野の温室効果ガス排出係数正確化に関する調査業務報告書」(2010)
15. 環境省廃棄物・リサイクル対策部「特別管理産業廃棄物に係る温室効果ガス排出量推計調査報告書(平成21年度及び22年度)」(2010-2011)
16. 環境省地球環境局低炭素社会推進室「平成23年度温室効果ガスインベントリ作成のための排出係数開発等調査」(2012)
17. 環境省地球環境局低炭素社会推進室「我が国の温室効果ガスインベントリにおける不確実性評価ガイドライン」(2013a)
18. 環境省「平成24年度温室効果ガス排出量算定方法検討会第2回廃棄物分科会」(2013b)
19. 環境省地球環境局低炭素社会推進室「平成24年度温室効果ガスインベントリ作成のための分散型生活排水処理に係る排出係数開発調査」(2013c)
20. 環境省「平成26年度温室効果ガス排出量算定方法検討会第2回廃棄物分科会」(2015)
21. 環境省地球環境局低炭素社会推進室「廃棄物分野の温室効果ガス排出量削減対策効果の算定に向けた排出係数開発等調査」(2018a)
22. 環境省「平成29年度温室効果ガス排出量算定方法検討会第2回廃棄物分科会」(2018b)
23. 環境省環境再生・資源循環局「使用済紙おむつの再生利用に関するガイドライン」(2020a)
24. 環境省「令和2年度温室効果ガス排出量算定方法検討会第1回廃棄物分科会」(2020b)
25. 環境省「令和2年度温室効果ガス排出量算定方法検討会第2回廃棄物分科会」(2021)
26. 環境省「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(2024)
27. 環境省「令和6年度温室効果ガス排出量算定方法検討会」(2025)
28. 環境省環境再生・資源循環局「日本の廃棄物処理」
29. 環境省環境再生・資源循環局「一般廃棄物処理実態調査」
30. 環境省環境再生・資源循環局「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(廃棄物等循環利用量実態調査編)」
31. 環境省環境再生・資源循環局「廃棄物統計等の精度向上及び迅速化のための検討調査報告書」
32. 環境省環境再生・資源循環局「不法投棄等産業廃棄物残存量調査結果」

33. 環境省環境再生・資源循環局「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化実績について」
34. 環境省環境再生・資源循環局「浄化槽の指導普及に関する調査」
35. 環境省環境再生・資源循環局「産業廃棄物処理施設状況調査」
36. 環境省環境再生・資源循環局「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」
37. 環境省環境再生・資源循環局「産業廃棄物行政組織等調査報告書」
38. 環境省水・大気環境局「発生負荷量管理等調査」
39. 環境省水・大気環境局「水質汚濁物質排出量総合調査」
40. 厚生労働省生活衛生局水道環境部「産業廃棄物行政組織等調査報告書」（1995-1999）
41. 厚生労働省「介護保険事業状況報告」
42. 総務省「人口推計」
43. 国土交通省都市・地域整備局下水道部「バイオソリッド利活用基本計画策定マニュアル（案）」（2003）
44. 経済産業省「工業統計表 用地・用水編」
45. 経済産業省「生産動態統計 化学工業統計編」
46. 経済産業省「繊維・生活用品統計年報」
47. 経済産業省「産業分類別の副産物（産業廃棄物・有価発生物）発生状況等に関する調査」
48. 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」
49. 財務省「貿易統計」
50. 石川県、大阪市、神奈川県、京都府、神戸市、新潟県、広島県、兵庫県、福岡県、北海道「固定発生源からの温室効果ガス排出量原単位作成調査」（1991-1997）
51. 石川県、大阪市、神奈川県、京都府、広島県、兵庫県「固定発生源からの温室効果ガス排出量原単位作成調査」（1991-1999）
52. 兵庫県「固定発生源からの温室効果ガス排出係数調査」（1994）
53. 兵庫県「ひょうごエコタウン構想」（2003）
54. 神奈川県「固定発生源からの温室効果ガス排出係数調査」（1994）
55. 国土技術政策総合研究所「平成 12 年度下水道関係調査研究年次報告書集」国総研資料第 10 号 p. 93-96（2001）
56. 国土技術政策総合研究所「平成 13 年度下水道関係調査研究年次報告書集」国総研資料第 64 号 p. 119-122（2002）
57. （公財）容器包装リサイクル協会「再商品化（リサイクル）実績」
58. （財）日本環境衛生センター「廃棄物基本データ集 Fact Book 2000」（2001）
59. （財）日本環境衛生センター「メタン等排出量分析調査結果報告書 平成元年度環境庁委託業務」（1990）
60. （財）東京都環境公社「水辺環境と窒素 一脱窒素型の小規模合併処理浄化槽の開発一」東京都環境科学研究所ニュース No.7（1996 年 5 月号）（1996）
61. （一社）日本経済団体連合会「環境自主行動計画（循環型社会形成編）フォローアップ調査結果」
62. （一社）日本鉄鋼連盟「地球温暖化対策への取組状況について～カーボンニュートラル行動計画報告～」
63. （一社）セメント協会「セメントハンドブック」
64. （一社）日本自動車タイヤ協会「日本のタイヤ産業」
65. （一社）日本衛生材料工業連合会「日衛連 NEWS」
66. （社）畜産技術協会「畜産における温室効果ガスの発生制御」（2002）
67. （一社）潤滑油協会「潤滑油リサイクルハンドブック」

68. (社) 日本下水道協会「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 平成 11 年版」(1999)
69. (社) 日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」(2009)
70. (公社) 日本下水道協会「下水道統計 (行政編)」
71. (公社) 日本水道協会「水道統計 (施設・業務編)」
72. (一社) 地域資源循環技術センター「バイオマス利活用技術情報データベース」
73. 日本化学繊維協会「繊維ハンドブック」
74. 廃棄物学会「廃棄物ハンドブック」(1997)
75. 大気環境学会「温室効果ガス排出量推計手法調査報告書」(1996)
76. PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル年次報告書」
77. 藤本政裕「下水汚泥と街路樹剪定枝葉の有効利用について」地域技術第 15 号、福井県雪対策・建設技術研究所 (2002)
78. 藤島夕喜代、北川賀津一、中村静夫、木津良一「多段蒸留方式による有機汚泥ゼロエミッション処理技術の確立」平成 15 年度研究報告、石川県工業試験場 (2004)
79. 池道彦、惣田訓「B-071 わが国の排水処理ストリームにおける炭素・窒素フローの評価と CH_4 および N_2O の削減対策の評価」環境省地球温暖化環境研究総合推進費研究 (2010)
80. 伊藤和憲「LFG 発生量の推定についての一考察」東京都清掃技報第 18 号 (1992)
81. 上野広行、辰市祐久、岩崎好陽「ごみ焼却炉からの亜酸化窒素及びメタンの排出要因の検討」東京都環境科学研究所年報 (1992)
82. 中村富雄、安田憲二、田所正晴、桜井敏郎「下水汚泥焼却における亜酸化窒素の排出実態について」第 20 回全国都市清掃研究発表会講演論文集、p. 391-393 (1998)
83. 松原誠、水落元之「下水処理場からの亜酸化窒素放出量調査」環境衛生工学研究 8(3) (1994)
84. 岡崎貴之、清水敏秀、森田昭「し尿処理施設の精密機能検査にみる運転実績の現状について (第 4 報)」日本環境衛生センター所報第 28 号 (2001)
85. 大村友章、河窪義男、山田正人「高負荷型し尿処理施設における亜酸化窒素排出係数に関する考察」都市清掃第 57 巻第 260 号 (2004)
86. 大嶋吉雄・河井竹彦「下水汚泥の燃料化に関する調査」土木研究所資料第 2509 号、昭和 61 年度下水道関係調査研究年次報告書集、建設省土木研究所 (1986)
87. 関勝四郎「新型固形燃料 RPF の現状と新技術 C-RPF について」環境管理 40 (8) (2004)
88. 鈴木善三、落修一、宮田和男「下水汚泥流動焼却炉の亜酸化窒素排出量の連続測定」第 11 回環境工学総合シンポジウム 2001 講演論文集、p. 387-390 (2001)
89. 竹石和夫、渡部春樹、松原誠、佐藤和明、前橋隆介、田中忠美、三羽宏明、若杉泰弘、山下研二「流動炉における排ガス成分の挙動解明及び削減に関する共同研究報告書、建設省土木研究所・名古屋下水道局」(1994)
90. 竹石和夫、渡部春樹、松原誠、平山孝浩、前橋隆介、高麗昭憲、若杉泰弘、吉川開二「流動炉における排ガス成分の挙動解明及び削減に関する共同研究報告書、建設省土木研究所・名古屋下水道局」(1996)
91. 田中伸行、安達忠弘、瀬野尾昭吾、吉田昭「下水処理汚泥の成分について」東北農業研究 27 (1980)
92. 田中勝、井上雄三、松澤裕、大迫政治、渡辺征夫「B-2 (1) 廃棄物処理場からの放出量の解明に関する研究」平成 6 年度地球環境研究総合推進費研究調査報告書 (1995)
93. 田中勝、井上雄三、大迫政治、山田正人、渡辺征夫「B-16 (7) 廃棄物分野における CH_4 ・ N_2O の発生抑制対策に関する研究」平成 9 年度地球環境研究総合推進費研究調査報告書 (1998)
94. 田中勝、「廃棄物学概論」丸善 (1998)
95. 上野広行、辰市祐久、大岩川由有子「下水処理場における N_2O の削減対策の検討」東京都環境科学研究所年報 (1995)

96. 安田憲二、高橋通正、矢島巖、金子幹宏「下水汚泥焼却にともなう亜酸化窒素の排出挙動」
廃棄物学会論文誌 vol. 5、No.4 (1994)

